官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働九八）　一
○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（国土交通五九）　二
〔法規的告示〕
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（国土交通六七一）　二九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇四
地方公共団体
公示送達関係　一四九
会社その他
会社決算公告　一五四

省令

○厚生労働省令第九十八号

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三十五条第一項及び第四十条の規定に基づき、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部を改正する省令

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び第六号を次のように改める。

様式第一号（第一条関係）

（表　面）

※※
第　　号

※市区町村 受付年月日　令和　・　・	※市区町村　令和　・　・ 提　出　第　　号	※市区町村　令和　・　・ 再提出　第　　号

特別児童扶養手当認定請求書

あなたについて

①ふりがな 氏名・性別	---------- 男・女	②生年月日	昭和 平成 令和　・　・	③個人番号		④配偶者の有無	ある・ない
⑤住所	TEL　（　　）			名称	口座番号		
		⑥支払希望金融機関					
				□公金受取口座を利用します			
⑦職業又は勤務先名	TEL　（　　）	⑧勤務先所在地					

障害児について

⑨支給対象障害児の氏名（生年月日）	平成 令和　年　月　日生	平成 令和　年　月　日生
⑩個人番号		
⑪請求者との続柄（同居・別居の別）	（同　居・別　居）	（同　居・別　居）
⑫父の氏名		
⑬母の氏名		
⑭障害による年金の受給状況	支給されている 支給停止 申請中　種類（　　） 支給されない	支給されている 支給停止 申請中　種類（　　） 支給されない
⑮身体障害者手帳の番号及び障害等級		
⑯障害名		

あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について

⑰令和　年分所得	⑱請求者	⑲配偶者	⑳扶養義務者	
氏名				
㉑個人番号				
㉒同一生計配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（請求者については、㋑70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数　㋺特定扶養親族の数　㋩16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数））	人 （㋑　人） （㋺　人） （㋩　人）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）
㉓㉒以外で前年の12月31日において請求者によって生計を維持していた児童	人			

㉔所得額	円	※円	円	※円	円	※円	円	※円
控除 ㉕障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円	人	円
控除 ㉖特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円	人	円
控除 ㉗障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別	障・特障・寡・ひとり・勤	円	障・特障・寡・ひとり・勤	円	障・特障・寡・ひとり・勤	円	障・特障・寡・ひとり・勤	円
控除 ㉘		円		円		円		円
控除 ㉘		円		円		円		円
控除 ㉙社会保険料等相当額		円		円		円		円
㉚控除後の所得額		円		円		円		円

関係書類を添えて、特別児童扶養手当の受給資格の認定を請求します。

令和　年　月　日

氏　名

知事
市長　殿

※審査	事項	
	上記のとおり相違ありません。 令和　年　月　日 市区町村長	

※※認定（支給停止）・却下	支給開始年月	対象障害児数	手当月額	支払期別金額		受給者記号・番号
		（1級）　人	円	12月	円	第　号
		（2級）　人	月から　円	4月	円	
			月から　円	8月	円	

※添付書類	戸籍、住民票、診断書・X線フイルム、前住地の所得証明書、養育申立書・証明書、別居監護申立書・証明書、介護申立書、その他（　　）
※備考	

（A列4番）

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書（かい）ではっきり書いてください。

（裏　面）

注意

1　⑥の欄は、支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その正しい名称及び口座番号を記入してください。手当の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座（※）を利用する場合は、「□公金受取口座を利用します」のチェックボックスにチェックしてください。

なお、公金受取口座を利用する場合は、口座情報の記載や通帳の写しの添付等は不要です。

（※）公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座である公金受取口座をいいます。

2　⑫及び⑬の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。

3　⑭の欄は、支給対象障害児の障害による年金の受給について、該当する文字を○で囲んでください。

なお、「障害による年金」とは、厚生年金保険の障害厚生年金又は障害年金、各種共済組合の障害共済年金又は障害年金、労働者災害補償保険の障害補償年金等をいいます。

4　⑳の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

5　㉒の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族（控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除きます。）の合計数を記入してください。

なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してください。

(1)　請求者については、㋑に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㋺に特定扶養親族の数を、㋩に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。

(2)　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

6　㉓の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。

7　㉔の欄は、前年（1月から6月までの間に請求をする人の場合には、前々年をいいます。）の所得について都道府県民税の総所得金額（給与所得又は公的年金等がある場合には、給与所得及び公的年金等の合計額から10万円を控除した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

8　㉗の欄は、⑱、⑲又は⑳の欄に掲げる者が、地方税法に定める特別障害者以外の障害者控除若しくは特別障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、該当するものを○で囲んでください。

9　㉘の欄は、前年の所得についての地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除又は特定親族特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額等を記入してください。

10　この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。

(1)　あなたと支給対象障害児の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

(2)　請求者が父又は母である場合であって、請求者以外の父又は母も支給対象障害児を監護しているときは、その請求者が主としてその障害児の生計を維持していること、又は主としてその障害児を介護していることを明らかにすることができる書類

(3)　請求者が父又は母である場合であって、支給対象障害児と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類

(4)　請求者が父母以外の者である場合は、支給対象障害児の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者がその障害児を養育していることを明らかにすることができる書類

(5)　支給対象障害児についての医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときには、エックス線直接撮影写真

呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゅう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他

(6)　本年1月2日以後現住所に転入された方は、㉒から㉘までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書

11　この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

様式第六号（第四条関係）

（表　面）

※※整理番号　第　　号	※市区町村受付年月日　令和　・　・	※市区町村提出　令和　・　・

特別児童扶養手当所得状況届　（令和　　年分）

①受給者記号・番号　第　　号		②氏名		③住所	
④個人番号		⑤受給資格者	⑥配偶者	⑦扶養義務者	
氏名					
⑧個人番号					
⑨同一生計配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（受給資格者については、㋑70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数、㋺特定扶養親族の数、㋩16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数））		人 （㋑　人） （㋺　人） （㋩　人）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）
⑩⑨以外で前年の12月31日において受給資格者によって生計を維持していた児童		人			
⑪所得額		円　※円	円　※円	円　※円	円　※円
控除 ⑫障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の数		人　円	人　円	人　円	人　円
控除 ⑬特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数		人　円	人　円	人　円	人　円
控除 ⑭障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別		障・特障・寡・ひとり・勤　円	障・特障・寡・ひとり・勤　円	障・特障・寡・ひとり・勤　円	障・特障・寡・ひとり・勤　円
控除 ⑮		円　円	円　円	円　円	円　円
		円　円	円　円	円　円	円　円
控除 ⑯社会保険料等相当額		円	円	円	円
⑰控除後の所得額		円	円	円	円

⑱本年８月１日における支給対象障害児の状況

障害児氏名	続柄	個人番号	生年月日	同居別居の別	在学学校名	学年
			平成・令和　・　・	同居 別居		
			平成・令和　・　・	同居 別居		
			平成・令和　・　・	同居 別居		
			平成・令和　・　・	同居 別居		
			平成・令和　・　・	同居 別居		

上記のとおり、所得状況を届け出ます。

令和　　年　　月　　日

知　事
市　長　　殿

氏名

※審査	⑤～⑰欄の記載事項	⑱の欄及びその他の欄の記載事項	

上記のとおり、相違ありません。

令和　　年　　月　　日

市区町村長

※※　所得制限額　　以上・未満

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。

（A列4番）

（裏　面）

注意

１　この届は、毎年8月12日から9月11日までの間に出してください。この期間中に出さないと手当の支払が差し止められることがあります。

なお、本年7月以降に認定請求書を出している方は、出す必要がありません。

２　⑦の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

３　⑨の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族（控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除きます。）（以下「扶養親族等」といいます。）の合計数を記入してください。

なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してください。

(1)　受給資格者については、㋑に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㋺に特定扶養親族の数を、㋩に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。

(2)　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

４　⑩の欄の「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。

５　⑪の欄は、前年の所得について、都道府県民税の総所得金額（給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

６　⑫及び⑬の欄は、扶養親族等について該当する人の数を記入してください。

７　⑭の欄は、⑤、⑥又は⑦の欄に掲げる者が、地方税法に定める特別障害者以外の障害者控除若しくは特別障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、該当するものを○で囲んでください。

８　⑮の欄は、前年の所得について、地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除又は特定親族特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額等を記入してください。

９　本年1月2日以後現住所に転入された方は、⑨から⑮の欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書を添えて出してください。

10　この届について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

様式第三号（第二条・第五条関係）

（表　面）

				※受付　　年　　月　　日　　番号		
障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届						
①　受給資格者	（ふりがな） 氏　名			個人番号		
	住　所					
②　配偶者	氏　名		個人番号		住　所	
③　扶養義務者	氏　名		個人番号		住　所	
	受給資格者との続柄					

④　令和　　年所得	⑤　受給資格者		⑥　配偶者		⑦　扶養義務者	
⑧　同一生計配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（受給資格者については、㋐70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数、㋑特定扶養親族の数、㋒16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数））	（㋐　人） （㋑　人） （㋒　人）	人	（　人）	人	（　人）	人
⑨　所得額	円	※㋐円	円	※㋑円	円	※㋒円
控除　⑩　障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円
控除　⑪　特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円
控除　⑫　障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別	寡・ひとり・勤	円	障・特障・寡・ひとり・勤	円	障・特障・寡・ひとり・勤	円
控除　⑬	円	円	円	円	円	円
控除	円	円	円	円	円	円
控除　⑭　社会保険料等相当額	円	円		円		円
⑮　控除後の所得額		円		円		円

上記のとおり、相違ありません。

令和　　年　　月　　日

氏名

殿

※審査	

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。

◎　字は楷書（かい）ではっきり書いてください。

◎　※の欄は記入しないでください。

（A列4番）

（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正）

第二条　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

様式第三号、第五号（表面）及び第七号を次のように改める。

（裏　面）

注意

１　③の欄は、あなたの子、父、母、孫、祖父母、その他の直系血族又は兄弟姉妹のうち、あなたの生計を維持している人について記入してください。

２　⑧の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族（控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除きます。）の合計数を記入してください。

なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してください。

１　受給資格者については、㋐に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㋑に特定扶養親族の数を、㋒に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。

２　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

３　⑨の欄は、前年（1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額（給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。所得がない場合は、「なし」と記入してください。

４　⑩の欄は、⑧の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数を記入してください。

５　⑪の欄は、⑧の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数を記入してください。

６　⑫の欄は、⑤、⑥又は⑦の欄に掲げる者が、地方税法に定める特別障害者以外の障害者控除若しくは特別障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、該当するものを〇で囲んでください。

なお、受給資格者については、地方税法に定める特別障害者以外の障害者控除又は特別障害者控除の額は控除しません。

７　⑬の欄は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除又は特定親族特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額を記入してください。

８　⑭の欄は、受給資格者が地方税法に定める社会保険料控除を受けたときに当該控除額を記入してください。

この所得状況届には、次の書類を添えて出してください。

１　⑨の欄の所得額について、市区町村長の証明書

２　⑩から⑬までの欄に記入した事項について、市区町村長の証明書

様式第五号（第十五条関係）

（表　面）

※受付　　年　　月　　日

特別障害者手当認定請求書

認定を受けようとする者	①（ふりがな） 氏　　名・性　　別		男・女
	②生年月日	明治 大正 昭和　　年　　月　　日　　満　　歳 平成 令和	
	③住所		④個人番号
他制度の適用状況	⑤障害基礎年金・老齢年金、遺族年金等の受給状況	１　受給している ２　支給停止されている ３　申請中 年金等の種類（　　） 証書記号番号（　　） ４　受給していない 年金等の種類（　　） 証書記号番号（　　）	
	⑥身体障害者手帳の所有状況	１　あり　番号（　　）　等級（　　級）　障害名（　　）　２　なし	
⑦施設への入所状況		１　収容されている（　　）　２　されていない	
⑧病院等への入院状況		１　入院している（　　年　　月　　日から）　２　していない	
⑨その他			
⑩支払希望金融機関		銀行 信用金庫 （　　）　本店 支店 出張所　普通 当座 （　　）　口座番号	
		ゆうちょ銀行　記号　　番号	
		口座名義人 カナ	
		□　公金受取口座を利用します	

関係書類を添えて、特別障害者手当の受給資格の認定を請求します。

令和　　年　　月　　日

氏　名

殿

※ 認　定 却　下	年　　月　　日 （支給開始　　年　　月）	※ 備　　考	

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。

◎　字は楷書（かい）ではつきり書いてください。

◎　※の欄は記入しないでください。

（A列4番）

様式第七号（第十五条関係）

（表　面）

※受付　年　月　日　番号

特別障害者手当所得状況届

①　受給資格者	（ふりがな） 氏　名 住　所			個人番号	
②　配偶者	氏　名		個人番号		住　所
③　扶養義務者	氏　名 （受給資格者との続柄）		個人番号		住　所

		⑤　受給資格者	⑥　配偶者	⑦　扶養義務者
④	令和　年所得			
⑧	同一生計配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（受給資格者については、㋐70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数、㋑特定扶養親族の数、㋒16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数））	人 （㋐　人） （㋑　人） （㋒　人）	人 （　人）	人 （　人）
⑨	受給資格者に係る所得額（欄外の記入要領参照）	円　※ア　円		
⑩	配偶者・扶養義務者に係る所得額		円　※イ　円	円　※ウ　円
控除 ⑪	障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人　円	人　円	人　円
控除 ⑫	特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人　円	人　円	人　円
控除 ⑬	障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別	寡・ひとり・勤　円	障・特障・寡・ひとり・勤　円	障・特障・寡・ひとり・勤　円
控除 ⑭		円　円	円　円	円　円
		円　円	円　円	円　円
控除 ⑮	社会保険料等相当額	円　円	円	円　円
⑯	控除後の所得額	円	円	円

上記のとおり、相違ありません。

令和　年　月　日

氏名

殿

※審査	

（注）⑨欄の記入要領

1　裏面の公的年金等を受給していない人は、都道府県民税に係る前年（1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は前々年）の課税所得（給与所得がある場合には、給与所得の金額から10万円を控除した額）を記入してください。

2　裏面の公的年金等を受給している人は、右により計算した所得額（Gの欄の額）を記入してください。

公的年金等の収入額（種類　・　）（種類　・　）	A	円	※　円
Aの金額の65歳未満である者に係る公的年金等控除後の金額	B	円	円
給与所得控除後の給与所得額	C	円	円
特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条第1項による控除（10万円）	D	円	円
公的年金等以外の雑所得金額	E	円	円
雑所得及び給与所得以外のすべての所得額	F	円	円
所得額（B＋C－D＋E＋F）	G	円	円

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。
◎　字は楷書ではっきり書いてください。
◎　※の欄は記入しないでください。

（A列4番）

（裏　面）

注意

１　③の欄は、あなたの子、父、母、孫、祖父母、その他の直系血族又は兄弟姉妹のうち、あなたの生計を維持している人について記入してください。

２　⑧の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族（控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除きます。）の合計数を記入してください。

なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してください。

（１）　受給資格者については、㋐に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㋑に特定扶養親族の数を、㋒に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。

（２）　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

３　⑨の欄は、所得がない場合は「なし」と記入してください。

４　⑩の欄は、前年（1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額（給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。所得がない場合は、「なし」と記入してください。

５　⑪の欄は、⑧の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数を記入してください。

６　⑫の欄は、⑧の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数を記入してください。

７　⑬の欄は、⑤、⑥又は⑦の欄に掲げる者が、地方税法に定める特別障害者以外の障害者控除若しくは特別障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、該当するものを〇で囲んでください。

なお、受給資格者については、地方税法に定める特別障害者以外の障害者控除又は特別障害者控除の額は控除しません。

８　⑭の欄は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控徐又は特定親族特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額を記入してください。

９　⑮の欄は、受給資格者が地方税法に定める社会保険料控除を受けたときに当該控除額を記入してください。

10（注）の表中

ア　Aの欄は、下表に掲げる公的年金等（課税対象年金・恩給を含む。）のすべての収入金額を記入してください。また、（　）内に「公的年金等」から該当する記号（ネについては、これに加え、当該公的年金等の名称）を記入し、その年金の種類（障害基礎年金、老齢年金等）を具体的に記入してください。「公的年金等」を2つ以上受けているときはそれぞれ記入してください。

イ　Bの欄は、Aの欄の金額から所得税法第35条第4項の年齢65歳未満である者に係る公的年金等控除額に相当する額を控除した後の金額を記入してください。

ウ　Eの欄は、「公的年金等」以外の雑所得の金額（所得税法第35条第2項第2号に掲げる金額）を記入してください。

エ　Fの欄は、都道府県民税の対象となった、雑所得及び給与所得以外の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計を記入してください。

この所得状況届には、次の書類を添えて出してください。

（1）公的年金等を除く所得額について、市区町村長の証明書

（2）公的年金等の収入金額について明らかにすることのできる証明書（年金証書等の写）

（3）⑪から⑭までの欄に記入した事項について、市区町村長の証明書

公　的　年　金　等

イ	国民年金
ロ	厚生年金保険の年金
ハ	船員保険の年金
ニ	恩給
ホ	国家公務員等共済組合の年金
ヘ	条例による地方公務員の年金
ト	地方公務員共済組合、地方団体関係団体職員共済組合、地方議会議員共済会又は旧市町村職員共済組合の年金
チ	日本私立学校振興・共済事業団の年金
リ	農林漁業団体職員共済組合の年金
ヌ	国会議員互助年金
ル	日本製鉄八幡共済組合の年金
ヲ	執行官の恩給
ワ	旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員等共済組合連合会が支給する年金
カ	戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金
ヨ	未帰還者の留守家族手当
タ	労働者災害補償制度の年金
レ	国家公務員災害補償制度の年金
ソ	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金
ツ	地方公務員災害補償制度の年金
ネ	所得税法第35条第2項に規定する公的年金等で上記イ～ツに該当しない課税対象年金

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和八年八月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

３　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第五十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条の二第七項、第七十五条の三第一項及び第八項、第七十五条の四第一項、第七十六条、第九十九条の三第一項並びに第百四条並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第三条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月四日

国土交通大臣　金子　恭之

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（長さ、幅及び高さ）	（長さ、幅及び高さ）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　次の各号に掲げるものは、告示で定める方法により測定した場合において、それぞれ当該各号に定める突出量の範囲を超えて突出していてはならない。	2　次の各号に掲げるものは、告示で定める方法により測定した場合において、それぞれ当該各号に定める突出量の範囲を超えて突出していてはならない。
一　外開き式の窓及び換気装置並びに第四十四条第六項の装置　その自動車の最外側から二百五十ミリメートル未満又はその自動車の高さから三百ミリメートル未満	一　外開き式の窓及び換気装置並びに第四十四条第五項の装置　その自動車の最外側から二百五十ミリメートル未満又はその自動車の高さから三百ミリメートル未満
二・三　（略）	二・三　（略）
（低速走行時照射灯）	（低速走行時側方照射灯）
第三十三条の三　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）並びに小型特殊自動車を除く。）の側面及び後面には、低速走行時照射灯を備えることができる。	**第三十三条の三**　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）の側面には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。
2　低速走行時照射灯は、自動車が告示で定める速度以下の速度で走行する場合において、当該自動車の側方又は後方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。	2　低速走行時側方照射灯は、自動車が告示で定める速度以下の速度で走行する場合において、当該自動車の側方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
3　低速走行時照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。	3　低速走行時側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。
（車両後退表示投影装置）	（新設）
第四十条の二　後退灯を備えた自動車には、車両後退表示投影装置を備えることができる。	
2　車両後退表示投影装置は、自動車が後退している旨の表示を路面に投影することにより当該自動車の後方にある他の交通に当該自動車が後退していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。	
3　車両後退表示投影装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。	

（後写鏡等）

第四十四条　次の各号に掲げる自動車（被牽引自動車を除く。）には、当該各号に定める装置を備えなければならない。

一　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）　後写鏡又は後方等確認装置

二　前号以外の自動車　後写鏡

2　自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。次項及び第六十五条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡及び後方等確認装置は、運転者が運転者席において自動車の外側線付近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該後写鏡及び後方等確認装置による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3　（略）

4　自動車に備える視界を確認する装置（前二項の後写鏡及び第二項の後方等確認装置を除く。次項において同じ。）は、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

5　第二項及び第三項の後写鏡、第二項の後方等確認装置並びに前項の視界を確認する装置は、それぞれ、これらの規定に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

6・7　（略）

8　第六項の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（新規検査の申請） **第三十六条**　（略） 2～13　（略） 14　国土交通大臣が指定する自動車について新規検査を申請する者は、当該自動車に適用される道路運送車両の保安基準第四条、第四条の二第一項、第二項若しくは第三項、第五条、第六条第一項若しくは第二項、第七条、第八条第一項、第五項若しくは第八項、第九条第一項、第二項若しくは第三項、第十条、第十一条第一項若しくは第二項、第十一条の二第二項若しくは第三項、第十二条第一項若しくは第二項、第十三条、第十四条、第十五条第一項若しくは第二項、第十七条第一項、第二項若しくは第三項、第十七条の二第一項、第二項、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第十八条第二項、第三項、第四項、第五項、第六項若しくは第七項、第	（新規検査の申請） **第三十六条**　（略） 2～13　（略） 14　国土交通大臣が指定する自動車について新規検査を申請する者は、当該自動車に適用される道路運送車両の保安基準第四条、第四条の二第一項、第二項若しくは第三項、第五条、第六条第一項若しくは第二項、第七条、第八条第一項、第五項若しくは第八項、第九条第一項、第二項若しくは第三項、第十条、第十一条第一項若しくは第二項、第十一条の二第二項若しくは第三項、第十二条第一項若しくは第二項、第十三条、第十四条、第十五条第一項若しくは第二項、第十七条第一項、第二項若しくは第三項、第十七条の二第一項、第二項、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第十八条第二項、第三項、第四項、第五項、第六項若しくは第七項、第

十八条の二第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第十九条、第二十条第四項、第五項若しくは第六項、第二十一条第一項若しくは第二項、第二十二条第三項及び第四項、第二十二条の三第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五項、第二十二条の四第二項、第二十二条の五第二項若しくは第三項、第二十五条第四項、第二十九条第一項、第二項及び第三項、第三十二条第一項、第二項、第三項、第四項、第五項、第六項、第七項、第八項、第九項、第十項、第十一項、第十二項若しくは第十三項、第三十三条第二項、第三項若しくは第四項、第三十三条の二第二項若しくは第三項、第三十三条の三第二項若しくは第三項、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十四条の二第二項若しくは第三項、第三十四条の三第二項若しくは第三項、第三十五条第二項若しくは第三項、第三十五条の二第二項、第三項、第四項若しくは第五項、第三十六条第二項若しくは第三項、第三十七条第二項若しくは第三項、第三十七条の二第二項若しくは第三項、第三十七条の三第二項若しくは第三項、第三十七条の四第二項若しくは第三項、第三十八条第二項若しくは第三項、第三十八条の二第二項若しくは第三項、第三十八条の三第二項若しくは第三項、第三十九条第二項若しくは第三項、第四十条第二項若しくは第三項、第四十条の二第二項若しくは第三項、第四十一条第二項若しくは第三項、第四十一条の二第二項若しくは第三項、第四十一条の三第二項若しくは第三項、第四十一条の四第三項若しくは第四項、第四十二条、第四十三条第二項若しくは第三項、第四十三条の二、第四十三条の三、第四十三条の四第一項、第四十三条の五第二項、第四十三条の六、第四十三条の七、第四十三条の八、第四十三条の九、第四十三条の十第二項及び第三項、第四十四条第一項、第二項、第三項、第四項、第五項、第六項若しくは第七項、第四十四条の二、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十六条第一項、第四十六条の二、第四十七条第一項、第四十七条の二、第四十八条第二項、第四十八条の二第二項、第四十八条の三第二項又は第五十条の基準（同令第五十八条の規定に基づく告示によりこれらの基準が適用されないこととされている自動車にあつては、これらの基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定する基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。

15　（略）

（装置型式指定規則の一部改正）

第三条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定装置の種類）	（特定装置の種類）
第二条　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。	**第二条**　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。
一～九　（略）	一～九　（略）
九の二　法第四十一条第一項第七号の車枠及び車体のうち側面保護装置（貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及びセミトレーラを牽引する牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。）	（新設）
九の三　法第四十一条第一項第七号の車枠及び車体のうち側面保護装置及び側面保護装置取付装置（貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及びセミトレーラを牽引する牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。）	（新設）
十～三十二　（略）	十～三十二　（略）
三十二の二　法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち低速走行時照射灯	三十二の二　法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち低速走行時側方照射灯
三十二の三　法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち車両後退表示投影装置	（新設）

15　（略）

三十三～四十一の四　（略）

四十二　法第四十一条第一項第十六号の視野を確保する装置のうち後写鏡、後方等確認装置その他の視界を確認する装置（以下「後写鏡等」という。）（大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

四十三～五十　（略）

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～三の八　（略）	（略）
三の九　第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	第十二号第五改訂版
三の十　第二条第三号の十のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	
四～五の十の八　（略）	（略）
五の十一　第二条第五号の十一のガス容器及びガス容器附属品	第百三十四号第三改訂版 第百四十六号
五の十二　第二条第五号の十二のガス容器附属品	
五の十三　第二条第五号の十三のガス容器取付装置	
五の十四・五の十五　（略）	（略）
五の十六　第二条第五号の十六のプログラム等改変システム	第百五十六号改訂版
五の十七～八　（略）	（略）
九　第二条第九号の外装のアンテナ	第二十六号第四改訂版
九の二　第二条第九号の二の側面保護装置	第七十三号第二改訂版（同規則第二改訂版への改訂に伴い設けられた経過措置のうち側面保護の高さに係る要件に適合しているとみなす部分を除く。）
九の三　第二条第九号の三の側面保護装置及び側面保護装置取付装置	

三十三～四十一の四　（略）

四十二　法第四十一条第一項第十六号の視野を確保する装置のうち後写鏡及び後方等確認装置（以下「後写鏡等」という。）（大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

四十三～五十　（略）

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～三の八　（略）	（略）
三の九　第二条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	第十二号第五改訂版
三の十　第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	
四～五の十の八　（略）	（略）
五の十一　第二条第五号の十一のガス容器及びガス容器附属品	第百三十四号第二改訂版 第百四十六号
五の十二　第二条第五号の十二のガス容器附属品	
五の十三　第二条第五号の十三のガス容器取付装置	
五の十四・五の十五　（略）	（略）
五の十六　第二条第五号の十六のプログラム等改変システム	第百五十六号
五の十七～八　（略）	（略）
九　第二条第九号の外装のアンテナ	第二十六号第四改訂版

十六の二～十八　（略）	（略）
二十八の二　第二条第三十二号の二の低速走行時照射灯	第二十三号改訂版、第百四十八号改訂版
二十八の三　第二条第三十二号の三の車両後退表示投影装置	第百四十八号改訂版
二十九～三十五の四　（略）	（略）
三十六　第二条第四十二号の後写鏡等	第四十六号、第七改訂版、第八十一号
三十七　第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	
三十七の二～四十二　（略）	（略）

２・３　（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（略）	（略）
第二条第五号の十五のサイバーセキュリティシステム	８以上
（略）	
第二条第九号の外装のアンテナ	
第二条第九号の二の側面保護装置	
第二条第九号の三の側面保護装置及び側面保護装置取付装置	
（略）	
（略）	（略）
第二条第二十号の前照灯洗浄器	５以上
（略）	
第二条第三十二号の二の低速走行時照射灯	
第二条第三十二号の三の車両後退表示投影装置	
（略）	（略）

十六の二～十八　（略）	（略）
二十八の二　第二条第三十二号の二の低速走行時側方照射灯	第二十三号改訂版、第百四十八号改訂版
二十九～三十五の四　（略）	（略）
三十六　第二条第四十二号の後写鏡等	第四十六号、第六改訂版、第八十一号
三十七　第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	
三十七の二～四十二　（略）	（略）

２・３　（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（略）	（略）
第二条第五号の十五のサイバーセキュリティシステム	８以上
（略）	
第二条第九号の外装のアンテナ	
（略）	
（略）	（略）
第二条第二十号の前照灯洗浄器	５以上
（略）	
第二条第三十二号の二の低速走行時側方照射灯	
（略）	（略）

（共通構造部型式指定規則の一部改正）

第四条　共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定を受けたものとみなす特定共通構造部） **第五条の二**　法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則第二条第一号から第一号の七まで、第二号の二から第三号の四まで、第三号の六、第三号の七、第三号の九、第三号の十、第四号の二、第四号の三、第五号、第五号の六、第五号の七、第五号の九の二、第五号の十の七から第五号の十四まで、第五号の十七から第六号の三の二まで、第六号の六、第七号から第九号まで、第十号、第十一号、第十一号の四、第十一号の五、第十二号、第十二号の二、第十三号の二、第十三号の三、第十五号から第十七号まで、第十九号から第三十五号まで、第三十七号、第三十八号、第四十号の二、第四十号の四、第四十一号、第四十一号の三、第四十二号、第四十三号又は第四十五号に掲げる種類の特定装置（指定特定装置又は法第七十五条の三第八項の規定により指定を受けたものとみなされた特定装置に限る。）の全部又は一部から構成されるものとし、法第七十五条の二第七項の認定その他の証明は、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第零号改訂版、第零号第二改訂版、第零号第三改訂版、第零号第四改訂版、第零号第五改訂版、第零号第六改訂版、第零号第七改訂版又は第零号第八改訂版に基づき行う認定によるものとする。 （特別な表示） **第六条**　法第七十五条の四第一項の国土交通省令で定める方式による特別な表示（法第七十五条の二第一項の規定による指定を受けたものであることを示すものに限る。）は、協定に附属する規則第零号改訂版、第零号第二改訂版、第零号第三改訂版、第零号第四改訂版、第零号第五改訂版、第零号第六改訂版、第零号第七改訂版又は第零号第八改訂版に適合するものとして認定された特定共通構造部以外のものにあっては第三号様式に定める表示とし、当該特定共通構造部にあっては第三号様式の二に定める表示とする。 ２　（略）	（指定を受けたものとみなす特定共通構造部） **第五条の二**　法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則第二条第一号から第一号の七まで、第二号の二から第三号の四まで、第三号の六、第三号の七、第三号の九、第三号の十、第四号の二、第四号の三、第五号、第五号の六、第五号の七、第五号の九の二、第五号の十の七から第五号の十四まで、第五号の十七から第六号の三の二まで、第六号の六、第七号から第十一号まで、第十一号の四、第十一号の五、第十二号、第十二号の二、第十三号の二、第十三号の三、第十五号から第十七号まで、第十九号から第三十五号まで、第三十七号、第三十八号、第四十号の二、第四十号の四、第四十一号、第四十一号の三、第四十二号、第四十三号又は第四十五号に掲げる種類の特定装置（指定特定装置又は法第七十五条の三第八項の規定により指定を受けたものとみなされた特定装置に限る。）の全部又は一部から構成されるものとし、法第七十五条の二第七項の認定その他の証明は、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第零号改訂版、第零号第二改訂版、第零号第三改訂版、第零号第四改訂版、第零号第五改訂版、第零号第六改訂版又は第零号第七改訂版に基づき行う認定によるものとする。 （特別な表示） **第六条**　法第七十五条の四第一項の国土交通省令で定める方式による特別な表示（法第七十五条の二第一項の規定による指定を受けたものであることを示すものに限る。）は、協定に附属する規則第零号改訂版、第零号第二改訂版、第零号第三改訂版、第零号第四改訂版、第零号第五改訂版、第零号第六改訂版又は第零号第七改訂版に適合するものとして認定された特定共通構造部以外のものにあっては第三号様式に定める表示とし、当該特定共通構造部にあっては第三号様式の二に定める表示とする。 ２　（略）

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第五条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（審査試験項目及び審査試験項目別費用額） **第一条**　（略） ２　令第三条第二項の表二の項下欄の国土交通省令で定める試験の項目は別表第一の上欄に掲げるものとし、同項下欄の国土交通省令で定める額は別表第一の下欄に掲げるとおりとする。この場合において、同表中「自動車審査試験項目」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目」	（審査試験項目及び審査試験項目別費用額） **第一条**　（略） ２　令第三条第二項の表二の項下欄の国土交通省令で定める試験の項目は別表第一の上欄に掲げるものとし、同項下欄の国土交通省令で定める額は別表第一の下欄に掲げるとおりとする。この場合において、同表中「自動車審査試験項目」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目」

と、「自動車審査試験項目別費用額」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目別費用額」と、同表第一号上欄中「自動車」とあるのは「特定共通構造部」と、同号下欄中「二十六万九千円」とあるのは「六十万千円」と、同表備考第一号中「指定特定共通構造部及び指定特定装置」とあるのは「指定特定装置」と、「自動車」とあるのは「特定共通構造部」と、同表備考第二号中「自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）」とあるのは「共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令十五号）」と、「二十三万八千円」とあるのは「五十七万円」とする。

3　（略）

4　令第三条第二項の表四の項下欄第二号の国土交通省令で定める試験の項目は別表第一の上欄に掲げるものとし、同号の国土交通省令で定める額は別表第一の下欄に掲げるとおりとする。この場合において、同表中「自動車審査試験項目」とあるのは「特定改造等自動車審査試験項目」と、「自動車審査試験項目別費用額」とあるのは「特定改造等自動車審査試験項目別費用額」と、同表備考第二号中「自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）」とあるのは「自動車の特定改造等の許可に関する省令」とする。

（能力審査に係る手数料）

第二条　機構が道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第九十九条の三第八項第一号の規定により行う自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号。以下この条において「特定改造省令」という。）第二条第一項の証明のための審査を受けようとする者に係る令第三条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　（略）

二　特定改造省令第四条第一項第二号に掲げる基準に係る審査　イ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　ロに掲げる者以外の者　五百十三万三千円

ロ　当該審査において実地の調査が行われる施設が国外にある者　五百三万九千円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額

2・3　（略）

（自動車の型式の指定に係る手数料の減額）

第三条　令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

一　（略）

二　別表第一第二号から第百七十九号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目　指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額

イ・ロ　（略）

と、「自動車審査試験項目別費用額」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目別費用額」と、同表第一号上欄中「自動車」とあるのは「特定共通構造部」と、同号下欄中「二十三万八千円」とあるのは「五十七万円」と、同表備考第一号中「指定特定共通構造部及び指定特定装置」とあるのは「指定特定装置」と、「自動車」とあるのは「特定共通構造部」とする。

3　（略）

4　令第三条第二項の表四の項下欄第二号の国土交通省令で定める試験の項目は別表第一の上欄に掲げるものとし、同号の国土交通省令で定める額は別表第一の下欄に掲げるとおりとする。この場合において、同表中「自動車審査試験項目」とあるのは「特定改造等自動車審査試験項目」と、「自動車審査試験項目別費用額」とあるのは「特定改造等自動車審査試験項目別費用額」とする。

（能力審査に係る手数料）

第二条　機構が道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第九十九条の三第八項第一号の規定により行う自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号。以下この条において「特定改造省令」という。）第二条第一項の証明のための審査を受けようとする者に係る令第三条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　（略）

二　特定改造省令第四条第一項第二号に掲げる基準に係る審査　イ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　ロに掲げる者以外の者　五百二万四千円

ロ　当該審査において実地の調査が行われる施設が国外にある者　四百九十三万円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額

2・3　（略）

（自動車の型式の指定に係る手数料の減額）

第三条　令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

一　（略）

二　別表第一第二号から第百七十六号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目　指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額

イ・ロ　（略）

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一　提示された自動車及び提出された書面の確認	二十六万九千円
二～二十八　（略）	（略）
二十九　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び第三十一号から第三十四号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。）	百四十五万千円
三十　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び次号から第三十四号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	七十九万六千円
三十一～三十四　（略）	（略）
三十五　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第三十一号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	六十万九千円
三十六　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第三十一号から第三十四号までに掲げる試験を除く。）（大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	二十八万千円
三十七～四十四　（略）	（略）
四十五　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験（第五号、次号及び第四十八号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガスを燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に限る。）に係る試験に限る。）	四十二万二千円
四十六～五十　（略）	（略）

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一　提示された自動車及び提出された書面の確認	二十三万八千円
二～二十八　（略）	（略）
二十九　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び第三十一号から第三十三号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。）	百四十五万千円
三十　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び次号から第三十三号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	七十九万六千円
三十一～三十四　（略）	（略）
三十五　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第三十号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	六十万九千円
三十六　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第三十号から第三十三号までに掲げる試験を除く。）（大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	二十八万千円
三十七～四十四　（略）	（略）
四十五　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験（第五号、次号及び第四十七号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガスを燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に限る。）に係る試験に限る。）	四十二万二千円
四十六～五十　（略）	（略）

五十一　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度、構造及び取付方法に係る試験（第五号、次号及び第五十三号に掲げる試験を除く。）（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
五十二～七十一　（略）	（略）
七十二　保安基準第十七条の二第六項に定める基準に係る試験（第六十五号から前号までに掲げる試験を除く。）	二十八万千円
七十三～七十八　（略）	（略）
七十九　保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
八十　保安基準第十八条の二第一項に定める基準のうち、側面保護装置に係る試験	二十八万千円
八十一　保安基準第十八条の二第二項に定める基準のうち、側面保護装置取付装置に係る試験	二十八万千円
八十二～百二十二　（略）	（略）
百二十三　保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十三条の二第三項、第三十三条の三第三項、第三十四条第三項、第三十四条の二第三項、第三十四条の三第三項、第三十五条第三項、第三十五条の二第三項及び第五項、第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十七条の二第三項、第三十七条の三第三項、第三十七条の四第三項、第三十八条第三項、第三十八条の二第三項、第三十八条の三第三項、第三十九条第三項、第三十九条の二第三項、第四十条第三項、第四十条の二第三項、第四十一条第三項、第四十一条の二第三項、第四十一条の三第三項、第四十一条の四第四項並びに第四十一条の五第四項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	四十二万二千円
百二十四～百四十七　（略）	（略）
百四十八　保安基準第四十条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十九　保安基準第四十条の二第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百五十～百六十四　（略）	（略）
百六十五　保安基準第四十四条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあっては、同条第二項に規定する自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百六十六　保安基準第四十四条第一項、第三項及び第四項に定める基準に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあっては、同条第三項に規定する自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百六十七　保安基準第四十四条第二項に定める基準のうち、後方等確認装置に係る試験	七十九万六千円

五十一　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度、構造及び取付方法に係る試験（第五号、次号及び第五十二号に掲げる試験を除く。）（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
五十二～七十一　（略）	（略）
七十二　保安基準第十七条の二第六項に定める基準に係る試験（第六十四号から前号までに掲げる試験を除く。）	二十八万千円
七十三～七十八　（略）	（略）
七十九　保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
八十～百二十　（略）	（略）
百二十一　保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十三条の二第三項、第三十三条の三第三項、第三十四条第三項、第三十四条の二第三項、第三十四条の三第三項、第三十五条第三項、第三十五条の二第三項及び第五項、第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十七条の二第三項、第三十七条の三第三項、第三十七条の四第三項、第三十八条第三項、第三十八条の二第三項、第三十八条の三第三項、第三十九条第三項、第三十九条の二第三項、第四十条第三項、第四十条の二第三項、第四十一条第三項、第四十一条の二第三項、第四十一条の三第三項、第四十一条の四第四項並びに第四十一条の五第四項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	四十二万二千円
百二十二～百四十五　（略）	（略）
百四十六　保安基準第四十条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十七～百六十一　（略）	（略）
百六十二　保安基準第四十四条第一項本文及び第二項に定める基準に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあっては、同条第二項に規定する自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百六十三　保安基準第四十四条第一項本文及び第三項に定める基準に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあっては、同条第三項に規定する自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百六十四　保安基準第四十四条第一項ただし書に定める基準に係る試験	七十九万六千円

百六十八	保安基準第四十四条第五項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百六十九	保安基準第四十四条第六項から第八項までに定める基準に係る試験	二十八万千円
百七十～百七十九	（略）	（略）

備考

一　（略）

二　第一号の自動車審査試験項目別費用額は、法及び自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）の規定により提出する書面のうち、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づき行う認定を受けたことを証する書面にプログラム等の識別番号が記載されていない場合にあっては、二十三万八千円とする。

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十四号	六十万九千円	
第二十二号	四十二万二千円	
第二十九号	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額（被牽引自動車に係る試験を除く。） 一　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第四百六十九号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験　百七万七二千円 二　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験　イ及びロに掲げる試験の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額 イ　アンチロック・ブレーキシステムに係る試験　四十二万二千円 ロ　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円
第三十号	六十万九千円	
（略）	（略）	（略）

百六十五	保安基準第四十四条第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百六十六	保安基準第四十四条第五項から第七項までに定める基準に係る試験	二十八万千円
百六十七～百七十六	（略）	（略）

備考

一　（略）

（新設）

二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第二十二号	四十二万二千円	
第二十九号	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計（被牽引自動車に係る試験を除く。） 一　アンチロック・ブレーキシステムに係る試験　四十二万二千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円
（略）	（略）	（略）

第八十八号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　インストルメントパネルに係る試験　二十八万千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　二十八万千円
第九十一号	二十八万千円
第九十九号	二十八万千円（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）
第百七号	二十八万千円
第百十号	二十八万千円
第百十一号	四十二万二千円
第百十五号	二十八万千円
第百十六号	二十八万千円
第百二十号	二十八万千円
第百六十五号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　運転者の視野に係る試験　二十八万千円 二　乗車人員の保護に係る試験　二十八万千円 三　歩行者の保護に係る試験　二十八万千円
第百七十七号	三百十八万三千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十一号、第十三号及び第百十号	七十九万六千円
第十一号及び第百十号	四十二万二千円
（略）	（略）
第四十号、第五十六号、第六十六号、第七十二号、第七十四号及び第百七十五号	六十万九千円
第四十一号、第五十七号、第六十七号、第七十五号及び第百七十五号	六十万九千円
第四十二号、第五十八号、第六十八号、第七十六号及び第百七十五号	六十万九千円

第八十六号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　インストルメントパネルに係る試験　二十八万千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　二十八万千円
第八十九号	二十八万千円
第九十七号	二十八万千円（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）
第百五号	二十八万千円
第百八号	二十八万千円
第百九号	四十二万二千円
第百十三号	二十八万千円
第百十四号	二十八万千円
第百十八号	二十八万千円
第百六十二号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　運転者の視野に係る試験　二十八万千円 二　乗車人員の保護に係る試験　二十八万千円 三　歩行者の保護に係る試験　二十八万千円
第百七十四号	三百十八万三千円

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十一号、第十三号及び第百八号	七十九万六千円
第十一号及び第百八号	四十二万二千円
（略）	（略）
第四十号、第五十六号、第六十六号、第七十二号、第七十四号及び第百七十二号	六十万九千円
第四十一号、第五十七号、第六十七号、第七十五号及び第百七十二号	六十万九千円
第四十二号、第五十八号、第六十八号、第七十六号及び第百七十二号	六十万九千円

（略）	（略）
第七十五号及び第百六十一号	六十万九千円
第七十六号及び第百六十一号	六十万九千円
第九十八号、第九十九号及び第百二号	四十二万二千円
第百六十一号及び第百七十五号	六十万九千円

五　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第百十号	七十九万六千円
第百十一号	百七万七千円

六　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十一号、第十三号及び第百十号	百七万七千円
第十一号及び第百十号	七十九万六千円

七　第九十号及び第百六十九号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第九十号及び第百六十九号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

八　第九十一号及び第百六十九号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第九十一号及び第百六十九号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、第九十一号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

（略）	（略）
第七十五号及び第百五十八号	六十万九千円
第七十六号及び第百五十八号	六十万九千円
第九十六号、第九十七号及び第百号	四十二万二千円
第百五十八号及び第百七十二号	六十万九千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第百八号	七十九万六千円
第百九号	百七万七千円

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十一号、第十三号及び第百八号	百七万七千円
第十一号及び第百八号	七十九万六千円

六　第八十八号及び第百六十六号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十八号及び第百六十六号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

七　第八十九号及び第百六十六号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十九号及び第百六十六号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、第八十九号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～十八　（略）	（略）
十九　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第二十一号から第二十四号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。）	百四十五万千円
二十　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（次号から第二十四号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	七十九万六千円
二十一～二十四　（略）	（略）
二十五　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第二十一号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	六十万九千円
二十六～六十二　（略）	（略）
六十三　保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
六十四　保安基準第十八条の二第一項に定める基準のうち、側面保護装置に係る試験	二十八万千円
六十五　保安基準第十八条の二第二項に定める基準のうち、側面保護装置取付装置に係る試験	二十八万千円
六十六～百二　（略）	（略）
百三　保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十三条の二第三項、第三十三条の三第三項、第三十四条第三項、第三十四条の二第三項、第三十四条の三第三項、第三十五条第三項、第三十五条の二第三項及び第五項、第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十七条の二第三項、第三十七条の三第三項、第三十七条の四第三項、第三十八条第三項、第三十八条の二第三項、第三十八条の三第三項、第三十九条第三項、第三十九条の二第三項、第四十条第三項、第四十条の二第三項、第四十一条第三項、第四十一条の二第	四十二万二千円

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～十八　（略）	（略）
十九　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第二十号から第二十三号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。）	百四十五万千円
二十　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（次号から第二十三号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	七十九万六千円
二十一～二十四　（略）	（略）
二十五　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第二十号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	六十万九千円
二十六～六十二　（略）	（略）
六十三　保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
六十四～百　（略）	（略）
百一　保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十三条の二第三項、第三十三条の三第三項、第三十四条第三項、第三十四条の二第三項、第三十四条の三第三項、第三十五条第三項、第三十五条の二第三項及び第五項、第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十七条の二第三項、第三十七条の三第三項、第三十七条の四第三項、第三十八条第三項、第三十八条の二第三項、第三十八条の三第三項、第三十九条第三項、第三十九条の二第三項、第四十条第三項、第四十一条第三項、第四十一条の二第三項、第四十一条の三	四十二万二千円

三項、第四十一条の三第三項、第四十一条の四第四項並びに第四十一条の五第四項に定める基準に係る試験（二輪自動車に係る試験を除く。）

百四～百二十六　（略）	（略）
百二十七　保安基準第四十条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十八　保安基準第四十条の二第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十九～百四十　（略）	（略）
百四十一　保安基準第四十四条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十二　保安基準第四十四条第一項、第三項及び第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十三　保安基準第四十四条第二項に定める基準のうち、後方等確認装置に係る試験	七十九万六千円
百四十四　保安基準第四十四条第五項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十五　保安基準第四十四条第六項から第八項までに定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十六～百五十二　（略）	（略）

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第六号	六十万九千円
第十三号	四十二万二千円
第十九号	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）
次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額（被牽引自動車に係る試験を除く。）	
一　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第四百六十九号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験　百七万七二千円	

第三項、第四十一条の四第四項並びに第四十一条の五第四項に定める基準に係る試験（二輪自動車に係る試験を除く。）

百二～百二十四　（略）	（略）
百二十五　保安基準第四十条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十六～百三十七　（略）	（略）
百三十八　保安基準第四十四条第一項本文及び第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百三十九　保安基準第四十四条第一項本文及び第三項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十　保安基準第四十四条第一項ただし書に定める基準に係る試験	七十九万六千円
百四十一　保安基準第四十四条第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十二　保安基準第四十四条第五項から第七項までに定める基準に係る試験	二十八万千円
百四十三～百四十九　（略）	（略）

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十三号	四十二万二千円
第十九号	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）
次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計（被牽引自動車に係る試験を除く。）	
一　アンチロック・ブレーキシステムに係る試験　四十二万二千円	
二　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円	

二　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験　イ及びロに掲げる試験の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額

イ　アンチロック・ブレーキシステムに係る試験　四十二万二千円

ロ　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円

第二十号	六十万九千円
（略）	（略）
第八十八号	二十八万千円
第九十一号	二十八万千円
第九十二号	四十二万二千円
第九十六号	二十八万千円
第九十七号	二十八万千円
第百一号	二十八万千円
第百五十号	三百十八万三千円

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第九十一号	七十九万六千円
第三号及び第九十一号	四十二万二千円
（略）	（略）
第二十八号、第四十一号、第五十一号、第五十八号及び第百四十八号	六十万九千円
第二十九号、第四十二号、第五十二号、第五十九号及び第百四十八号	六十万九千円
第三十号、第四十三号、第五十三号、第六十号及び第百四十八号	六十万九千円
（略）	（略）
第五十九号及び第百三十七号	六十万九千円

（略）	（略）
第八十六号	二十八万千円
第八十九号	二十八万千円
第九十号	四十二万二千円
第九十四号	二十八万千円
第九十五号	二十八万千円
第九十九号	二十八万千円
第百四十七号	三百十八万三千円

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第八十九号	七十九万六千円
第三号及び第八十九号	四十二万二千円
（略）	（略）
第二十八号、第四十一号、第五十一号、第五十八号及び第百四十五号	六十万九千円
第二十九号、第四十二号、第五十二号、第五十九号及び第百四十五号	六十万九千円
第三十号、第四十三号、第五十三号、第六十号及び第百四十五号	六十万九千円
（略）	（略）
第五十九号及び第百三十四号	六十万九千円

第六十号及び第百三十七号	六十万九千円
第七十九号、第八十号及び第八十三号	四十二万二千円
第百三十七号及び第百四十八号	六十万九千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第九十一号	七十九万六千円
第九十二号	百七万七千円

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第九十一号	百七万七千円
第三号及び第九十一号	七十九万六千円

第六十号及び第百三十四号	六十万九千円
第七十七号、第七十八号及び第八十一号	四十二万二千円
第百三十四号及び第百四十五号	六十万九千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第八十九号	七十九万六千円
第九十号	百七万七千円

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第八十九号	百七万七千円
第三号及び第八十九号	七十九万六千円

別表第三及び別表第四を次のように改める。

別表第三

特定改造等自動車審査試験項目

		特定改造等自動車審査試験項目別費用額
一	開発、製作及び製作後の各過程におけるサイバーセキュリティ管理に係る試験	二十一万八千円
二	申請者の組織内におけるサイバーセキュリティ管理のプロセスに係る試験	二十一万八千円
三	サイバーセキュリティのリスク特定のプロセスに係る試験	五十万円
四	サイバーセキュリティのリスク評価のプロセスに係る試験	五十万円
五	サイバーセキュリティのリスク管理のプロセスに係る試験	五十万円
六	自動車に係るサイバーセキュリティの試験のプロセスに係る試験	二十五万円
七	サイバーセキュリティのリスク評価を最新の状態に保つためのプロセスに係る試験	十八万七千円
八	自動車に対するサイバー攻撃の監視及び検知のプロセスに係る試験	十八万七千円
九	自動車に対するサイバー攻撃に関連する情報提供のプロセスに係る試験	十八万七千円

別表第四

特定改造等自動車審査試験項目	特定改造等自動車審査試験項目別費用額
一　プログラム等の適切な管理及び確実な改変のための文書管理に係る試験	十五万七千円
二　プログラム等の更新管理に係る試験	十八万七千円
三　プログラム等の識別番号を割り当てるプロセスに係る試験	十五万七千円
四　プログラム等の識別番号を更新するプロセスに係る試験	十八万七千円
五　プログラム等の識別番号を検証するプロセスに係る試験	二十一万八千円
六　改変したプログラム等とその他のプログラム等の相互依存性を特定するプロセスに係る試験	二十五万円
七　プログラム等の改変の対象車両を特定するプロセスに係る試験	二十一万八千円
八　プログラム等の改変と対象車両の互換性を検証するプロセスに係る試験	二十五万円
九　プログラム等の改変により対象車両の保安基準適合性に影響が生じるかどうかを評価するプロセスに係る試験	二十五万円
十　プログラム等の改変が対象車両の機能に影響を及ぼすかどうかを特定するプロセスに係る試験	二十五万円
十一　プログラム等の改変が対象車両の安全性に影響を及ぼすかどうかを特定するプロセスに係る試験	二十五万円
十二　自動車の使用者に対してプログラム等の改変に関する情報を通知するプロセスに係る試験	十万九千円
十三　プログラム等の識別番号に関する情報を提供するプロセスに係る試験	十万九千円
十四　プログラム等の改変のプロセスに関する情報の記録及び保管に係る試験	二十一万八千円
十五　プログラム等の改変前及び改変後のプログラム等の構成に関する情報の記録及び管理に係る試験	二十一万八千円
十六　プログラム等の改変前及び改変後のプログラム等の識別番号に関する情報の記録及び管理に係る試験	二十八万千円
十七　プログラム等の改変の対象車両及び当該対象車両の最新の構成とプログラム等の改変の互換性に関する情報の記録及び管理に係る試験	二十一万八千円
十八　プログラム等の改変に関する重要情報の記録及び管理に係る試験	二十一万八千円
十九　プログラム等の保護に係る試験	二十八万千円
二十　不適切なプログラム等の改変を防止するための適切な措置に係る試験	十万九千円
二十一　電気通信回線を使用する方法によるプログラム等の改変に係る試験	二十八万千円
十　自動車に対するサイバー攻撃対策に係る試験	十五万六千円
十一　自動車に対するサイバー攻撃の監視体制に係る試験	十五万六千円
十二　サイバーセキュリティの確保に係る仕入先、役務提供者、子会社等の管理に係る試験	三十一万二千円

（自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正）

第六条　自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四号様式を次のように改める。

第四号様式（プログラム等の適切な管理及び確実な改変に係る能力基準適合証明書）（第二条関係）

プログラム等の適切な管理及び確実な改変に係る能力基準適合証明書

Certificate of Compliance for Software Update Management System With UN Regulation No. 156

証明番号 Certificate Number	
適合基準 Compliant Regulation	
申請者の氏名又は名称 Name of Manufacturer	
申請者の住所 Address of Manufacturer	
申請に係る業務管理システムの名称 Name of Management Systems	
特定改造等の種類 Means of Software Update	
証明書の有効期限 Date of Expiry	

自動車の特定改造等の許可に関する省令第２条第１項の規定により、申請のあった業務管理システムに関するプログラム等の適切な管理及び確実な改変を適確に実施するに足りる能力について、同項の証明を受けたことを証する。

The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism certifies that the Management systems of the manufacturer comply with the provision of paragraph 7.1 of Regulation No.156.

交付年月日　　年　　月　　日

Date of issue

国土交通大臣　印

The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

（日本産業規格Ａ列４番）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　第三条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項の表第五号の十一から第五号の十三までの下欄に掲げる規則（第百三十四号第二改訂版に限る。）に基づき行われた認定（第百三十四号の第三改訂版への改訂に伴い新たに規定された要件の適用対象となるもの（令和十年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和十一年八月三十一日までの間は、第三条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第五号の十一から第五号の十三までの下欄に掲げる規則（第百三十四号第三改訂版に限る。）に基づき行われた認定とみなす。

2　旧規則第五条第一項の表第五号の十一から第五号の十三までの下欄に掲げる規則（第百三十四号第二改訂版に限る。）に基づき行われた認定（前項に規定するものを除く。）は、新規則第五条第一項の表第五号の十一から第五号の十三までの下欄に掲げる規則（第百三十四号第三改訂版に限る。）に基づき行われた認定とみなす。

3　旧規則第五条第一項の表第五号の十六下欄に掲げる第百五十六号に基づき行われた認定（令和十年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十二年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第五号の十六下欄に掲げる第百五十六号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

4　旧規則第五条第一項の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる規則（第四十六号第七改訂版に限る。）に基づき行われた認定は、新規則第五条第一項の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる規則（第四十六号第六改訂版に限る。）に基づき行われた認定とみなす。

第三条　この省令の施行の際現に交付されている第六条の規定による改正前の自動車の特定改造等の許可に関する省令第四号様式による能力基準適合証明書（次項において「旧能力基準適合証明書」という。）は、同条の規定による改正後の自動車の特定改造等の許可に関する省令第四号様式による能力基準適合証明書（次項において「新能力基準適合証明書」という。）とみなす。

2　旧能力基準適合証明書を有する者は、当該旧能力基準適合証明書と引換えに、新能力基準適合証明書の交付を受けることができる。

法規的告示

○国土交通省告示第六百七十一号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）及び関係法令の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年六月四日

国土交通大臣　金子　恭之

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
（定義等） **第２条**　（略） ２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。	
略語	意味
協定規則第10号	協定規則第10号第７改訂版補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第16号	協定規則第16号第10改訂版補足第２改訂版
（略）	（略）
協定規則第46号	協定規則第46号第７改訂版
協定規則第48号	協定規則第48号第９改訂版補足第２改訂版

改正前	
（定義等） **第２条**　（略） ２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。	
略語	意味
協定規則第10号	協定規則第10号第７改訂版
（略）	（略）
協定規則第16号	協定規則第16号第10改訂版補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第46号	協定規則第46号第６改訂版補足改訂版
協定規則第48号	協定規則第48号第９改訂版補足改訂版

（略）	（略）
協定規則第62号	協定規則第62号改訂版補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第66号	協定規則第66号第２改訂版
協定規則第73号	協定規則第73号第２改訂版
（略）	（略）
協定規則第79号	協定規則第79号第４改訂版補足第９改訂版
（略）	（略）
協定規則第121号	協定規則第121号改訂版補足第７改訂版
（略）	（略）
協定規則第127号	協定規則第127号第４改訂版補足第３改訂版
協定規則第129号	協定規則第129号第４改訂版補足第４改訂版
（略）	（略）
協定規則第131号	協定規則第131号第２改訂版補足第３改訂版
協定規則第134号	協定規則第134号第３改訂版
（略）	（略）
協定規則第148号	協定規則第148号改訂版補足第５改訂版
協定規則第149号	協定規則第149号改訂版補足第６改訂版
（略）	（略）
協定規則第154号	協定規則第154号第３改訂版補足第２改訂版
（略）	（略）
協定規則第156号	協定規則第156号改訂版
（略）	（略）
協定規則第171号	協定規則第171号改訂版補足改訂版
協定規則第173号	協定規則第173号改訂版補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第176号	協定規則第176号補足改訂版
（略）	（略）

（略）	（略）
協定規則第62号	協定規則第62号改訂版
（略）	（略）
協定規則第66号	協定規則第66号第２改訂版
（略）	（略）
協定規則第79号	協定規則第79号第４改訂版補足第８改訂版
（略）	（略）
協定規則第121号	協定規則第121号改訂版補足第６改訂版
（略）	（略）
協定規則第127号	協定規則第127号第４改訂版補足第２改訂版
協定規則第129号	協定規則第129号第４改訂版補足第３改訂版
（略）	（略）
協定規則第131号	協定規則第131号第２改訂版補足第２改訂版
協定規則第134号	協定規則第134号第２改訂版補足第２改訂版
（略）	（略）
協定規則第148号	協定規則第148号改訂版補足第４改訂版
協定規則第149号	協定規則第149号改訂版補足第５改訂版
（略）	（略）
協定規則第154号	協定規則第154号第３改訂版補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第156号	協定規則第156号初版
（略）	（略）
協定規則第171号	協定規則第171号改訂版
協定規則第173号	協定規則第173号改訂版
（略）	（略）
協定規則第176号	協定規則第176号初版
（略）	（略）

（長さ、幅及び高さ）

第６条　自動車の測定に関し、保安基準第２条第１項の告示で定める方法は、次に掲げる状態の自動車を、第２項により測定するものとする。

一～三　（略）

四　車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第６項の装置、周辺監視装置（自動車の周囲の状況の検知又は監視を行い、運転者に対し当該状況に係る情報の提供又は当該自動車の制御を行う装置をいう。以下同じ。）及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第６項の装置及び周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。ただし、第５項に定める突出量を超えて突出している周辺監視装置にあっては、当該装置を取り付けた状態とする。

２・３　（略）

４　自動車の測定に関し、保安基準第２条第２項の告示で定める方法は、次に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一　（略）

二　後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第６項の装置にあっては、取り付けられた状態

三　（略）

５　（略）

（施錠装置等）

第14条　施錠装置の構造、施錠性能等に関し保安基準第11条の２第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　（略）

二　二輪自動車等に備える施錠装置にあっては協定規則第62号の規則5. 及び6. に定める基準

三　（略）

２　（略）

（巻込防止装置）

第23条　巻込防止装置の強度、形状等に関し、保安基準第18条の２第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める基準（側面保護装置（協定規則第73号に定める側面保護装置をいう。）について型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、当該各号に定める基準のいずれか）とする。

一　貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるもの（セミトレーラを牽引する牽引自動車を除く。）　協定規則第73号の規則12. 2. 、12. 3. 、12. 4. 2. 、12. 10. 、12. 11. 及び12. 13. に定める基準又は同規則14. に定める基準

二　前号以外の自動車　堅ろうであり、かつ、板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状であること。この場合において、「板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状」とは、巻込防止装置の平面部の形状が、一体板物、すのこ状、網状、棒状（３本以上）又はこれに準ずる形状をいう。

２　（略）

（長さ、幅及び高さ）

第６条　自動車の測定に関し、保安基準第２条第１項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第２項により測定するものとする。

一～三　（略）

四　車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第５項の装置、周辺監視装置（自動車の周囲の状況の検知又は監視を行い、運転者に対し当該状況に係る情報の提供又は当該自動車の制御を行う装置をいう。以下同じ。）及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第５項の装置及び周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。ただし、第５項に定める突出量を超えて突出している周辺監視装置にあっては、当該装置を取り付けた状態とする。

２・３　（略）

４　自動車の測定に関し、保安基準第２条第２項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一　（略）

二　後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第５項の装置にあっては、取り付けられた状態

三　（略）

５　（略）

（施錠装置等）

第14条　施錠装置の構造、施錠性能等に関し保安基準第11条の２第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　（略）

二　二輪自動車等に備える施錠装置にあっては別添８「二輪自動車等の施錠装置の技術基準」に定める基準

三　（略）

２　（略）

（巻込防止装置）

第23条　巻込防止装置の強度、形状等に関し、保安基準第18条の２第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　堅ろうであること。この場合において、腐食等により取付けが確実でないものは、この基準に適合しないものとする。

二　板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状であること。この場合において、「板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状」とは、巻込防止装置の平面部の形状が、一体板物、すのこ状、網状、棒状（３本以上）又はこれに準ずる形状をいう。

２　（略）

3　保安基準第18条の２第１項ただし書きの「歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造を有するものとして告示で定める構造の自動車」は、次に掲げる自動車とする。	3　保安基準第18条の２第１項本文ただし書きの「歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造を有するものとして告示で定める構造の自動車」とは自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる構造の自動車とする。
一　第１項第１号の自動車であって協定規則第73号の規則13.2.又は13.3.に掲げる要件に適合する構造部を有するもの	
二　自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる構造の自動車	
4　第１項第１号に定める基準が適用される巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の２第２項の告示で定める基準は、協定規則第73号の規則15.及び16.に定める基準又は同規則の規則12.1.、12.4.から12.9.まで及び12.12.並びに13.に定める基準とする。	（新設）
5　第１項第２号に定める基準が適用される巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の２第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。	4　巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の２第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一　巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上450㎜以下、その上縁の高さが地上650㎜以上となるように取り付けられていること。ただし、保安基準第43条の９の規定に適合する側方衝突警報装置を備える自動車又は当該自動車に牽引される被牽引自動車に備える巻込防止装置であって、巻込防止装置を取り付ける車軸間（セミトレーラにあっては、連結装置中心から最も前方の車軸中心まで）の水平距離が6.5ｍを超える場合は、下縁の高さを地上550㎜以下とすることができる。	一　巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上450㎜以下、その上縁の高さが地上650㎜以上となるように取り付けられていること。
二　（略）	二　（略）
三　巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400㎜以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面と、最後方位置にある連結装置中心を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が2.7m以下となるように、かつ、その前端が最前の補助脚の中心から後方250㎜の位置において車両中心面に対して直角をなす鉛直面より前方となるように取り付けられていなければならない。	三　巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400㎜以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられていなければならない。
（例１）・（例２）　（略）	（例１）・（例２）　（略）
四・五　（略）	四・五　（略）
6　（略）	5　（略）
（窓ガラス）	（窓ガラス）
第39条　（略）	**第39条**　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
4　前項第７号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲（保安基準第44条第１項の後写鏡及び同条第６項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く）以外の範囲とする。	4　前項第７号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次の各号に掲げる範囲（保安基準第44条第１項の後写鏡及び同条第５項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く）以外の範囲とする。
一～四　（略）	一～四　（略）
5　（略）	5　（略）

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第41条　（略）

２　前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。ただし、二輪自動車については、第２号及び第３号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第２号から第５号までの規定は適用しない。

一　原動機の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

イ・ロ　（略）

ハ　前項第３号、第４号、第７号、第８号、第11号及び第12号に掲げる自動車（還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。）であって、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版又は協定規則第154号の付録６に定める基準に適合しないもの

二～五　（略）

３～６　（略）

（低速走行時照射灯）

第44条の２　（略）

２　低速走行時照射灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第33条の３第２項の告示で定める基準は、協定規則第148号の規則4. 及び5. 10. に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては協定規則第148号の規則5. 10. の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第148号の規則6. の規定に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第148号の規則4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び4. 7. 2. 2.(b)に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

３　低速走行時照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の３第３項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の規則5. 及び6. に定める基準とする。

（車両後退表示投影装置）

第58条の２　車両後退表示投影装置の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第40条の２第２項の告示で定める基準は、協定規則第148号の規則4. 及び5. 12. に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第148号の規則5. 12. の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第148号の規則6. に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第148号の規則4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び4. 7. 2. 2.(b)に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第41条　（略）

２　前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、二輪自動車については、第２号及び第３号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第２号から第５号までの規定は適用しない。

一　原動機の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

イ・ロ　（略）

ハ　前項第３号、第４号、第７号、第８号、第11号及び第12号に掲げる自動車（還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。）であって、協定規則第154号第２改訂版補足改訂版又は協定規則第154号の付録６に定める基準に適合しないもの

二～五　（略）

３～６　（略）

（低速走行時側方照射灯）

第44条の２　（略）

２　低速走行時側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第33条の３第２項の告示で定める基準は、協定規則第148号の規則4. 及び5. 10. に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては協定規則第148号の規則5. 10. の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第148号の規則6. の規定に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第148号の規則4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び4. 7. 2. 2.(b)に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

３　低速走行時側方照射灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第33条の３第３項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の規則5. 及び6. に定める基準とする。

（新設）

２　車両後退表示投影装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第40条の２第３項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準（法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、協定規則第48号の規則5. 及び6. に定める基準）とする。

（その他の灯火等の制限）

第62条　（略）

２　（略）

３　自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

一　低速走行時照射灯

二・三　（略）

四　車両後退表示投影装置

五～十二　（略）

４～６　（略）

７　自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の５までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一～三　（略）

四　車両後退表示投影装置

五～十一　（略）

８～11　（略）

12　自動車に備える灯火は、次に掲げるものを除き、光度が300cd以下のものでなければならない。

一　前照灯
二　前部霧灯
三　側方照射灯
四　低速走行時照射灯
五　昼間走行灯
六　側方灯
七　番号灯
八　後部霧灯（第６項第15号に掲げるものに限る。）
九　後面に備える駐車灯
十　制動灯
十一　後退灯
十二　車両後退表示投影装置
十三　方向指示器
十四　補助方向指示器
十五　非常点滅表示灯
十六　緊急制動表示灯
十七　後面衝突警告表示灯
十八　速度表示装置の速度表示灯

（その他の灯火等の制限）

第62条　（略）

２　（略）

３　自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

一　低速走行時側方照射灯

二・三　（略）

（新設）

四～十一　（略）

４～６　（略）

７　自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の５までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一～三　（略）

（新設）

四～十　（略）

８～11　（略）

12　自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、昼間走行灯、側方灯、番号灯、後部霧灯（第６項第15号に掲げるものに限る。）、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示するための電光表示器、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器、アンサーバック機能を有する灯火、走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）及び車室外乗降支援灯（乗員の乗り降り等を支援するための補助的照明として使用される灯火をいう。以下同じ。）を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。

十九　室内照明灯
二十　緊急自動車の警光灯
二十一　道路維持作業用自動車の灯火
二十二　自主防犯活動用自動車の青色防犯灯
二十三　火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火
二十四　旅客自動車運送事業用自動車の非常灯
二十五　緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示するための電光表示器
二十六　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器
二十七　アンサーバック機能を有する灯火
二十八　走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）
二十九　車室外乗降支援灯（乗員の乗り降り等を支援するための補助的照明として使用される灯火をいう。以下同じ。）

13・14　（略）

15　アンサーバック機能を有する灯火は、次に掲げる基準とする。

一　（略）

二　二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにあっては、次に掲げる要件に適合するものとする。

イ　すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること

ロ・ハ　（略）

（後写鏡等）

第68条　自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下この条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡及び後方等確認装置の当該後写鏡及び後方等確認装置による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる装置の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一　次号の自動車以外の自動車に備える後写鏡及び後方等確認装置　次のイ及びロに掲げる装置の区分に応じ、それぞれイ及びロに定める基準

イ　協定規則第46号の規則15.2.4.に規定された視界を得るための後写鏡及び後方等確認装置　協定規則第46号の規則6.1.から6.3.（6.3.1.1.中記号の表示に係る部分を除く。）並びに16.（16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.を除く。）に定める基準。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第46号の規則6.1.1.2.(a)、6.1.1.3.及び6.1.1.5.（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のものにあっては規則6.1.1.3.及び6.1.1.5.）並びに6.3.1.1.（記号の表示に係る部分に限る。）に定める基準は適用しないものとし、協定規則第46号の規則6.1.2.2.4.2.の規定中「1200㎜」とあるのは「600㎜」と、協定規則第46号の規則6.3.1.1.の規定中「２m以上」とあるのは「1.8m超」と、「２m未満」とあるのは「1.8m以下」とそれぞれ読み替えるものとする。

13・14　（略）

15　アンサーバック機能を有する灯火は、次に掲げる基準とする。

一　（略）

二　二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにあっては、次に掲げる要件に適合するものとする。

イ　すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること

ロ・ハ　（略）

（後写鏡等）

第68条　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第１項ただし書の告示で定める基準は、協定規則第46号の規則6.2.、6.3.（6.3.1.1.中記号の表示に係る部分を除く。）及び16.（16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.を除く。）に定める基準とする。

（新設）

ロ　イに掲げる後写鏡及び後方等確認装置に加え、協定規則第46号の規則15.2.4.に規定された視界を得るため以外の目的で車室外に備えられた後写鏡（取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものに限る。）　次の⑴又は⑵に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ⑴又は⑵に定める基準

⑴　協定規則第46号の規則15.2.4.2.又は15.2.4.3.に規定される後写鏡に取り付ける場合　当該後写鏡のハウジングに完全に結合されたものであること。

⑵　⑴以外の場合　協定規則第46号の規則6.3.2.（試験条件は6.3.2.2.7.2.を適用するものとする。）及び6.3.3.（6.3.3.1.2.を除く。）に定める基準に適合するものであること。

二　カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える後写鏡　次に掲げる基準。ただし、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備えるものについては、ロ及びハの基準は適用しない。

イ　容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

ロ　取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、別添79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

ハ　車室内に備えるものは、別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

（削る）

（新設）

2　自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下この条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡にあっては、次に掲げる基準とする。

イ　協定規則第46号の規則15.2.4.に規定された視界を得るための後写鏡にあっては、協定規則第46号の規則6.1.及び6.3.に定める基準。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第46号の規則6.1.1.2.⒜、6.1.1.3.及び6.1.1.5.（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のものにあっては規則6.1.1.3.及び6.1.1.5.）並びに6.3.1.1.（記号の表示に係る部分に限る。）に定める基準は適用しないものとし、協定規則第46号の規則6.1.2.2.4.2.の規定中「1200㎜」とあるのは「600㎜」と、協定規則第46号の規則6.3.1.1.の規定中「２ｍ以上」とあるのは「1.8m超」と、「２ｍ未満」とあるのは「1.8m以下」とそれぞれ読み替えるものとする。

ロ　イに掲げる後写鏡に加え、協定規則第46号の規則15.2.4.に規定された視界を得るため以外の目的で車室外に備えられた後写鏡（取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものに限る。）にあっては、次のいずれかの基準

⑴　協定規則第46号の規則15.2.4.2.又は15.2.4.3.に規定される後写鏡に取り付ける場合は、当該後写鏡のハウジングに完全に結合されたものであること。

⑵　⑴以外の場合は、協定規則第46号の規則6.3.2.（試験条件は6.3.2.2.7.2.を適用するものとする。）及び6.3.3.（6.3.3.1.2.を除く。）に定める基準に適合するものであること。

二　カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える後写鏡にあっては、次に掲げる基準。ただし、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備えるものについては、ロ及びハの基準は適用しない。	
イ　容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。	
ロ　取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、別添79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に定める基準に適合するものであること。	
ハ　車室内に備えるものは、別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものであること。	
2　（略）	3　（略）
3　保安基準第44条第４項の視界を確認する装置に関し、乗車人員等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準は、後写鏡及び後方等確認装置以外の装置であって、カメラ及び画像表示装置又は記録装置を用い、協定規則第46号の規則15. 2. 4. で定める視界以外の視界を提供するために車両の内外に装着された装置（「補助視界確認装置」という。以下、この条、第146条及び第224条において同じ。）については協定規則第46号の規則6. 2. （6. 2. 2. から6. 2. 2. 1. 1. まで及び6. 2. 2. 1. 4. に限る。）及び16. 3. 2. に定める基準とする。	（新設）
4　後写鏡、後方等確認装置及び視界を確認する装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第５項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。	4　後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第４項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。
一　第１項第１号イに掲げる後写鏡（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備えるものを除く。）及び後方等確認装置にあっては、協定規則第46号の規則15.（15. 1. 1. を除く。）並びに16. 1. 1.、16. 1. 5. から16. 1. 6. まで及び16. 2. 3. に定める基準。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、次のとおりとする。	一　第１項の後方等確認装置にあっては、協定規則第46号の規則15.（15. 1. 1. を除く。）、16. 1. 1.、16. 1. 5. から16. 1. 6. まで及び16. 2. 3. に定める基準。
イ　協定規則第46号の規則12. 1. に定める基準アイポイントは、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」2. 2. とすることができ、同別添4. 4. のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。	（新設）
ロ　協定規則第46号の規則15. 2. 1. 1. 1. 及び15. 2. 4. 1. から15. 2. 4. 3. までの規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。	（新設）
ハ　協定規則第46号の規則15. 2. 1. 1. 1.（クラス４に係る部分に限る。）及び15. 2. 4. 4. の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。	（新設）
⑴　協定規則第46号の規則15. 2. 1. 1. 1.（クラス４に係る部分に限る。）及び15. 2. 4. 4. に定める視界範囲	
⑵　協定規則第46号の規則15. 2. 4. 2. 中「１ｍ」を「２ｍ」に、「５ｍ」を「10m」に読み替えた視界範囲	
ニ　協定規則第46号の規則15. 2. 1. 1. 1.（クラス５及びクラス６に係る部分に限る。）、15. 2. 4. 5. 及び15. 2. 4. 6. の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げるものを、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。この場合において、同規則15. 2. 2. 7. の規定及び同規定に係る15. 2. 1. 1. 1. の規定は適用しないものとする。	（新設）
⑴　協定規則第46号の規則15. 2. 4. 5. 及び15. 2. 4. 6. で定める視界範囲	
⑵　別添81「直前直左確認鏡の技術基準」4. 3. の規定に基づき設置した障害物の少なくとも一部	

ホ　協定規則第46号の規則15. 2. 4. 2. 又は15. 2. 4. 3. に規定される後写鏡（同規則15. 1. 3. に適合するものに限る。）であって、第１項第１号ロ柱書に規定する車室外に備えられた後写鏡が同号ロ⑴の基準に適合するよう取り付けられたものにあっては、同規則15. 1. 3. に定める基準に適合するものとみなす。

（削る）

二　第１項第２号の後写鏡（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備えるものに限る。）にあっては、運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50ｍまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線付近（運転者が

（新設）

二　第２項の後写鏡（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備えるものを除く。）にあっては、協定規則第46号の規則15.（15. 1. 1. を除く。）に定める基準。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、次のとおりとする。

イ　協定規則第46号の規則12. 1. に定める基準アイポイントは、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」2. 2. とすることができ、同別添4. 4. のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。

ロ　協定規則第46号の規則15. 2. 1. 1. 1. 及び15. 2. 4. 1. から15. 2. 4. 3. の規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

ハ　協定規則第46号の規則15. 2. 1. 1. 1.（クラス４に係る部分に限る。）及び15. 2. 4. 4. の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

⑴　協定規則第46号の規則15. 2. 4. 4. に定める視界範囲

⑵　協定規則第46号の規則15. 2. 4. 2. 中「１ｍ」を「２ｍ」に、「５ｍ」を「10m」に読み替えた視界範囲

ニ　協定規則第46号の規則15. 2. 1. 1. 1.（クラス５及びクラス６に係る部分に限る。）、15. 2. 4. 5. 及び15. 2. 4. 6. の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げるものを、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。この場合において、同規則15. 2. 2. 7. の規定及び同規定に係る15. 2. 1. 1. 1. の規定は適用しないものとする。

⑴　協定規則第46号の規則15. 2. 4. 5. 及び15. 2. 4. 6. で定める視界範囲

⑵　別添81「直前直左確認鏡の技術基準」4. 3. の規定に基づき設置した障害物の少なくとも一部

ホ　協定規則第46号の規則15. 2. 4. に規定された視界を得るため以外の目的で備えられた後写鏡にあっては、協定規則第46号の規則15. 2. 1. 2. の規定にかかわらず、規則15. に定める基準は適用しないものとする。

ヘ　協定規則第46号の規則15. 2. 4. 2. 又は15. 2. 4. 3. に規定される後写鏡（同規則15. 1. 3. に適合するものに限る。）であって、第２項第１号ロ柱書に規定する車室外に備えられた後写鏡が同号ロ⑴の基準に適合するよう取り付けられたものにあっては、同規則15. 1. 3. に定める基準に適合するものとみなす。

三　第２項の後写鏡（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備えるものに限る。）にあっては、運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50ｍまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線付近（運転者が運転者

運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、カタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車（長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15㎞／ｈ以下のものに限る。第146条第５項第２号ロ及び第224条第５項第２号ロにおいて同じ。）にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

三　第１項第１号ロに掲げる後写鏡にあっては、協定規則第46号の規則15.（15.1.1.を除く。）に定める基準。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、この限りでない。

四　第１項第２号の後写鏡（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示しているものに限り、脱着式とすることができる。

五　（略）

六　前項の補助視界確認装置にあっては、協定規則第46号の規則16.3.（16.3.2.を除く。）に定める基準

5　保安基準第44条第６項の告示で定める障害物は、次に掲げるものをいう。

一・二　（略）

6　保安基準第44条第７項及び第８項の障害物を確認できる鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等及び取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二　（略）

（内圧容器及びその附属装置）

第72条　自動車の内圧容器及びその附属装置の規格、表示、取付け等に関し、保安基準第47条の２の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　内圧容器は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第１条第７号に規定する第二種圧力容器に関し労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第42条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格を具備するものであること。

二～八　（略）

2　（略）

（長さ、幅及び高さ）

第84条　自動車の測定に関し、保安基準第２条第１項の告示で定める方法は、次に掲げる状態の自動車を、第２項により測定するものとする。

一～三　（略）

四　車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第６項の装置、周辺監視装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第６項の装置及び周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。ただし、第５項に定める突出量を超えて突出している周辺監視装置にあっては、当該装置を取り付けた状態とする。

2・3　（略）

席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、カタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車（長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15㎞／ｈ以下のものに限る。第146条第５項第２号ロ及び第224条第５項第２号ロにおいて同じ。）にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

（新設）

四　第２項の後写鏡（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示しているものに限り、脱着式とすることができる。

五　（略）

（新設）

5　保安基準第44条第５項の告示で定める障害物は、次に掲げるものをいう。

一・二　（略）

6　保安基準第44条第６項及び第７項の障害物を確認できる鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等及び取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二　（略）

（内圧容器及びその附属装置）

第72条　自動車の内圧容器及びその附属装置の規格、表示、取付け等に関し、保安基準第47条の２の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　内圧容器は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第１条第７号に規定する第二種圧力容器に関し労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第42条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格を具備するものであること。

二～八　（略）

2　（略）

（長さ、幅及び高さ）

第84条　自動車の測定に関し、保安基準第２条第１項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第２項により測定するものとする。

一～三　（略）

四　車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第５項の装置、周辺監視装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第５項の装置及び周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。ただし、第５項に定める突出量を超えて突出している周辺監視装置にあっては、当該装置を取り付けた状態とする。

2・3　（略）

4　自動車の測定に関し、保安基準第２条第２項の告示で定める方法は、次に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一　（略）

二　後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第６項の装置にあっては、取り付けられた状態

三　（略）

5　（略）

（巻込防止装置）

第101条　（略）

2　（略）

3　保安基準第18条の２第１項本文ただし書きの「歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造を有するものとして告示で定める構造の自動車」は、次に掲げる自動車とする。

一　貨物の運送の用に供する自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5ｔを超えるもののうち、協定規則第73号の規則13.2.又は13.3.に掲げる要件に適合する構造部を有するもの

二　自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる構造の自動車

4　巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の２第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上450㎜以下、その上縁の高さが地上650㎜以上となるように取り付けられていること。ただし、保安基準第43条の９の規定に適合する側方衝突警報装置を備える自動車又は当該自動車に牽引される被牽引自動車に備える巻込防止装置であって、巻込防止装置を取り付ける車軸間（セミトレーラにあっては、連結装置中心から最も前方の車軸中心まで）の水平距離が6.5mを超える場合は、下縁の高さを地上550㎜以下とすることができる。

二　（略）

三　巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400㎜以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面と、最後方位置にある連結装置中心を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が2.7m以下となるように、かつ、その前端が最前の補助脚の中心から後方250㎜の位置において車両中心面に対して直角をなす鉛直面より前方となるように取り付けられていなければならない。

（例１）・（例２）　（略）

四・五　（略）

5　（略）

4　自動車の測定に関し、保安基準第２条第２項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一　（略）

二　後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第５項の装置にあっては、取り付けられた状態

三　（略）

5　（略）

（巻込防止装置）

第101条　（略）

2　（略）

3　保安基準第18条の２第１項本文ただし書きの「歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造を有するものとして告示で定める構造の自動車」とは自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる構造の自動車とする。

4　巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の２第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上450㎜以下、その上縁の高さが地上650㎜以上となるように取り付けられていること。

二　（略）

三　巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400㎜以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられていなければならない。

（例１）・（例２）　（略）

四・五　（略）

5　（略）

6　次に掲げる側面保護装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、前各項（第３項を除く。）の基準に適合するものとする。	（新設）
一　指定自動車等に備えられている側面保護装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置	
二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている側面保護装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置又はこれに準ずる性能を有する側面保護装置	
三　法第75条の３第１項の規定に基づき側面保護装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置又はこれに準ずる性能を有する側面保護装置	
（突入防止装置）	（突入防止装置）
第102条　（略）	**第102条**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の２第４項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。	３　突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の２第４項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一～五　（略）	一～五　（略）
（削る）	六　車体後部に貨物を積卸しする昇降装置が取り付けられた自動車であって、次に掲げる基準を満たす場合は、昇降装置の支柱により突入防止装置を分割することができる。
	イ　昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25㎜未満であること。
	ロ　昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置の車両中心面に直交する鉛直面による断面の有効面積は、350㎠以上でなければならない。ただし、車幅が2,000㎜未満の自動車にあっては、この限りでない。
（窓ガラス）	（窓ガラス）
第117条　（略）	**第117条**　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　前項第７号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲（保安基準第44条第１項の後写鏡及び同条第６項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。）以外の範囲とする。	５　前項第７号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次の各号に掲げる範囲（保安基準第44条第１項の後写鏡及び同条第５項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。）以外の範囲とする。
一～四　（略）	一～四　（略）
６～８　（略）	６～８　（略）
（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）	（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）
第119条　（略）	**第119条**　（略）
２　前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものを除く。）は、これらの基準に適合しないものとし、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるもの以外の自動車（二	２　前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものを除く。）は、これらの基準に適合しないものとし、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるもの以外の自動

輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）については第５号の規定は適用せず、二輪自動車については、第２号及び第３号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第２号から第５号までの規定は適用しない。

一　原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するもの（公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される前項の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、ハ及びニに掲げるもの）は、この基準に適合しないものとする。

イ～ニ　（略）

ホ　前項第２号、第４号及び第６号に掲げる自動車（還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。）であって、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版又は協定規則第154号の付録６に定める基準に適合しないもの

二～五　（略）

３～６　（略）

（低速走行時照射灯）

第122条の２　（略）

２　低速走行時照射灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第33条の３第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時照射灯の照明部の取扱いは別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一　低速走行時照射灯の光度は、500cd以下であること。

二　低速走行時照射灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

三　低速走行時照射灯の灯光の色は、白色であること。

四　低速走行時照射灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

３　次に掲げる低速走行時照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時照射灯

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯

三　法第75条の３第１項の規定に基づき装置の指定を受けた低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯

４　低速走行時照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の３第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一　低速走行時照射灯の数は、自動車の側面に備えるものにあっては次のイからハまでに掲げる自動車の区分に応じそれぞれイからハまでに定める数とし、後面に備えるものにあっては１個とする。

イ　長さが６ｍ以下の自動車　２個以下（片側１個ずつ）

ロ　長さが６ｍを超え、９ｍ以下の自動車　４個以下（片側２個まで）

ハ　長さが９ｍを超える自動車　６個以下（片側３個まで）

車（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）については第５号の規定は適用せず、二輪自動車については、第２号及び第３号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第２号から第５号までの規定は適用しない。

一　原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するもの（公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される前項の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、ハ及びニに掲げるもの）は、この基準に適合しないものとする。

イ～ニ　（略）

ホ　前項第２号、第４号及び第６号に掲げる自動車（還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。）であって、協定規則第154号第２改訂版補足改訂版又は協定規則第154号の付録６に定める基準に適合しないもの

二～五　（略）

３～６　（略）

（低速走行時側方照射灯）

第122条の２　（略）

２　低速走行時側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第33条の３第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時側方照射灯の照明部の取扱いは別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一　低速走行時側方照射灯の光度は、500cd以下であること。

二　低速走行時側方照射灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

三　低速走行時側方照射灯の灯光の色は、白色であること。

四　低速走行時側方照射灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

３　次に掲げる低速走行時側方照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯

三　法第75条の３第１項の規定に基づき装置の指定を受けた低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯

４　低速走行時側方照射灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第33条の３第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一　低速走行時側方照射灯の数は、１個又は２個であること。

二　低速走行時照射灯は、自動車の側面又は後面に下方に向けて取り付けられていること。
三　低速走行時照射灯は、自動車の側面に複数備えるものにあっては車両中心面の両側に、可能な限り対称的に取り付けられていること。
四　低速走行時照射灯は、前照灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。
五　低速走行時照射灯は、次のイからハまでの要件を一つ以上満たす場合に限り自動的に点灯するものとすること。
イ～ハ　（略）
六　低速走行時照射灯は、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が15km／ｈを超えた場合には、消灯する構造であること。
七　低速走行時照射灯は、点滅するものでないこと。
八　低速走行時照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、低速走行時照射灯の見かけの表面が地上面からの高さ１ｍの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。
九　低速走行時照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第２項に定める性能を損なわないように取り付けなければならない。
十　被牽引自動車に備える低速走行時照射灯は、当該自動車の速度を計測し点灯又は消灯する構造であること。
5　次に掲げる低速走行時照射灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
一　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時照射灯
二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯
三　法第75条の３第１項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える低速走行時照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯

（車両後退表示投影装置）
第136条の２　車両後退表示投影装置の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第40条の２第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。
一　車両後退表示投影装置の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、第４号に定める範囲における光度が8,000cd以下のもの又は協定規則第48号の規則5.36.5.の規定に適合するものは、この基準に適合するものとする。
二　車両後退表示投影装置の灯光の色は、白色であること。
三　車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、車両中心面に平行な１つ以上の同一の白色長方形によって一列に構成されるものを１個とし、２個まで投影することができるものとする。この場合において、複数の表示は互いに重ならないものとする。

二　低速走行時側方照射灯は、自動車の側面に下方に向けて取り付けられていること。
三　低速走行時側方照射灯は、車両中心面の両側に１個ずつ取り付けられていること。
四　低速走行時側方照射灯は、前照灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。
五　低速走行時側方照射灯は、次のイからハまでの要件を一つ以上満たす場合に限り自動的に点灯するものとすること。
イ～ハ　（略）
六　低速走行時側方照射灯は、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が15km／ｈを超えた場合には、消灯する構造であること。
七　低速走行時側方照射灯は、点滅するものでないこと。
八　低速走行時側方照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時側方照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
九　低速走行時側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第２項に掲げる性能を損なわないように取り付けなければならない。
十　被牽引自動車に備える低速走行時側方照射灯は、当該自動車の速度を計測し点灯又は消灯する構造であること。
5　次に掲げる低速走行時側方照射灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
一　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯
二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯
三　法第75条の３第１項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える低速走行時側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯

（新設）

四　車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、自動車の最後端に接する車両中心面と直行する鉛直面、自動車の最後端から3,000㎜後方にある車両中心面と直行する鉛直面及び車両中心面から1,875㎜の距離にある車両中心面に平行な２つの鉛直面により囲まれる車両中心面に対して対称な長方形の範囲内にあること。

五　車両後退表示投影装置は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

2　次に掲げる車両後退表示投影装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退表示投影装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置

三　法第75条の３第１項の規定に基づき装置の指定を受けた車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置

3　車両後退表示投影装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第40条の２第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　車両後退表示投影装置は、自動車の後面に取り付けられていること。

二　車両後退表示投影装置は、後退灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。

三　車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、点滅するものでないこと。ただし、かじ取装置の操舵角、自動車の速度又は障害物との距離の減少に応じて変化することができる。

四　車両後退表示投影装置の直射光又は反射光は、当該車両後退表示投影装置を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、車両後退表示投影装置の見かけの表面が地上面からの高さ１ｍの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

五　車両後退表示投影装置は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第１項各号に定める基準を損なわないように取り付けられなければならない。

4　次に掲げる車両後退表示投影装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退表示投影装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている車両後退表示投影装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置

三　法第75条の３第１項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える車両後退表示投影装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置

（その他の灯火等の制限）

第140条　（略）

2　（略）

（その他の灯火等の制限）

第140条　（略）

2　（略）

3　自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。

一　低速走行時照射灯

二・三　（略）

四　車両後退表示投影装置

五～十一　（略）

4～6　（略）

7　自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の５までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一～三　（略）

四　車両後退表示投影装置

五～十一　（略）

8～11　（略）

12　自動車に備える灯火は、次に掲げるものを除き、光度が300cd以下のものでなければならない。

一　前照灯
二　前部霧灯
三　側方照射灯
四　低速走行時照射灯
五　昼間走行灯
六　側方灯
七　番号灯
八　後部霧灯（第６項第15号から第17号までに掲げるものに限る。）
九　後面に備える駐車灯
十　制動灯
十一　後退灯
十二　車両後退表示投影装置
十三　方向指示器
十四　補助方向指示器
十五　非常点滅表示灯
十六　緊急制動表示灯
十七　後面衝突警告表示灯
十八　速度表示装置の速度表示灯
十九　室内照明灯
二十　緊急自動車の警光灯
二十一　道路維持作業用自動車の灯火
二十二　自主防犯活動用自動車の青色防犯灯
二十三　火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火
二十四　旅客自動車運送事業用自動車の非常灯

3　自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。

一　低速走行時側方照射灯

二・三　（略）

（新設）

四～十　（略）

4～6　（略）

7　自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の５までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一～三　（略）

（新設）

四～十　（略）

8～11　（略）

12　自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、昼間走行灯、側方灯、番号灯、後部霧灯（第６項第15号から第17号までに掲げるものに限る。）、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示するための電光表示器、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器、アンサーバック機能を有する灯火、走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）及び車室外乗降支援灯を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。

二十五　緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示するための電光表示器
二十六　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器
二十七　アンサーバック機能を有する灯火
二十八　走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）
二十九　車室外乗降支援灯
13・14　（略）
15　アンサーバック機能を有する灯火は、次に掲げる基準とする。ただし、指定自動車等に備えられたアンサーバック機能を有する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。
イ　すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること
ロ・ハ　（略）
（後写鏡等）
第146条　自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下この条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡及び後方等確認装置の当該後写鏡及び後方等確認装置による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる装置の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。
一　協定規則第46号の規則15.2.4.に規定された視界を得るための後方等確認装置　協定規則第46号の規則6.2.（6.2.1.3.を除く。）及び6.3.（6.3.1.1.中記号取付に係る部分を除く。）並びに16.（16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.を除く。）に定める基準
二　後写鏡　次に掲げる基準。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備えるものにあってはロ及びハの規定、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員11人以上の自動車に備えるものにあってはハの規定は、適用しない。
イ　容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。
ロ　取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。
ハ　車室内に備えるものは、別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものであること。
ニ　鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。
（削る）

13・14　（略）
15　アンサーバック機能を有する灯火は、次に掲げる基準とする。ただし、指定自動車等に備えられたアンサーバック機能を有する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。
イ　すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること
ロ・ハ　（略）
（後写鏡等）
第146条　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第１項ただし書の告示で定める基準は、協定規則第46号の規則6.2.（6.2.1.3.を除く。）、6.3.（6.3.1.1.中記号取付に係る部分を除く。）及び16.（16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.を除く。）に定める基準とする。
（新設）
（新設）
２　自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外測線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下この条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特

２・３　（略）

４　後写鏡、後方等確認装置及び視界を確認する装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第５項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　第１項第１号に掲げる後方等確認装置にあっては、次に定める基準

イ・ロ　（略）

二　第１項第２号に掲げる後写鏡にあっては、次に定める基準

イ～ハ　（略）

三　第１項第２号に掲げる後写鏡（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示しているものに限り、脱着式とすることができる。

四　第２項に掲げる後写鏡にあっては、次に定める基準とする。

イ～ハ　（略）

５　次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、第１項第１号及び前項第１号の基準に適合するものとする。

一～三　（略）

６　次の各号に掲げる自動車に備える後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、それぞれに定める基準に適合するものとする。

一　次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡であって、次に掲げるものにあっては、第１項第２号、第２項各号並びに第４項第２号及び第４号の基準

イ～ハ　（略）

二　カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える後写鏡であって、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡にあっては、第１項第２号（カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては第１項第２号イ及びニ）、第４項第２号イ及びロ並びに第３号の基準

７　保安基準第44条第６項の告示で定める障害物は、次表に掲げるものをいう。

表　（略）

８　保安基準第44条第７項の障害物を確認できる鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準は、次に定める基準とする。

一～五　（略）

９　前項の鏡その他の装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第８項の告示で定める基準は、次に掲げるいずれかの構造を有するものであることとする。

一・二　（略）

10・11　（略）

殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備えるものについては第２号及び第３号、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員11人以上の自動車に備えるものについては第３号の規定は、適用しない。

一　容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

二　取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

三　車室内に備えるものは、別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

四　鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。

３・４　（略）

５　後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第４項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　第１項の後方等確認装置にあっては、次に定める基準

イ・ロ　（略）

二　第２項の後写鏡にあっては、次に定める基準

イ～ハ　（略）

三　第２項の後写鏡（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示しているものに限り、脱着式とすることができる。

四　第３項の後写鏡にあっては、次に定める基準とする。

イ～ハ　（略）

６　次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、第１項各号及び前項第１号の基準に適合するものとする。

一～三　（略）

７　次の各号に掲げる自動車に備える後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、それぞれに定める基準に適合するものとする。

一　次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡であって、次に掲げるものにあっては、第２項各号、第３項各号並びに第５項第２号及び第４号の基準

イ～ハ　（略）

二　カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える後写鏡であって、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡にあっては、第２項各号（カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては第２項第１号及び第４号）、第５項第２号イ及びロ並びに第３号の基準

８　保安基準第44条第５項の告示で定める障害物は、次表に掲げるものをいう。

表　（略）

９　保安基準第44条第６項の障害物を確認できる鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準は、次の各号に定める基準とする。

一～五　（略）

10　前項の鏡その他の装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第７項の告示で定める基準は、次に掲げるいずれかの構造を有するものであることとする。

一・二　（略）

11・12　（略）

（内圧容器及びその附属装置）

第150条　自動車の内圧容器及びその附属装置の規格、表示、取付け等に関し、保安基準第47条の２の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　内圧容器は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第１条第７号に規定する第二種圧力容器に関し労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第42条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格を具備するものであること。

二～八　（略）

２　（略）

（長さ、幅及び高さ）

第162条　自動車の測定に関し、保安基準第２条第１項の告示で定める方法は、次に掲げる状態の自動車を、第２項により測定するものとする。

一～三　（略）

四　車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第６項の装置、周辺監視装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第６項の装置及び周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。ただし、第５項に定める突出量を超えて突出している周辺監視装置にあっては、当該装置を取り付けた状態とする。

２・３　（略）

４　自動車の測定に関し、保安基準第２条第２項の告示で定める方法は、次に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一　（略）

二　後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第６項の装置にあっては、取り付けられた状態

三　（略）

５　（略）

（巻込防止装置）

第179条　（略）

２・３　（略）

４　巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の２第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上450㎜以下、その上縁の高さが地上650㎜以上となるように取り付けられていること。ただし、保安基準第43条の９の規定に適合する側方衝突警報装置を備える自動車又は当該自動車に牽引される被牽引自動車に備える巻込防止装置であって、巻込防止装置を取り付ける車軸間（セミトレーラにあっては、連結装置中心から最も前方の車軸中心まで）の水平距離が6.5mを超える場合は、下縁の高さを地上550㎜以下とすることができる。

二　（略）

（内圧容器及びその附属装置）

第150条　自動車の内圧容器及びその附属装置の規格、表示、取付け等に関し、保安基準第47条の２の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　内圧容器は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第１条第７号に規定する第二種圧力容器に関し労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第42条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格を具備するものであること。

二～八　（略）

２　（略）

（長さ、幅及び高さ）

第162条　自動車の測定に関し、保安基準第２条第１項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第２項により測定するものとする。

一～三　（略）

四　車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第５項の装置、周辺監視装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第５項の装置及び周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。ただし、第５項に定める突出量を超えて突出している周辺監視装置にあっては、当該装置を取り付けた状態とする。

２・３　（略）

４　自動車の測定に関し、保安基準第２条第２項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一　（略）

二　後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第５項の装置にあっては、取り付けられた状態

三　（略）

５　（略）

（巻込防止装置）

第179条　（略）

２・３　（略）

４　巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の２第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上450㎜以下、その上縁の高さが地上650㎜以上となるように取り付けられていること。

二　（略）

三　巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400㎜以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面と、最後方位置にある連結装置中心を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が2.7m以下となるように、かつ、その前端が最前の補助脚の中心から後方250㎜の位置において車両中心面に対して直角をなす鉛直面より前方となるように取り付けられていなければならない。

（例１）・（例２）　（略）

四・五　（略）

５　（略）

６　次に掲げる側面保護装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前各項（第３項を除く。）の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられている側面保護装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている側面保護装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置又はこれに準ずる性能を有する側面保護装置

三　法第75条の３第１項の規定に基づき側面保護装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置又はこれに準ずる性能を有する側面保護装置

（突入防止装置）

第180条　（略）

２　（略）

３　突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の２第４項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～五　（略）

（削る）

六　（略）

（窓ガラス）

第195条　（略）

２～５　（略）

６　前項第７号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲（保安基準第44条第１項の後写鏡及び同条第６項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。）以外の範囲とする。

一～四　（略）

７～９　（略）

三　巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400㎜以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられていなければならない。

（例１）・（例２）　（略）

四・五　（略）

５　（略）

（新設）

（突入防止装置）

第180条　（略）

２　（略）

３　突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の２第４項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五　（略）

六　車体後部に貨物を積卸しする昇降装置が取り付けられた自動車であって、次に掲げる基準を満たす場合は、昇降装置の支柱により突入防止装置を分割することができる。

イ　昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25㎜未満であること。

ロ　昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置の車両中心面に直交する鉛直面による断面の有効面積は、350㎠以上でなければならない。ただし、車幅が2,000㎜未満の自動車にあっては、この限りでない。

七　（略）

（窓ガラス）

第195条　（略）

２～５　（略）

６　前項第７号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次の各号に掲げる範囲（保安基準第44条第１項の後写鏡及び同条第５項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。）以外の範囲とする。

一～四　（略）

７～９　（略）

（低速走行時照射灯）

第200条の２　（略）

２　低速走行時照射灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第33条の３第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時照射灯の照明部の取扱いは別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一　低速走行時照射灯の光度は、500cd以下であること。

二　低速走行時照射灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

三　低速走行時照射灯の灯光の色は、白色であること。

四　低速走行時照射灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

３　次に掲げる低速走行時照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時照射灯

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯

三　法第75条の３第１項の規定に基づき装置の指定を受けた低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯

４　低速走行時照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の３第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一　低速走行時照射灯の数は、自動車の側面に備えるものにあっては次のイからハまでに掲げる自動車の区分に応じそれぞれイからハまでに定める数とし、後面に備えるものにあっては１個とする。

イ　長さが６ｍ以下の自動車　２個以下（片側１個ずつ）

ロ　長さが６ｍを超え、９ｍ以下の自動車　４個以下（片側２個まで）

ハ　長さが９ｍを超える自動車　６個以下（片側３個まで）

二　低速走行時照射灯は、自動車の側面又は後面に下方に向けて取り付けられていること。

三　低速走行時照射灯は、自動車の側面に複数備えるものにあっては車両中心面の両側に、可能な限り対称的に取り付けられていること。

四　低速走行時照射灯は、前照灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。

五　低速走行時照射灯は、次のイからハまでの要件を一つ以上満たす場合に限り自動的に点灯するものとすること。

イ～ハ　（略）

六　低速走行時照射灯には、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が15㎞／ｈを超えた場合には、消灯する構造であること。

七　低速走行時照射灯は、点滅するものでないこと。

八　低速走行時照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、低速走行時照射灯の見かけの表面が地上面からの高さ１ｍの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

（低速走行時側方照射灯）

第200条の２　（略）

２　低速走行時側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第33条の３第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時側方照射灯の照明部の取扱いは別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一　低速走行時側方照射灯の光度は、500cd以下であること。

二　低速走行時側方照射灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

三　低速走行時側方照射灯の灯光の色は、白色であること。

四　低速走行時側方照射灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

３　次に掲げる低速走行時側方照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯

三　法第75条の３第１項の規定に基づき装置の指定を受けた低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯

４　低速走行時側方照射灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第33条の３第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一　低速走行時側方照射灯の数は、１個又は２個であること。

二　低速走行時側方照射灯は、自動車の側面に下方に向けて取り付けられていること。

三　低速走行時側方照射灯は、車両中心面の両側に１個ずつ取り付けられていること。

四　低速走行時側方照射灯は、前照灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。

五　低速走行時側方照射灯は、次のイからハまでの要件を一つ以上満たす場合に限り自動的に点灯するものとすること。

イ～ハ　（略）

六　低速走行時側方照射灯には、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が15㎞／ｈを超えた場合には、消灯する構造であること。

七　低速走行時側方照射灯は、点滅するものでないこと。

八　低速走行時側方照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時側方照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

九　低速走行時照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第２項に定める性能を損なわないように取り付けなければならない。

十　被牽引自動車に備える低速走行時照射灯は、当該自動車の速度を計測し点灯又は消灯する構造であること。

5　次に掲げる低速走行時照射灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時照射灯

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯

三　法第75条の３第１項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える低速走行時照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯

（車両後退表示投影装置）

第214条の２　車両後退表示投影装置の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第40条の２第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　車両後退表示投影装置の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、第４号に定める範囲における光度が8,000cd以下のもの又は協定規則第48号の規則5.36.5.の規定に適合するものは、この基準に適合するものとする。

二　車両後退表示投影装置の灯光の色は、白色であること。

三　車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、車両中心面に平行な１つ以上の同一の白色長方形によって一列に構成されるものを１個とし、２個まで投影することができるものとする。この場合において、複数の表示は互いに重ならないものとする。

四　車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、自動車の最後端に接する車両中心面と直行する鉛直面、自動車の最後端から3,000㎜後方にある車両中心面と直行する鉛直面及び車両中心面から1,875㎜の距離にある車両中心面に平行な２つの鉛直面により囲まれる車両中心面に対して対称な長方形の範囲内にあること。

五　車両後退表示投影装置は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

2　次に掲げる車両後退表示投影装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退表示投影装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置

三　法第75条の３第１項の規定に基づき装置の指定を受けた車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置

九　低速走行時側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第２項に掲げる性能を損なわないように取り付けなければならない。

十　被牽引自動車に備える低速走行時側方照射灯は、当該自動車の速度を計測し点灯又は消灯する構造であること。

5　次に掲げる低速走行時側方照射灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯

三　法第75条の３第１項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える低速走行時側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯

（新設）

3　車両後退表示投影装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第40条の２第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　車両後退表示投影装置は、自動車の後面に後方に向けて取り付けられていること。

二　車両後退表示投影装置は、後退灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。

三　車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、点滅するものでないこと。ただし、かじ取装置の操舵角、自動車の速度又は障害物との距離の減少に応じて変化することができる。

四　車両後退表示投影装置の直射光又は反射光は、当該車両後退表示投影装置を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、車両後退表示投影装置の見かけの表面が地上面からの高さ１ｍの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

五　車両後退表示投影装置は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第１項に定める性能を損なわないように取り付けられなければならない。

4　次に掲げる車両後退表示投影装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退表示投影装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている車両後退表示投影装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置

三　法第75条の３第１項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える車両後退表示投影装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置

（その他の灯火等の制限）

第218条　（略）

2　（略）

3　自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。

一　低速走行時照射灯

二・三　（略）

四　車両後退表示投影装置

五～十一　（略）

4～6　（略）

7　自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の５までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一～三　（略）

四　車両後退表示投影装置

五～十一　（略）

8～11　（略）

（その他の灯火等の制限）

第218条　（略）

2　（略）

3　自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。

一　低速走行時側方照射灯

二・三　（略）

（新設）

四～十　（略）

4～6　（略）

7　自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の５までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一～三　（略）

（新設）

四～十　（略）

8～11　（略）

12　自動車に備える灯火は、次に掲げるものを除き、光度が300cd以下のものでなければならない。

一　前照灯
二　前部霧灯
三　側方照射灯
四　低速走行時照射灯
五　昼間走行灯
六　側方灯
七　番号灯
八　後部霧灯（第６項第15号から第17号までに掲げるものに限る。）
九　後面に備える駐車灯
十　制動灯
十一　後退灯
十二　車両後退表示投影装置
十三　方向指示器
十四　補助方向指示器
十五　非常点滅表示灯
十六　緊急制動表示灯
十七　後面衝突警告表示灯
十八　速度表示装置の速度表示灯
十九　室内照明灯
二十　緊急自動車の警光灯
二十一　道路維持作業用自動車の灯火
二十二　自主防犯活動用自動車の青色防犯灯
二十三　火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火
二十四　旅客自動車運送事業用自動車の非常灯
二十五　緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示するための電光表示器
二十六　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器
二十七　アンサーバック機能を有する灯火
二十八　走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）
二十九　車室外乗降支援灯

13・14　（略）

15　アンサーバック機能を有する灯火は、次に掲げる基準とする。ただし、指定自動車等に備えられたアンサーバック機能を有する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。

イ　すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること

ロ・ハ　（略）

12　自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、昼間走行灯、側方灯、番号灯、後部霧灯（第６項第15号から第17号までに掲げるものに限る。）、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示するための電光表示器、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器、アンサーバック機能を有する灯火、走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）及び車室外乗降支援灯を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。

13・14　（略）

15　アンサーバック機能を有する灯火は、次に掲げる基準とする。ただし、指定自動車等に備えられたアンサーバック機能を有する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。

イ　すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること

ロ・ハ　（略）

（後写鏡等）

第224条　自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下この条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡及び後方等確認装置の当該後写鏡及び後方等確認装置による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる装置の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一　協定規則第46号の規則15.2.4.に規定された視界を得るための後方等確認装置　次に掲げる基準。ただし、協定規則第46号の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.の規定が適用される後方等確認装置にあってはイからホまでに掲げる基準に適合するものであればよい。

イ　カメラ（後方等確認装置のうち自動車の周辺状況を把握するために必要な視界の画像情報を撮影する装置をいう。以下この項において同じ。）は容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

ロ　カメラ（地上1.8m以下に取り付けられているものに限る。）は歩行者等に接触した場合において、当該歩行者等に傷害を与えるおそれがないものとして衝撃を緩衝できる構造であること。

ハ　車室内に備えるカメラ及び画像表示装置（後方等確認装置のうちカメラにより撮影した画像情報を運転者に表示する装置をいう。以下この項において同じ。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。

ニ　画像表示装置が表示する画像は明瞭かつ容易に確認できるものであること。

ホ　画像表示装置の輝度は手動又は自動で調整可能なものであり、かつ、夜間において運転者の視界の妨げとならないこと。

ヘ　後方等確認装置は故障時に運転者へ視覚的に確認できる表示による警報機能を有しており、当該表示により警報されていないものであること。

二　後写鏡　次に掲げる基準。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備えるものにあってはロ及びハの規定、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員11人以上の自動車に備えるものにあってはハの規定は、適用しない。

イ　容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

ロ　取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

ハ　車室内に備えるものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。

ニ　鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（後写鏡等）

第224条　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第１項ただし書の告示で定める後方等確認装置の基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、協定規則第46号の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.の規定が適用される後方等確認装置にあっては第１号から第５号までの基準に適合するものであればよい。

一　カメラ（後方等確認装置のうち自動車の周辺状況を把握するために必要な視界の画像情報を撮影する装置をいう。以下この項において同じ。）は容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

二　カメラ（地上1.8m以下に取り付けられているものに限る。）は歩行者等に接触した場合において、当該歩行者等に傷害を与えるおそれがないものとして衝撃を緩衝できる構造であること。

三　車室内に備えるカメラ及び画像表示装置（後方等確認装置のうちカメラにより撮影した画像情報を運転者に表示する装置をいう。以下この項において同じ。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。

四　画像表示装置が表示する画像は明瞭かつ容易に確認できるものであること。

五　画像表示装置の輝度は手動又は自動で調整可能なものであり、夜間において運転者の視界の妨げとならないこと。

六　後方等確認装置は故障時に運転者へ視覚的に確認できる表示による警報機能を有しており、当該表示により警報されていないものであること。

（削る）

2・3　（略）

4　後写鏡、後方等確認装置及び視界を確認する装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第５項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　第１項第１号に掲げる後方等確認装置にあっては、次に定める基準

イ・ロ　（略）

二　第１項第２号に掲げる後写鏡にあっては、次に定める基準

イ～ハ　（略）

三　第１項第２号に掲げる後写鏡であって、脱着式のものにあっては、第68条第４項第４号又は第146条第４項第３号による表示が容易に識別できること。

四　第２項に掲げる後写鏡にあっては、次に定める基準

イ～ハ　（略）

5　次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、第１項第１号及び前項第１号の基準に適合するものとする。

一～三　（略）

6　次の各号に掲げる自動車に備える後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、それぞれに定める基準に適合するものとする。

一　次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡であって、次に掲げるものにあっては、第１項第２号、第２項各号並びに第４項第２号及び第４号の基準

イ～ハ　（略）

二　カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える後写鏡にあっては、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡にあっては、第１項第２号（カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては第１項第２号イ及びニ）、第４項第２号イ及びロ並びに第３号の基準

2　自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下この条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備えるものについては第２号及び第３号、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員11人以上の自動車に備えるものについては第３号の規定は、適用しない。

一　容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

二　取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

三　車室内に備えるものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。

四　鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。

3・4　（略）

5　後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第４項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　第１項の後方等確認装置にあっては、次に定める基準

イ・ロ　（略）

二　第２項の後写鏡にあっては、次に定める基準

イ～ハ　（略）

三　第２項の後写鏡であって、脱着式のものにあっては、第68条第４項第４号又は第146条第５項第３号による表示が容易に識別できること。

四　第３項の後写鏡にあっては、次に定める基準

イ～ハ　（略）

6　次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、第１項各号及び前項第１号の基準に適合するものとする。

一～三　（略）

7　次の各号に掲げる自動車に備える後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、それぞれに定める基準に適合するものとする。

一　次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡であって、次に掲げるものにあっては、第２項各号、第３項各号並びに第５項第２号及び第４号の基準

イ～ハ　（略）

二　カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える後写鏡にあっては、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡にあっては、第２項各号（カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては第２項第１号及び第４号）、第５項第２号イ及びロ並びに第３号の基準

7　保安基準第44条第６項の告示で定める障害物は、次表に掲げるものをいう。

表　（略）

8　保安基準第44条第７項の障害物を確認できる鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準は、次に定める基準とする。

一～三　（略）

9　前項の鏡その他の装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第８項の告示で定める基準は、次に掲げるいずれかの構造を有するものであることとする。

一・二　（略）

10・11　（略）

（内圧容器及びその附属装置）

第228条　自動車の内圧容器及びその附属装置の規格、表示、取付け等に関し、保安基準第47条の２の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　内圧容器は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第１条第７号に規定する第二種圧力容器に関し労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第42条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格を具備するものであること。

二～八　（略）

2　（略）

（制動装置）

第242条　（略）

2　（略）

3　最高速度50㎞／ｈ以下の施行規則第１条第２項の第一種原動機付自転車（一般原動機付自転車に限る。以下「第一種一般原動機付自転車」という。）には、前項の基準（第４号を除く。）に適合する２系統以上の制動装置であって、次に掲げるもののうちいずれかを備えなければならない。

一・二　（略）

三　四輪を有する一般原動機付自転車にあっては、後車輪を含む半数以上の車輪を制動する主制動装置。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力が作用する面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車軸と結合している場合にあっては、当該制動装置は、車輪を制動する機能を有するものとみなすものとする。

4　（略）

（制動装置）

第258条　（略）

2　（略）

3　最高速度50㎞／ｈ以下の第一種一般原動機付自転車には、前項の基準（第４号を除く。）に適合する２系統以上の制動装置であって、次に掲げるもののうちいずれかを備えなければならない。

一・二　（略）

8　保安基準第44条第５項の告示で定める障害物は、次表に掲げるものをいう。

表　（略）

9　保安基準第44条第６項の障害物を確認できる鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準は、次の各号に定める基準とする。

一～三　（略）

10　前項の鏡その他の装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第７項の告示で定める基準は、次に掲げるいずれかの構造を有するものであることとする。

一・二　（略）

11・12　（略）

（内圧容器及びその附属装置）

第228条　自動車の内圧容器及びその附属装置の規格、表示、取付け等に関し、保安基準第47条の２の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　内圧容器は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第１条第７号に規定する第二種圧力容器に関し労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第42条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格を具備するものであること。

二～八　（略）

2　（略）

（制動装置）

第242条　（略）

2　（略）

3　最高速度50㎞／ｈ以下の施行規則第１条第２項の第一種原動機付自転車（一般原動機付自転車に限る。以下「第一種一般原動機付自転車」という。）には、前項の基準（第４号を除く。）に適合する２系統以上の制動装置であって、次に掲げるもののうちいずれかを備えなければならない。

一・二　（略）

三　四輪を有する一般原動機付自転車にあっては、後車輪を含む半数以上の車輪を制動する主制動装置

4　（略）

（制動装置）

第258条　（略）

2　（略）

3　最高速度50㎞／ｈ以下の第一種一般原動機付自転車には、前項の基準（第４号を除く。）に適合する２系統以上の制動装置であって、次に掲げるもののうちいずれかを備えなければならない。

一・二　（略）

三　四輪を有する一般原動機付自転車にあっては、後車輪を含む半数以上の車輪を制動する主制動装置。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力が作用する面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車軸と結合している場合にあっては、当該制動装置は、車輪を制動する機能を有するものとみなすものとする。

4　（略）

（制動装置）

第274条　（略）

2　（略）

3　最高速度50㎞／ｈ以下の第一種一般原動機付自転車には、前項の基準（第４号を除く。）に適合する２系統以上の制動装置であって、次に掲げるもののうちいずれかを備えなければならない。

一・二　（略）

三　四輪を有する一般原動機付自転車にあっては、後車輪を含む半数以上の車輪を制動する主制動装置。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力が作用する面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車軸と結合している場合にあっては、当該制動装置は、車輪を制動する機能を有するものとみなすものとする。

4　（略）

（制動装置）

第289条　（略）

2　（略）

3　特定小型原動機付自転車には、駐車制動装置及び第２項の基準に適合する２系統以上の制動装置であって、第１号及び第２号並びに第３号から第５号までのいずれかを備えなければならない。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力が作用する面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車軸と結合している場合にあっては、当該制動装置は、車輪を制動する機能を有するものとみなすものとする。

一～五　（略）

4　（略）

（制動装置）

第302条　（略）

2　（略）

3　特定小型原動機付自転車には、駐車制動装置及び第２項の基準に適合する２系統以上の制動装置であって、第１号及び第２号並びに第３号から第５号までのいずれかを備えなければならない。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力が作用する面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車軸と結合している場合にあっては、当該制動装置は、車輪を制動する機能を有するものとみなすものとする。

一～五　（略）

4　（略）

三　四輪を有する一般原動機付自転車にあっては、後車輪を含む半数以上の車輪を制動する主制動装置

4　（略）

（制動装置）

第274条　（略）

2　（略）

3　最高速度50㎞／ｈ以下の第一種一般原動機付自転車には、前項の基準（第４号を除く。）に適合する２系統以上の制動装置であって、次に掲げるもののうちいずれかを備えなければならない。

一・二　（略）

三　四輪を有する一般原動機付自転車にあっては、後車輪を含む半数以上の車輪を制動する主制動装置

4　（略）

（制動装置）

第289条　（略）

2　（略）

3　特定小型原動機付自転車には、駐車制動装置及び第２項の基準に適合する２系統以上の制動装置であって、第１号及び第２号並びに第３号から第５号までのいずれかを備えなければならない。

一～五　（略）

4　（略）

（制動装置）

第302条　（略）

2　（略）

3　特定小型原動機付自転車には、駐車制動装置及び第２項の基準に適合する２系統以上の制動装置であって、第１号及び第２号並びに第３号から第５号までのいずれかを備えなければならない。

一～五　（略）

4　（略）

（制動装置）

第315条　（略）

２　（略）

３　特定小型原動機付自転車には、駐車制動装置及び第２項の基準に適合する２系統以上の制動装置であって、第１号及び第２号並びに第３号から第５号までのいずれかを備えなければならない。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力が作用する面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車軸と結合している場合にあっては、当該制動装置は、車輪を制動する機能を有するものとみなすものとする。

一～五　（略）

４　（略）

別添８　削除

別添41　重量車排出ガスの測定方法

Ⅰ　（略）

Ⅱ　ＷＨＤＣモード法

1.～10.　（略）

別紙１～６　（略）

別紙７　設備及び付属装置の据付要件

番　号	試験機器及び付属装置	排出物試験時の設置
（略）	（略）	（略）
11	付属試験台ファン	必要に応じて有り
12	汚染防止機器	有り
13	始動設備	有り又は試験台設備（注９）
14	潤滑油ポンプ	有り
15	パワーステアリング等、試験エンジンの運転に必要がない付属装置で、エンジンへの取付けができるものは、試験の際には取り外すものとする。	無し

（注１）～（注９）　（略）

別紙８～別紙10　（略）

Ⅲ・Ⅳ　（略）

Ⅴ　ＪＨ25モード法（電気自動車）

1.　適用範囲

この試験方法は、原動機として電動機のみを備え、かつ、燃料を使用しない普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であって、車両総重量が3.5ｔを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下のものを除く。）（以下「電気重量車」という。）の電力消費率及び一充電走行距離（電気を用いて走行することができる最大の距離をキロメートルで表した数値をいう。以下同じ。）の試験方法について適用する。

2.～4.　（略）

（制動装置）

第315条　（略）

２　（略）

３　特定小型原動機付自転車には、駐車制動装置及び第２項の基準に適合する２系統以上の制動装置であって、第１号及び第２号並びに第３号から第５号までのいずれかを備えなければならない。

一～五　（略）

４　（略）

別添８　二輪自動車等の施錠装置の技術基準

別添41　重量車排出ガスの測定方法

Ⅰ　（略）

Ⅱ　ＷＨＤＣモード法

1.～10.　（略）

別紙１～６　（略）

別紙７　設備及び付属装置の据付要件

番　号	試験機器及び付属装置	排出物試験時の設置
（略）	（略）	（略）
＊＊	付属試験台ファン	必要に応じて有り（注９）
11	汚染防止機器	有り
12	始動設備	有り又は試験台設備
13	潤滑油ポンプ	有り
＊＊	パワーステアリング等、試験エンジンの運転に必要がない付属装置で、エンジンへの取付けができるものは、試験の際には取り外すものとする。	無し

（注１）～（注９）　（略）

別紙８～別紙10　（略）

Ⅲ・Ⅳ　（略）

Ⅴ　ＪＨ25モード法（電気自動車）

1.　適用範囲

この試験方法は、原動機として電動機のみを備え、かつ、燃料を使用しない普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であって、車両総重量が3.5ｔを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下のものを除く。）（以下、「電気重量車」という。）の電力消費率の試験方法について適用する。

2.～4.　（略）

5.　一充電走行距離の算出方法

別紙２の2.6.4.の⑶の①において計測される走行時における蓄電装置の消費電気エネルギーE_{DC}に占める満充電かつソーク直後のＪＥ05モード走行１回目（以下「ＪＥ05コールド状態」という。）の直流電力量の割合K_1、コールド状態を考慮した都市内電力消費率EC_{ACuc}及び一充電走行距離Dは、3.ＨＩＬＳ法により使用される3.5.電気重量車電力消費率の算出過程において使用される各数値、別紙２の2.6.4.の⑶の①において計測される走行時における蓄電装置の消費電気エネルギーE_{DC}、充電時における商用電源の消費電気エネルギーE_{AC}及び別紙２の2.6.5.において算出されるＪＥ05コールド悪化係数Aから次式で算出される。なお、ＪＥ05コールド悪化係数Aとして1.18を用いることができ、4.パワートレーン法を用いた場合については必ずこの値を用いること。

$$K_1=\frac{\Delta E_{REESS}\times A}{E_{DC}}$$

$$EC_{ACuc}=（K_1\times EC_{ACu}\times A）+（1-K_1）\times EC_{ACu}$$

$$D=\left(\frac{1-\alpha/100}{EC_{ACuc}}+\frac{\alpha/100}{EC_{ACh}}\right)\times E_{AC}$$

K_1：E_{DC}に占める都市内走行モード走行１回目（ＪＥ05コールド状態）のDCの消費電気エネルギーの割合（－）

EC_{ACuc}：コールド状態を考慮した都市内電力消費率（Wh／km）

D：一充電走行距離（km）

付録１・２　（略）

別紙１　（略）

別紙２　電動機、蓄電装置及び電動補機類試験

1.　（略）

2.　蓄電装置試験方法

電気重量車用ＨＩＬＳシステムの入力パラメータとして、試験電池の内部抵抗、開放電圧及びACの電力消費率を算出するための係数として用いる蓄電装置の充電効率を求める。以下試験法を規定する。

2.1.～2.5.　（略）

2.6.　充電効率試験法

電力消費率を求めるために、蓄電装置の充電効率を求める。

2.6.1.～2.6.3.　（略）

2.6.4.　充電効率の測定

⑴・⑵　（略）

⑶　ソーク後の蓄電装置システム放電方法は、以下から測定方法を選択のうえ、蓄電装置端子間に電気エネルギー測定機器を配置し、消費電気エネルギーE_{DC}を測定する。

①　当該自動車をコールド状態から定速走行で運転し、満充電から車両が定速車速を維持できない状態まで蓄電装置システムを放電させる。定速走行時の車速は80km／ｈ（アクセルペダルを全開にしても到達できない自動車にあっては、この限りでない。）より開始し、ＳＯＣが10％以下となったところで車速を50km／ｈに変更し、電欠まで走行すること。なお車速変更は１分以内に完了すること。定速走行開始時の加速はアクセル全開もしくは３分以内に定速車速に達するものとし、電欠により定速車速から２km／ｈ以上低下した状態が４秒以上続いた時点でアクセル開度を全閉とし、全閉から１分以内にブレーキをかけて車両を停止させ、測定を終了する。

（新設）

付録１・２　（略）

別紙１　（略）

別紙２　電動機、蓄電装置及び電動補機類試験

1.　（略）

2.　蓄電装置試験方法

電気重量車用ＨＩＬＳシステムの入力パラメータとして、試験電池の内部抵抗、開放電圧及びACの電力消費率を算出するための係数として用いる蓄電装置の充電効率を求める。以下試験法を規定する。

2.1.～2.5.　（略）

2.6.　充電効率試験法

電力消費率を求めるために、蓄電装置の充電効率を求める。

2.6.1.～2.6.3.　（略）

2.6.4.　充電効率の測定

⑴・⑵　（略）

⑶　ソーク後の蓄電装置システム放電方法は、以下から測定方法を選択のうえ、蓄電装置端子間に電気エネルギー測定機器を配置し、消費電気エネルギーE_{DC}を測定する。

①　当該自動車をコールド状態から定速走行で運転し、満充電から車両が定速車速を維持できない状態まで蓄電装置システムを放電させる。定速走行時の車速は80km／ｈ（アクセルペダルを全開にしても到達できない自動車にあっては、この限りでない。）より開始し、ＳＯＣが10％以下となったところで車速を50km／ｈに変更し、電欠まで走行すること。なお車速変更は１分以内に完了すること。定速走行開始時の加速はアクセル全開もしくは３分以内に定速車速に達するものとし、電欠により定速車速から２km／ｈ以上低下した状態が４秒以上続いた時点でアクセル開度を全閉とし、全閉から１分以内にブレーキをかけて車両を停止させ、測定を終了する。

なお、一充電走行距離の算出及びシステム検証試験のデータ取得を目的として、満充電かつソーク直後より又は定速走行途中の任意の放電深度より、都市内走行モードによる走行を行っても良い。その際の定速走行からの減速は、減速開始から１分以内に完全停止し、ドライバ交代や負荷設定変更等に要する時間を含め完全停止から10分以内に次のモード走行または定速走行を開始しなければならない。この場合、２回目の定速走行の車速条件は１回目と同一とし、ＳＯＣが10％より大きい放電深度から２回目の定速走行を開始する。

② 当該自動車をコールド状態から、試験機関との合意に基づいた外部放電器を使用して蓄電装置システムを放電させる。その際、放電電力は一定値とし、その値は当初80㎞／ｈでの走行状態と同等に設定し、ＳＯＣ10％以下にて50㎞／ｈでの走行状態と同等の電力に変更する。電力変更は１分以内に完了すること。なお、50㎞／ｈ相当に設定した実放電電力に対し－10％以下に低下した状態が４秒続いた時点で試験終了とし、速やかに放電出力をゼロに設定する。

⑷　（略）

図　（略）

2.6.5.　計算式

充電効率K_Cは、充電時における商用電源の消費電気エネルギーE_{AC}と走行時における蓄電装置の消費電気エネルギーE_{DC}から以下の式で求める。

$$K_C=\frac{E_{DC}}{E_{AC}}$$

ＪＥ05コールド悪化係数Aは、満充電かつソーク直後から１回目の都市内走行モードによる走行時における蓄電装置の消費電気エネルギーE_{DC1}と任意の暖機状態相当かつ十分に減速エネルギーを回生できるＳＯＣ状態からの都市内走行モードによる走行時における蓄電装置の消費電気エネルギーE_{DCn}から以下の式で求める。

$$A=\frac{E_{DC1}}{E_{DCn}}$$

3.　（略）

別紙３～５　（略）

Ⅵ・Ⅶ　（略）

別添42　軽・中量車排出ガスの測定方法

Ⅰ　（略）

Ⅱ　ＷＬＴＣモード法

1.　（略）

2.　試験方法等

ＷＬＴＣモード法に関する試験方法等は、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版又は協定規則第154号の附則Ｂに定める基準及び別紙２（ガソリン又はＬＰＧを燃料とする自動車に限る。）に定める試験方法等とする。この場合において、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版の附則Ｂに定める試験方法の規定の適用に関し必要な事項は次のとおりとする。

2.1.　協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版中、次に掲げる規定は適用しない。

⑴～⑶　（略）

2.2.　エンジン出力（P_{rated}）については、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版3.7.1.の規定にかかわらず、諸元表に記載されたエンジン出力（ただし、電気自動車にあっては諸元表に記載されたモーター出力の合算値）とする。

2.3.　最高速度（v_{max}）については、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版3.7.2.の規定にかかわらず、試験自動車の諸元表記載の最高速度を㎞／ｈで表した値とする。

なおシステム検証試験のデータ取得を目的として、定速走行途中の任意の放電深度より都市内走行モードによる走行を数回行っても良い。その際の定速走行からの減速は、減速開始から１分以内に完全停止し、ドライバ交代や負荷設定変更等に要する時間を含め完全停止から10分以内に次のモード走行または定速走行を開始しなければならない。この場合、２回目の定速走行の車速条件は１回目と同一とし、ＳＯＣが10％より大きい放電深度から２回目の定速走行を開始する。

② 当該自動車をコールド状態から、試験機関との合意に基づいた外部放電器を使用して蓄電装置システムを放電させる。その際、放電電力は一定値とし、その値は当初80㎞／ｈでの走行状態と同等に設定し、ＳＯＣ10％以下にて50㎞／ｈでの走行状態と同等の電力に変更する。電力変更は１分以内に完了すること。なお、50㎞／ｈ相当に設定した実放電電力に対し－10％以下に低下した状態が４秒続いた時点で試験終了とし、速やかに放電出力をゼロに設定する。

⑷　（略）

図　（略）

2.6.5.　計算式

充電効率K_Cは、充電時における商用電源の消費電気エネルギーE_{AC}と走行時における蓄電装置の消費電気エネルギーE_{DC}から以下の式で求める。

$$K_C=\frac{E_{DC}}{E_{AC}}$$

3.　（略）

別紙３～５　（略）

Ⅵ・Ⅶ　（略）

別添42　軽・中量車排出ガスの測定方法

Ⅰ　（略）

Ⅱ　ＷＬＴＣモード法

1.　（略）

2.　試験方法等

ＷＬＴＣモード法に関する試験方法等は、協定規則第154号第２改訂版補足改訂版又は協定規則第154号の附則Ｂに定める基準及び別紙２（ガソリン又はＬＰＧを燃料とする自動車に限る。）に定める試験方法等とする。この場合において、協定規則第154号第２改訂版補足改訂版の附則Ｂに定める試験方法の規定の適用に関し必要な事項は次のとおりとする。

2.1.　協定規則第154号第２改訂版補足改訂版中、次に掲げる規定は適用しない。

⑴～⑶　（略）

2.2.　エンジン出力（P_{rated}）については、協定規則第154号第２改訂版補足改訂版3.7.1.の規定にかかわらず、諸元表に記載されたエンジン出力（ただし、電気自動車にあっては諸元表に記載されたモーター出力の合算値）とする。

2.3.　最高速度（v_{max}）については、協定規則第154号第２改訂版補足改訂版3.7.2.の規定にかかわらず、試験自動車の諸元表記載の最高速度を㎞／ｈで表した値とする。

2.4.　ＷＬＴＣについては、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版の附則Ｂ１の3.の規定にかかわらず、同附則の2.3.に規定する自動車の低速フェーズは別紙１の表１を、同附則の2.3.1.1.に規定する自動車の中速フェーズは同別紙の表２を、高速フェーズは同別紙の表３を、同附則の2.3.1.2.に規定する自動車の中速フェーズは同別紙の表４を、高速フェーズは同別紙の表５を、同附則の2.2.に規定する自動車の低速フェーズは同別紙の表６を、中速フェーズは同別紙の表７を、高速フェーズは同別紙の表８を、同附則の2.1.に規定する自動車の低速フェーズは同別紙の表９を、中速フェーズは同別紙の表10を適用するものとする。

2.5.　P_{wot}（n）については、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版の附則Ｂ２の2.(h)の規定にかかわらず、n_{idle}からn_{rated}まで又はn_{max}若しくは（n／v）(ngv_{max}）×v_{max}のいずれか高い値までのエンジン回転速度範囲にわたる全負荷出力曲線とし、(n／v)(ngv_{max}）については、ギヤng_{max}についてエンジン回転速度nを車速vで除して得られる比率（rpm／（km／h））(ただし、線形補間によって連続的なデータセットの中間点の計算を実行できるように、全負荷出力曲線は十分な数のデータセット（n, P_{wot}）からなるものとし、また、１番目のデータセットは、n_{idle}又はそれより低い位置とする。)とする。

2.6.　協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版の附則Ｂ８における電気自動車の分類については、同附則の1.4.、1.4.1.及び1.4.2.の規定にかかわらず、同規則の附則Ｂ１の2.の規定(ただし、2.3.2.の規定を除く。)を適用し、このうち、附則Ｂ１の2.1.及び2.2.が適用される電気自動車の試験手順については、同規則の附則Ｂ８のTable A8／3の表にかかわらず、同附則の3.4.4.1.の規定に従うものとする。

2.7.　協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版の附則Ｂ６の1.2.3.2.中「AER」とあるのは「R_{CDA}」と、同附則のTable A6／1の表中「AER Paragraph 4.4.1.1. of Annex B8.」とあるのは「R_{CDA} Paragraph 4.4.5. of Annex B8.」と、同附則のTable A6／2のFor OVC-HEVs charge-depleting Type 1 tests.の表中「For Level 1A : AER」とあるのは「R_{CDA}」と読み替えるものとする。

3.　一般要件

3.1.　電子装置のセキュリティ

排出ガス発散防止装置を制御する電子装置を備える自動車にあっては、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版又は協定規則第154号の6.1.7.に定める基準に適合するものであること。

別紙１　（略）

別紙２　アイドリング運転における排出ガスの測定

1.　アイドリング運転における排出ガスの測定

(1)　アイドリング運転における排出ガスの測定は、試験自動車をシャシダイナモメータ上に配置し、60±２km／hの定速で十分に暖機した後、速やかに、変速位置をニュートラル又は駐車とし試験自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれるＣＯ、ＨＣ及びCO_2の濃度を非分散形赤外線分析計（ＮＤＩＲ）により測定することにより行う。この場合において、濃度測定時のエンジン回転速度、及び必要に応じ、吸気マニホールド内圧力を併せて測定する。ただし、排出ガスの採取は、ＣＶＳ装置によらず、排気管から直接に行うものとする。なお、非分散形赤外線分析計（ＮＤＩＲ）の校正に用いる校正ガスについては協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版及び協定規則第154号の附則Ｂ５の6.に規定する校正ガス又は次に掲げるものを使用するものとする。

(a)・(b)　（略）

(2)　（略）

2.4.　ＷＬＴＣについては、協定規則第154号第２改訂版補足改訂版の附則Ｂ１の3.の規定にかかわらず、同附則の2.3.に規定する自動車の低速フェーズは別紙１の表１を、同附則の2.3.1.1.に規定する自動車の中速フェーズは同別紙の表２を、高速フェーズは同別紙の表３を、同附則の2.3.1.2.に規定する自動車の中速フェーズは同別紙の表４を、高速フェーズは同別紙の表５を、同附則の2.2.に規定する自動車の低速フェーズは同別紙の表６を、中速フェーズは同別紙の表７を、高速フェーズは同別紙の表８を、同附則の2.1.に規定する自動車の低速フェーズは同別紙の表９を、中速フェーズは同別紙の表10を適用するものとする。

2.5.　P_{wot}（n）については、協定規則第154号第２改訂版補足改訂版の附則Ｂ２の2.(h)の規定にかかわらず、n_{idle}からn_{rated}まで又はn_{max}若しくは（n／v)(ngv_{max}）×v_{max}のいずれか高い値までのエンジン回転速度範囲にわたる全負荷出力曲線とし、(n／v)(ngv_{max}）については、ギヤng_{max}についてエンジン回転速度nを車速vで除して得られる比率（rpm／（km／h））(ただし、線形補間によって連続的なデータセットの中間点の計算を実行できるように、全負荷出力曲線は十分な数のデータセット（n, P_{wot}）からなるものとし、また、１番目のデータセットは、n_{idle}又はそれより低い位置とする。)とする。

2.6.　協定規則第154号第２改訂版補足改訂版の附則Ｂ８における電気自動車の分類については、同附則の1.4.、1.4.1.及び1.4.2.の規定にかかわらず、同規則の附則Ｂ１の2.の規定(ただし、2.3.2.の規定を除く。)を適用し、このうち、附則Ｂ１の2.1.及び2.2.が適用される電気自動車の試験手順については、同規則の附則Ｂ８のTable A8／3の表にかかわらず、同附則の3.4.4.1.の規定に従うものとする。

2.7.　協定規則第154号第２改訂版補足改訂版の附則Ｂ６の1.2.3.2.中「AER」とあるのは「R_{CDA}」と、同附則のTable A6／1の表中「AER Paragraph 4.4.1.1. of Annex B8.」とあるのは「R_{CDA} Paragraph 4.4.5. of Annex B8.」と、同附則のTable A6／2のFor OVC-HEVs charge-depleting Type 1 tests.の表中「For Level 1A : AER」とあるのは「R_{CDA}」と読み替えるものとする。

3.　一般要件

3.1.　電子装置のセキュリティ

排出ガス発散防止装置を制御する電子装置を備える自動車にあっては、協定規則第154号第２改訂版補足改訂版又は協定規則第154号の6.1.7.に定める基準に適合するものであること。

別紙１　（略）

別紙２　アイドリング運転における排出ガスの測定

1.　アイドリング運転における排出ガスの測定

(1)　アイドリング運転における排出ガスの測定は、試験自動車をシャシダイナモメータ上に配置し、60±２km／hの定速で十分に暖機した後、速やかに、変速位置をニュートラル又は駐車とし試験自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれるＣＯ、ＨＣ及びCO_2の濃度を非分散形赤外線分析計（ＮＤＩＲ）により測定することにより行う。この場合において、濃度測定時のエンジン回転速度、及び必要に応じ、吸気マニホールド内圧力を併せて測定する。ただし、排出ガスの採取は、ＣＶＳ装置によらず、排気管から直接に行うものとする。なお、非分散形赤外線分析計（ＮＤＩＲ）の校正に用いる校正ガスについては協定規則第154号第２改訂版補足改訂版及び協定規則第154号の附則Ｂ５の6.に規定する校正ガス又は次に掲げるものを使用するものとする。

(a)・(b)　（略）

(2)　（略）

別添49　燃料蒸発ガスの測定方法

1.　（略）

2.　試験方法等

　燃料蒸発ガスの排出量の測定に関する試験方法等については、別添42のⅡの2.の規定を準用する。この場合において、同別添Ⅱの2.中「附則Ｂ」とあるのは「附則Ｃ３」と、「及び別紙２（ガソリン又はＬＰＧを燃料とする自動車に限る。）に定める試験方法等とする。」とあるのは「とする。」と読み替えるものとする。

2.1.　炭化水素分析計の燃料ガスについては、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版の附則Ｃ３の4.7.1.にかかわらず、ＨＣ燃料ガス（40±２％水素、平衡ヘリウム又は窒素、C_1当量が１ppm未満のＨＣ、400ppm未満のCO_2）を用いることができる。

2.2.　試験に使用する燃料の標準規格については、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版の附則Ｂ３に規定するもの及び別添16の別紙に掲げるとおりとする。

3.　一般要件

　自動車は、燃料キャップの紛失による過剰な燃料蒸発ガスの放出を防止するための対策を講じるものとして、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版又は協定規則第154号の6.1.6.に定める基準に適合するものであること。

別添52　灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.　（略）

2.　定義

2.1.～2.11.　（略）

2.12.　自動車の「最外側」とは、車両中心面に平行であって、下記の突起を除く自動車の最外側に接する鉛直面をいう。この場合において、次に掲げる部分の突出は考慮しないものとする。

2.12.1.・2.12.2.　（略）

2.12.3.　後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第６項の鏡その他の装置

2.12.4.　（略）

2.13.　寸法

2.13.1.　（略）

2.13.2.　「全長」とは、以下の突起を除いた自動車の最も前方及び後方の部分の基準面への投影点の車両中心線と平行な距離をいう。

⑴　後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第６項の鏡その他の装置

⑵・⑶　（略）

2.14.～2.33.　（略）

2.34.　「低速走行時照射灯」とは、保安基準第33条の３に規定する低速走行時照射灯をいい、低速での操縦を支援するための車両側方又は後方への補助的照明として使用される灯火をいう。

2.35.～2.41.　（略）

2.42.　「車両後退表示投影装置」とは、保安基準第40条の２に規定する車両後退表示投影装置をいい、後退時プロジェクションを行うために使用される装置を指す。

2.42.1.　後退時プロジェクションの「基本要素」とは、投影される後退時プロジェクションを構成する単一形状を指す。

別添49　燃料蒸発ガスの測定方法

1.　（略）

2.　試験方法等

　燃料蒸発ガスの排出量の測定に関する試験方法等については、別添42のⅡの2.の規定を準用する。この場合において、同別添Ⅱの2.中「附則Ｂ」とあるのは「附則Ｃ３」と、「及び別紙２（ガソリン又はＬＰＧを燃料とする自動車に限る。）に定める試験方法等とする。」とあるのは「とする。」と読み替えるものとする。

2.1.　炭化水素分析計の燃料ガスについては、協定規則第154号第２改訂版補足改訂版の附則Ｃ３の4.7.1.にかかわらず、ＨＣ燃料ガス（40±２％水素、平衡ヘリウム又は窒素、C_1当量が１ppm未満のＨＣ、400ppm未満のCO_2）を用いることができる。

2.2.　試験に使用する燃料の標準規格については、協定規則第154号第２改訂版補足改訂版の附則Ｂ３に規定するもの及び別添16の別紙に掲げるとおりとする。

3.　一般要件

　自動車は、燃料キャップの紛失による過剰な燃料蒸発ガスの放出を防止するための対策を講じるものとして、協定規則第154号第２改訂版補足改訂版又は協定規則第154号の6.1.6.に定める基準に適合するものであること。

別添52　灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.　（略）

2.　定義

2.1.～2.11.　（略）

2.12.　自動車の「最外側」とは、車両中心面に平行であって、下記の突起を除く自動車の最外側に接する鉛直面をいう。この場合において、次に掲げる部分の突出は考慮しないものとする。

2.12.1.・2.12.2.　（略）

2.12.3.　後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第５項の鏡その他の装置

2.12.4.　（略）

2.13.　寸法

2.13.1.　（略）

2.13.2.　「全長」とは、以下の突起を除いた自動車の最も前方及び後方の部分の基準面への投影点の車両中心線と平行な距離をいう。

⑴　後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第５項の鏡その他の装置

⑵・⑶　（略）

2.14.～2.33.　（略）

2.34.　「低速走行時側方照射灯」とは、保安基準第33条の３に規定する低速走行時側方照射灯をいい、低速での操縦を支援するための車両側方への補助的照明として使用される灯火をいう。

2.35.～2.41.　（略）

（新設）

（新設）

2.42.2.　「後退時プロジェクション」とは、車両後退表示投影装置によって地面に投影され、他の道路利用者による後退表示の認識性を高めることを目的とする光信号をいう。

3.　一般規定

3.1.～3.8.　（略）

3.9.　灯火等の光度特性（光度、色、見かけの表面等のことをいう。以下同じ。）は、別に定める場合を除き、変化してはならない。

3.9.1.～3.9.4.　（略）

3.9.5.　後退時プロジェクションは、かじ取装置の操舵角、自動車の速度又は障害物との距離の減少に応じて変化することができる。

3.10.～3.14.　（略）

3.15.　灯火等の灯光及び反射光の色は、次に掲げる色でなければならない。なお、灯火装置が照射する光の色度座標の測定は本規則の対象として行うものではない。

走行用前照灯　白色

すれ違い用前照灯　白色

前部霧灯　白又は淡黄色であって、その全てが同一

側方照射灯　白色

低速走行時照射灯　白色

（削る）

後退灯　白色

方向指示器　橙色

非常点滅表示灯　橙色

後面衝突警告表示灯　橙色

補助方向指示器　橙色

制動灯及び補助制動灯　赤色

緊急制動表示灯　赤色又は橙色であって、その全てが同一

番号灯　白色

車幅灯　白色。ただし、方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯との集合式、結合式又は兼用式のものにあっては、橙色であってもよい。

尾灯　赤色

後部霧灯　赤色

駐車灯　前面に備えるものにあっては白色、後面に備えるものにあっては赤色、両側面に備えるものにあっては自動車の進行方向が白色であり、かつ、自動車の後退方向が赤色。ただし、側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器との兼用式である駐車灯にあっては、橙色であってもよい。

側方灯　橙色。ただし、最後部に備える側方灯であって、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯又は制動灯との集合式、結合式又は兼用式のもの、後部反射器との集合式のもの若しくは後部反射器と発光面の一部を共有するものにあっては、赤色であってもよい。

（新設）

3.　一般規定

3.1.～3.8.　（略）

3.9.　灯火等の光度特性（光度、色、見かけの表面等のことをいう。以下同じ。）は、別に定める場合を除き、変化してはならない。

3.9.1.～3.9.4.　（略）

（新設）

3.10.～3.14.　（略）

3.15.　灯火等の灯光及び反射光の色は、次に掲げる色でなければならない。なお、灯火装置が照射する光の色度座標の測定は本規則の対象として行うものではない。

走行用前照灯　白色

すれ違い用前照灯　白色

前部霧灯　白又は淡黄色であって、その全てが同一

側方照射灯　白色

低速走行時側方照射灯　白色

低速走行時側方照射灯　白色

後退灯　白色

方向指示器　橙色

非常点滅表示灯　橙色

後面衝突警告表示灯　橙色

補助方向指示器　橙色

制動灯及び補助制動灯　赤色

緊急制動表示灯　赤色又は橙色であって、その全てが同一

番号灯　白色

車幅灯　白色。ただし、方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯との集合式、結合式又は兼用式のものにあっては、橙色であってもよい。

尾灯　赤色

後部霧灯　赤色

駐車灯　前面に備えるものにあっては白色、後面に備えるものにあっては赤色、両側面に備えるものにあっては自動車の進行方向が白色であり、かつ、自動車の後退方向が赤色。ただし、側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器との兼用式である駐車灯にあっては、橙色であってもよい。

側方灯　橙色。ただし、最後部に備える側方灯であって、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯又は制動灯との集合式、結合式又は兼用式のもの、後部反射器との集合式のもの若しくは後部反射器と発光面の一部を共有するものにあっては、赤色であってもよい。

前部上側端灯　白色
後部上側端灯　赤色
後部反射器　赤色
大型後部反射器　反射部による反射光の色が黄色であり、かつ、蛍光部の蛍光の色又は反射部による反射光の色が赤色
前部反射器　白色
側方反射器　橙色。ただし、最後部に備える側方反射器であって、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯、最後部に備える赤色の側方灯又は後部反射器（被牽引自動車に備える後部反射器であってその形が三角形であるものを除く。）と集合式のもの若しくは発光面の一部を共有するものにあっては、赤色であってもよい。
線状再帰反射材（自動車の全長及び全幅を識別できるように自動車の前面（被牽引自動車の前面に限る。）、側面及び後面に取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。）又は輪郭表示再帰反射材（完全輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面の輪郭を示すように取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。）又は部分輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面を線状再帰反射材及びそれぞれの上部の端部及び隅角部に取り付けるコーナーマークによりそれぞれの輪郭を示すように取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。））　前面に備えるものにあっては白色、側面に備えるものにあっては白色又は黄色、後面に備えるものにあっては赤色又は黄色
特徴等表示再帰反射材（自動車の側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付ける再帰反射材をいう。以下同じ。）　色の制限はない
配光可変型前照灯　白色
車室外乗降支援灯　白色又は車室外乗降支援灯の機能用の特定灯火に関する個別規定に従う。
昼間走行灯　白色
アンサーバック機能を有する灯火　アンサーバック機能用の特定灯火に関する個別規定に従う。
車両後退表示投影装置　白色

3.16.～3.27.　（略）

3.28.　幾何学的視認性に関する一般規定

3.28.1.　無限遠から観測した際に、灯火等の見かけの表面の任意の部分から出る光の伝播を妨害する障害物が幾何学的視認性に係る角度の内側にあってはならない。ただし、灯火等が、装置の型式の指定を受けた際に幾何学的視認性に係る角度の内側に障害物がある状態で型式の指定を受けたものである場合、自動車に取り付けられていない状態で当該灯火等の性能に係る基準への適合性について試験を行った際に当該基準に適合するものとして認めたものである場合、又は、保安基準第44条第６項の鏡その他の装置により灯火等の幾何学的視認性が妨げられる等自動車の構造により灯火等の幾何学的視認性に係る基準に適合するように灯火等を取り付けることができない場合にあっては、この限りでない。

3.28.2.～3.28.5.　（略）

3.29.～3.32.　（略）

3.33.　後退時プロジェクションに関する一般規定

3.33.1.　後退時プロジェクションについては取扱説明書において説明がなされるものとする。

前部上側端灯　白色
後部上側端灯　赤色
後部反射器　赤色
大型後部反射器　反射部による反射光の色が黄色であり、かつ、蛍光部の蛍光の色又は反射部による反射光の色が赤色
前部反射器　白色
側方反射器　橙色。ただし、最後部に備える側方反射器であって、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯、最後部に備える赤色の側方灯又は後部反射器（被牽引自動車に備える後部反射器であってその形が三角形であるものを除く。）と集合式のもの若しくは発光面の一部を共有するものにあっては、赤色であってもよい。
線状再帰反射材（自動車の全長及び全幅を識別できるように自動車の前面（被牽引自動車の前面に限る。）、側面及び後面に取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。）又は輪郭表示再帰反射材（完全輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面の輪郭を示すように取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。）又は部分輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面を線状再帰反射材及びそれぞれの上部の端部及び隅角部に取り付けるコーナーマークによりそれぞれの輪郭を示すように取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。））　前面に備えるものにあっては白色、側面に備えるものにあっては白色又は黄色、後面に備えるものにあっては赤色又は黄色
特徴等表示再帰反射材（自動車の側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付ける再帰反射材をいう。以下同じ。）　色の制限はない
配光可変型前照灯　白色
車室外乗降支援灯　白色又は車室外乗降支援灯の機能用の特定灯火に関する個別規定に従う。
昼間走行灯　白色
アンサーバック機能を有する灯火　アンサーバック機能用の特定灯火に関する個別規定に従う。
（新設）

3.16.～3.27.　（略）

3.28.　幾何学的視認性に関する一般規定

3.28.1.　無限遠から観測した際に、灯火等の見かけの表面の任意の部分から出る光の伝播を妨害する障害物が幾何学的視認性に係る角度の内側にあってはならない。ただし、灯火等が、装置の型式の指定を受けた際に幾何学的視認性に係る角度の内側に障害物がある状態で型式の指定を受けたものである場合、自動車に取り付けられていない状態で当該灯火等の性能に係る基準への適合性について試験を行った際に当該基準に適合するものとして認めたものである場合、又は、保安基準第44条第５項の鏡その他の装置により灯火等の幾何学的視認性が妨げられる等自動車の構造により灯火等の幾何学的視認性に係る基準に適合するように灯火等を取り付けることができない場合にあっては、この限りでない。

3.28.2.～3.28.5.　（略）

3.29.～3.32.　（略）

（新設）

（新設）

3.33.2.　後退時プロジェクションは、次の要件に適合しなければならない。	（新設）
3.33.2.1.　別紙15に示された基本要素のみを使用するものとする。	（新設）
3.33.2.2.　１つ以上の基本要素によって一列に構成されるものとする。	（新設）
3.33.2.3.　基本要素の数、サイズ、比率および基本要素間の間隔は、4.30.5.の要件を満たす場合には制限されない。	（新設）
3.33.3.　灯火及び灯火信号装置から下方に放射される光は、後退時プロジェクションとはみなされない。	（新設）
3.33.4.　複数のプロジェクションが同時に点灯する場合、投影された表示は互いに重ならないものとする。	（新設）
3.33.5.　前面ガラスの窓ふき器が作動し、かつ、その連続作動が少なくとも２分間継続した場合、光度が8.00×10^3cdを超える後退時プロジェクションは、消灯させるか、光度を8.00×10^3cd以下に低減させるものとする。本要件への適合性は、車両後退表示投影装置の型式認可時に確認され、関連する通知書に記載されるものとする。	（新設）
3.33.6.　申請者は、後退時プロジェクションが協定規則第158号に定められた後退時車両直後確認装置の性能に影響を与えないことを証明するものとする。	（新設）
4.　個別規定	4.　個別規定
4.1.～4.2.　（略）	4.1.～4.2.　（略）
4.3.　前部霧灯	4.3.　前部霧灯
4.3.1.～4.3.8.　（略）	4.3.1.～4.3.8.　（略）
4.3.9.　その他の要件	4.3.9.　その他の要件
協定規則第19号の規則6.4.4.2.又は協定規則第149号の規則5.5.3.1.に定める基準に適合する場合に限り、前部霧灯から発するビームの垂直傾斜及び光度は、自動車の周囲に発生する濃霧その他視認性が低下する状況に応じて自動的に変化させることができる。この場合において、前部霧灯から発するビームの垂直傾斜及び光度の変化は自動的に行われ、かつ、運転者の運転操作や他の交通の妨げとなるおそれのないものでなければならない。	協定規則第19号の規則6.4.4.1.又は協定規則第149号の規則5.5.3.1.に定める基準に適合する場合に限り、前部霧灯から発するビームの垂直傾斜及び光度は、自動車の周囲に発生する濃霧その他視認性が低下する状況に応じて自動的に変化させることができる。この場合において、前部霧灯から発するビームの垂直傾斜及び光度の変化は自動的に行われ、かつ、運転者の運転操作や他の交通の妨げとなるおそれのないものでなければならない。
4.4.～4.19.　（略）	4.4.～4.19.　（略）
4.20.　側方反射器	4.20.　側方反射器
4.20.1.～4.20.3.　（略）	4.20.1.～4.20.3.　（略）
4.20.4.　取付位置	4.20.4.　取付位置
4.20.4.1.　（略）	4.20.4.1.　（略）
4.20.4.2.　水平方向	4.20.4.2.　水平方向
4.20.4.2.1.　（略）	4.20.4.2.1.　（略）
4.20.4.2.2.　長さが６ｍを超える自動車（4.20.4.2.5.に規定する自動車を除く。）の両側面に備える側方反射器は、最前部に備える側方反射器のその反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が３ｍ以内（セミトレーラにあっては自動車の前端から４ｍ以内、除雪及び土木作業その他特別の用途に使用される自動車であって、その自動車の構造上３ｍ以内となるように取り付けることができない自動車にあっては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置）となるように、かつ、最後部に備える側方反射器のその反射部の最後縁と自動車の後端までの距離が１ｍ以内（除雪及び土木作業その他特別の用途に使用される自動車であって、その自動車の構造上１ｍ以内となるように取り付けることができない自動車にあっては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置）となるように取り付けられなければならない。	4.20.4.2.2.　長さが６ｍを超える自動車（4.20.4.2.5.に規定する自動車を除く。）の両側面に備える側方反射器は、最前部に備える側方反射器のその反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が３ｍ以内（除雪及び土木作業その他特別の用途に使用される自動車であって、その自動車の構造上３ｍ以内となるように取り付けることができない自動車にあっては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置）となるように、かつ、最後部に備える側方反射器のその反射部の最前縁と自動車の後端までの距離が１ｍ以内（除雪及び土木作業その他特別の用途に使用される自動車であって、その自動車の構造上１ｍ以内となるように取り付けることができない自動車にあっては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置）となるように取り付けられなければならない。
4.20.4.2.3.～4.20.4.2.5.　（略）	4.20.4.2.3.～4.20.4.2.5.　（略）
4.20.5.～4.20.7.　（略）	4.20.5.～4.20.7.　（略）
4.21.～4.26.　（略）	4.21.～4.26.　（略）

4.27.　低速走行時照射灯

4.27.1.　備付け

自動車（三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）には、低速走行時照射灯を備えることができる。

4.27.2.　取り付ける灯火等の性能

低速走行時照射灯は、協定規則第148号の規則4.及び5.に定める基準に適合するもの又は法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、本則第44条の２第２項ただし書の規定に適合すればよいものとする。

4.27.3.　数

低速走行時照射灯の数は、側面については下記のとおり、後面については１個と定めるものとする。

長さ６ｍを超えない車両では２個以下（片側１個ずつ）。

長さ６ｍ超かつ９ｍ以下の車両では４個以下（片側２個まで）。

長さ９ｍを超える車両では６個以下（片側３個まで）。

ただし、協定規則第148号の規則4.及び5.に定める基準に適合するもの又は法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。

4.27.4.　取付位置

4.27.4.1.　垂直方向

低速走行時照射灯は、その照明部の上縁の高さが側面に取り付けるものにあっては地上1,500㎜以下に、後面に取り付けるものにあっては車両の高さを超えないように取り付けなければならない。

4.27.4.2.　水平方向

側面に複数の低速走行時照射灯を装着する場合には、それらのランプを車両の各側面に沿って可能な限り対称的に取り付けるものとする。同じ側の隣接する２つの低速走行時照射灯間の距離は、500㎜を下回らないものとする。

4.27.5.　視認性

低速走行時照射灯は、自動車の後端及び前端からそれぞれ10m後方及び前方にある横断面並びに自動車の最外側から10m側方にある車両中心線と平行な鉛直面により囲まれ、かつ、高さは、地上１ｍから３ｍまでである範囲内のすべての位置において、取り付けられた低速走行時照射灯の見かけの表面が直接確認することができないように取り付けなければならない。（別紙11参照）

4.27.6.　方向

低速走行時照射灯は、自動車の側面又は後面に下方に向けて取り付けなければならない。

4.27.7.　電気結線

4.27.7.1.　低速走行時照射灯（被牽引自動車に備えるものを除く。）は、前照灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。

4.27.7.1.1.　被牽引自動車に備える低速走行時照射灯は、車幅灯及び尾灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。

4.27.7.1.2.　被牽引自動車に備える低速走行時照射灯は、当該自動車の速度を計測し点灯又は消灯する構造であること。

4.27.　低速走行時側方照射灯

4.27.1.　備付け

自動車（三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。

4.27.2.　取り付ける灯火等の性能

低速走行時側方照射灯は、協定規則第148号の規則4.及び5.に定める基準に適合するもの又は法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、本則第44条の２第２項ただし書の規定に適合すればよいものとする。

4.27.3.　数

低速走行時側方照射灯の数は、下記のとおり定めるものとする。

長さ６ｍを超えない車両では１個または２個（片側１個ずつ）。

長さ６ｍ超かつ９ｍ以下の車両では最大４個（片側２個まで）。

長さ９ｍを超える車両では最大６個（片側３個まで）。

ただし、協定規則第148号の規則4.及び5.に定める基準に適合するもの又は法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。

4.27.4.　取付位置

4.27.4.1.　垂直方向

低速走行時側方照射灯は、その照明部の高さが地上1,500㎜以下に取り付けなければならない。

4.27.4.2.　水平方向

複数の低速走行時側方照射灯装着の場合には、それらのランプを車両の各側面に沿って可能な限り対称的に取り付けるものとする。同じ側の隣接する２つの低速走行時側方照射灯間の距離は、500㎜を下回らないものとする。

4.27.5.　視認性

低速走行時側方照射灯は、自動車の後端及び前端からそれぞれ10m後方及び前方にある横断面並びに自動車の最外側から10m側方にある車両中心線と平行な鉛直面により囲まれ、かつ、高さは、地上１ｍから３ｍまでである範囲内のすべての位置において、取り付けられた低速走行時側方照射灯の見かけの表面が直接確認することができないように取り付けなければならない。（別紙11参照）

4.27.6.　方向

低速走行時側方照射灯は、自動車の側面に下方に向けて取り付けなければならない。

4.27.7.　電気結線

4.27.7.1.　低速走行時側方照射灯（被牽引自動車に備えるものを除く。）は、前照灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。

4.27.7.1.1.　被牽引自動車に備える低速走行時側方照射灯は、車幅灯及び尾灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。

4.27.7.1.2.　被牽引自動車に備える低速走行時側方照射灯は、当該自動車の速度を計測し点灯又は消灯する構造であること。

4.27.7.2.　（略）	4.27.7.2.　（略）
4.27.7.3.　低速走行時照射灯は、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が15㎞／ｈを超えた場合には、消灯する構造であること。	4.27.7.3.　低速走行時側方照射灯は、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が15㎞／ｈを超えた場合には、消灯する構造であること。
4.28.　（略）	4.28.　（略）
4.29.　アンサーバック機能を有する灯火	4.29.　アンサーバック機能を有する灯火
4.29.1.～4.29.7.　（略）	4.29.1.～4.29.7.　（略）
4.29.8.　その他の要件	4.29.8.　その他の要件
4.29.8.1.・4.29.8.2.　（略）	4.29.8.1.・4.29.8.2.　（略）
4.29.8.3.　アンサーバック機能を有する灯火の作動時間は３秒を超えないものとする。この場合において、作動時間とは点滅、光度の変化又は見かけの表面の変化の有無にかかわらず、アンサーバック機能を作動させる信号の開始から終了までを指す。	4.29.8.3.　アンサーバック機能を有する灯火の作動時間は３秒を超えないものとする。
4.30.　車両後退表示投影装置	（新設）
4.30.1.　備付け	（新設）
自動車には、車両後退表示投影装置を備えることができる。	
4.30.2.　性能	（新設）
車両後退表示投影装置は、協定規則第148号の規則4.及び5.に定める基準に適合するもの又は法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、本基準の個別規定に定めるものであればよい。	
4.30.3.　数	（新設）
車両後退表示投影装置によって投影される後退時プロジェクションの数は、１個又は２個でなければならない。	
4.30.4.　取付位置	（新設）
車両後退表示投影装置は、4.30.5、4.30.6及び4.30.9の規定に適合するよう取り付けられなければならない。	
4.30.5.　プロジェクションの位置	（新設）
4.30.5.1.　プロジェクションの最外縁と車両中心面との車両中心面に鉛直な方向の距離は1,875㎜を超えないものとする。プロジェクションの最後端と車両の最後端との車両中心面と平行な方向の距離は、3,000㎜を超えないものとする。	（新設）
4.30.5.2.　プロジェクションを開始したときは、車両に最も近い縁が、プロジェクションの車両中心面に対して対称であり、かつ、車両の最後端に接する、長さ1,000㎜及び幅3,750㎜の長方形の領域内に配置した状態であるものとする。	（新設）
4.30.6.　方向	（新設）
車両後退表示投影装置は、後方に向けて取り付けるものとする。	
4.30.7.　電気結線	（新設）
4.30.7.1.　車両後退表示投影装置は、後退灯が点灯しているときにのみ作動するものとする。	（新設）
4.30.7.2.　車両後退表示投影装置は、自動又は手動で停止及び再作動させることができる。	（新設）
4.30.8.　点灯操作状態表示装置等	（新設）
自動車には、車両後退表示投影装置の作動状態を運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態表示装置を備えることができる。	

4.30.9.　その他の要件

4.30.9.1.　いかなる車両後退表示投影装置の見かけの表面も、車両最前端及び最後端から10m離れた位置にある車両中心面に鉛直な平面上並びに最外側から10m離れた位置にある車両中心面に平行な平面上の、地上面からの高さ１mから３mの位置から、直接視認できないことを別紙11に示す目視試験又はシミュレーション等の方法により確認しなければならない。

この場合において、協定規則第148号の規則5.12.1.2.(a)に適合する場合は、本要件を満たすものとみなす。

4.30.9.2.　4.30.9.1の要件が満たされない場合には、協定規則第148号の規則5.12.1.2.(b)が適用されるものとする。

別紙１～別紙10　（略）

別紙11　低速走行時照射灯、車室外乗降支援灯及び車両後退表示投影装置の視認性

図　車室外乗降支援灯、車室外乗降支援灯及び車両後退表示投影装置の視認性

（略）

別紙12～別紙14　（略）

別紙15　後退時プロジェクションに係る基本要素

基本要素		備考
長方形		技術的制約や環境条件により、道路上に投影された基本要素の形状にわずかな偏差が生じた場合でも、基本要素の形状に適合しているとみなされる。

別添53　二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.　（略）

2.　定義

2.1.　灯火等の取付位置の取扱いは、次のとおりとする。

2.1.1.・2.1.2.　（略）

2.1.3.　灯火器等の個数の取扱いは、次のとおりとする。

2.1.3.1.～2.1.3.5.　（略）

2.1.3.6.　「照明部及び反射部の視認性に係る角度」とは、灯火等の見かけの表面を見通すことができなければならない最小範囲を示す立体領域を決定するための角度をいう。この最小範囲を示す立体領域は、その中心が灯火等の基準中心と一致し、かつ、その均分円が地面に対して平行となる球上の弧により決定するものとする。この弧は、基準軸を基準として決定するものとし、水平角は経度に相当し、垂直角は緯度に相当するものとする。

無限遠から観測した際に、灯火等の見かけの表面の任意の部分から出る光の伝播を妨害する障害物が視認性に係る角度の内側にあってはならず、灯火等の近傍で測定する場合には、同じ精度を確保するように観測方向を平行移動して測定を行うものとする。ただし、灯火等が、装置の型式の指定を受けた際に視認性に係る角度の内側に障害物がある状態で型式の指定を受けたものである場合、自動車に取り付けられていない状態で当該灯火等の性能に係る基準への適合性について試験を行った際に当該基準に適合するものとして認めたものである場合、又は、

（新設）

（新設）

（新設）

別紙１～別紙10　（略）

別紙11　低速走行時側方照射灯及び車室外乗降支援灯の視認性

図　車室外乗降支援灯及び低速走行時側方照射灯の視認性

（略）

別紙12～別紙14　（略）

（新設）

別添53　二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.　（略）

2.　定義

2.1.　灯火等の取付位置の取扱いは、次のとおりとする。

2.1.1.・2.1.2.　（略）

2.1.3.　灯火器等の個数の取扱いは、次のとおりとする。

2.1.3.1.～2.1.3.5.　（略）

2.1.3.6.　「照明部及び反射部の視認性に係る角度」とは、灯火等の見かけの表面を見通すことができなければならない最小範囲を示す立体領域を決定するための角度をいう。この最小範囲を示す立体領域は、その中心が灯火等の基準中心と一致し、かつ、その均分円が地面に対して平行となる球上の弧により決定するものとする。この弧は、基準軸を基準として決定するものとし、水平角は経度に相当し、垂直角は緯度に相当するものとする。

無限遠から観測した際に、灯火等の見かけの表面の任意の部分から出る光の伝播を妨害する障害物が視認性に係る角度の内側にあってはならず、灯火等の近傍で測定する場合には、同じ精度を確保するように観測方向を平行移動して測定を行うものとする。ただし、灯火等が、装置の型式の指定を受けた際に視認性に係る角度の内側に障害物がある状態で型式の指定を受けたものである場合、自動車に取り付けられていない状態で当該灯火等の性能に係る基準への適合性について試験を行った際に当該基準に適合するものとして認めたものである場合、又は、

保安基準第44条第６項の鏡その他の装置により灯火等の視認性が妨げられる等自動車の構造により灯火等の視認性に係る基準に適合するように灯火等を取り付けることができない場合にあっては、この限りでない。

灯火等を自動車に取り付けた状態において灯火等の見かけの表面のいずれかの部分が自動車の他の部分で隠れる灯火等にあっては、障害物で隠れない灯火等の部分が、当該装置の性能に係る規定に引き続き適合している旨を証明しなければならない。

その照明部又は反射部の上縁の地上からの高さが750mm未満となるように取り付けられた灯火等であって、垂直方向下方の視認性に係る角度が５°まで狭められるものにあっては、下方５°まで狭めてもよい。

2. 2. ～2. 10.　（略）

3. ～5.　（略）

別添79　衝撃緩和式後写鏡の技術基準

1.　適用範囲

この技術基準は、自動車（大型特殊自動車、農耕作業用小型特種自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車を除く。）に備える後写鏡であって取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のもの（保安基準第44条第６項の鏡その他の装置について準用する場合を含む。）に適用する。

2. ・3.　（略）

別添81　直前直左確認鏡の技術基準

1.　適用範囲

この技術基準は、保安基準第44条第６項の鏡その他の装置に適用する。

2.　用語

2. 1. ～2. 4.　（略）

2. 5.　「鏡その他の装置」とは、保安基準第44条第６項の鏡その他の装置をいい、鏡（直左確認鏡を含む。）、カメラ及び画像表示装置その他自動車の直前及び直左の周辺状況について必要な視界を運転者に与える装置をいう。

2. 6. ～2. 9.　（略）

3.　（略）

4.　試験方法

4. 1.　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔ以下のもの（三輪自動車を除く。）

試験自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び試験自動車の左側面（左ハンドル車にあっては「右側面」）から0.3mの距離にある鉛直面（車体外後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より前方の範囲に限る。ただし、車体外後写鏡の鏡面中心が車体前面の側端部より前方に位置する自動車にあっては、当該車体外後写鏡側の車体前面の側端部より外側の範囲を除く。）と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接している障害物（図１―１）を基準アイポイントから直接により、若しくはアイポイントの中心から後写鏡、後方等確認装置又は保安基準第44条第６項の鏡その他の装置により確認する。この場合において、4. 4. に基づき、基準アイポイント及び基準アイポイントの中心の位置を補正することができる。

保安基準第44条第５項の鏡その他の装置により灯火等の視認性が妨げられる等自動車の構造により灯火等の視認性に係る基準に適合するように灯火等を取り付けることができない場合にあっては、この限りでない。

灯火等を自動車に取り付けた状態において灯火等の見かけの表面のいずれかの部分が自動車の他の部分で隠れる灯火等にあっては、障害物で隠れない灯火等の部分が、当該装置の性能に係る規定に引き続き適合している旨を証明しなければならない。

その照明部又は反射部の上縁の地上からの高さが750mm未満となるように取り付けられた灯火等であって、垂直方向下方の視認性に係る角度が５°まで狭められるものにあっては、下方５°まで狭めてもよい。

2. 2. ～2. 10.　（略）

3. ～5.　（略）

別添79　衝撃緩和式後写鏡の技術基準

1.　適用範囲

この技術基準は、自動車（大型特殊自動車、農耕作業用小型特種自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車を除く。）に備える後写鏡であって取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のもの（保安基準第44条第５項の鏡その他の装置について準用する場合を含む。）に適用する。

2. ・3.　（略）

別添81　直前直左確認鏡の技術基準

1.　適用範囲

この技術基準は、保安基準第44条第５項の鏡その他の装置に適用する。

2.　用語

2. 1. ～2. 4.　（略）

2. 5.　「鏡その他の装置」とは、保安基準第44条第５項の鏡その他の装置をいい、鏡（直左確認鏡を含む。）、カメラ及び画像表示装置その他自動車の直前及び直左の周辺状況について必要な視界を運転者に与える装置をいう。

2. 6. ～2. 9.　（略）

3.　（略）

4.　試験方法

4. 1.　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔ以下のもの（三輪自動車を除く。）

試験自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び試験自動車の左側面（左ハンドル車にあっては「右側面」）から0.3mの距離にある鉛直面（車体外後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より前方の範囲に限る。ただし、車体外後写鏡の鏡面中心が車体前面の側端部より前方に位置する自動車にあっては、当該車体外後写鏡側の車体前面の側端部より外側の範囲を除く。）と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接している障害物（図１―１）を基準アイポイントから直接により、若しくはアイポイントの中心から後写鏡、後方等確認装置又は保安基準第44条第５項の鏡その他の装置により確認する。この場合において、4. 4. に基づき、基準アイポイント及び基準アイポイントの中心の位置を補正することができる。

4.2.　小型自動車、軽自動車及び普通自動車（4.1.の自動車、4.3.の自動車及び三輪自動車を除く。）

試験自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び試験自動車の左側面（左ハンドル車にあっては「右側面」）から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接している障害物（図１－２）を基準アイポイントから直接により、若しくはアイポイントの中心から後写鏡、後方等確認装置又は保安基準第44条第６項の鏡その他の装置により確認する。この場合において、4.4.に基づき、基準アイポイント及び基準アイポイントの中心の位置を補正することができる。

4.3.　キャブオーバ型大型貨物自動車等

試験自動車の前端から２mの距離にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面（左ハンドル車にあっては「右最外側面」）から３mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にある障害物（図２）を基準アイポイントから直接により、若しくは基準アイポイントの中心から後写鏡、後方等確認装置又は保安基準第44条第６項の鏡その他の装置により確認する。この場合において、4.4.に基づき、基準アイポイント及び基準アイポイントの中心の位置を補正することができる。

4.4.　（略）

5.　（略）

別添83　二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準

1.　（略）

2.　定義

2.1.　（略）

2.2.　「後写鏡及び後写鏡取付装置」とは、道路運送車両の保安基準第44条第５項の自動車に取り付けられた後写鏡をいい、同条第５項及び本技術基準に定める後写鏡の自動車への取付けに係る基準に係る自動車の部分を含む。

3.　（略）

別添94　灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法

1.　（略）

2.　照明部、個数、取付位置等の測定方法

2.1.　照明部及び反射部の測定方法

第２節及び第３節に定める灯火等の照明部又は反射部（以下「照明部等」という。）の上縁、下縁、最外縁等に係る取付位置の基準について、実測することにより判定する必要がある場合には、灯火等の照明部等を次のとおり取り扱うものとする。この場合において、実測する自動車は、平坦かつ水平な路面に設置し、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては空車状態の自動車に運転者１名（55kg）のみ乗車した状態とし、それ以外の自動車にあっては乗車人員又は積載物品を乗車又は積載せず、かつ、燃料、冷却水及び潤滑油の全量を搭載し、自動車製作者が定める工具及び付属品（スペアタイヤを含む。）を全て装備した状態とする。

2.1.1.　走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯、低速走行時照射灯、後退灯及び側方照射灯の照明部

2.1.2.・2.1.3.　（略）

2.2.　（略）

4.2.　小型自動車、軽自動車及び普通自動車（4.1.の自動車、4.3.の自動車及び三輪自動車を除く。）

試験自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び試験自動車の左側面（左ハンドル車にあっては「右側面」）から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接している障害物（図１－２）を基準アイポイントから直接により、若しくはアイポイントの中心から後写鏡、後方等確認装置又は保安基準第44条第５項の鏡その他の装置により確認する。この場合において、4.4.に基づき、基準アイポイント及び基準アイポイントの中心の位置を補正することができる。

4.3.　キャブオーバ型大型貨物自動車等

試験自動車の前端から２mの距離にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面（左ハンドル車にあっては「右最外側面」）から３mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にある障害物（図２）を基準アイポイントから直接により、若しくは基準アイポイントの中心から後写鏡、後方等確認装置又は保安基準第44条第５項の鏡その他の装置により確認する。この場合において、4.4.に基づき、基準アイポイント及び基準アイポイントの中心の位置を補正することができる。

4.4.　（略）

5.　（略）

別添83　二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準

1.　（略）

2.　定義

2.1.　（略）

2.2.　「後写鏡及び後写鏡取付装置」とは、道路運送車両の保安基準第44条第４項の自動車に取り付けられた後写鏡をいい、同条第４項及び本技術基準に定める後写鏡の自動車への取付けに係る基準に係る自動車の部分を含む。

3.　（略）

別添94　灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法

1.　（略）

2.　照明部、個数、取付位置等の測定方法

2.1.　照明部及び反射部の測定方法

第２節及び第３節に定める灯火等の照明部又は反射部（以下「照明部等」という。）の上縁、下縁、最外縁等に係る取付位置の基準について、実測することにより判定する必要がある場合には、灯火等の照明部等を次のとおり取り扱うものとする。この場合において、実測する自動車は、平坦かつ水平な路面に設置し、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては空車状態の自動車に運転者１名（55kg）のみ乗車した状態とし、それ以外の自動車にあっては乗車人員又は積載物品を乗車又は積載せず、かつ、燃料、冷却水及び潤滑油の全量を搭載し、自動車製作者が定める工具及び付属品（スペアタイヤを含む。）を全て装備した状態とする。

2.1.1.　走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯、低速走行時側方照射灯、後退灯及び側方照射灯の照明部

2.1.2.・2.1.3.　（略）

2.2.　（略）

2.3.　灯火等の個数の測定方法

灯火等の個数の取扱いは、次のとおりとする。

2.3.1.　走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯については、照明部の数とする。ただし、一つの灯火器内に複数の照明部を有するものであって、当該灯火に係る性能基準（走行用前照灯にあっては本則第42条第１項及び第２項、すれ違い用前照灯にあっては本則第42条第６項、前部霧灯にあっては本則第43条第１項並びに側方照射灯にあっては本則第44条第１項の基準とする。）を満たすものであり、かつ、車両中心面に直角又は平行な鉛直面への照明部の投影面積が当該照明部の投影に外接する最小四辺形の面積の60％以上のもの、又は、基準軸に直角の方向に測定した２つの隣接する投影間の最短距離が75㎜以下のものは、照明部の数に関係なく、これを１個とみなすことができる。低速走行時照射灯、車幅灯、前部上側端灯、昼間走行灯、側方灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯及び最高速度表示灯については、灯室（反射板等により区切られた光源を納めた部分）の数とする。また、照明部が不透明なモールなどにより仕切られた灯火器は、これに関係なく灯室が一体であるものは１個とみなす。ただし、一つの灯火器内に灯室を２以上有するものであって、車両中心面に直角又は平行な鉛直面への照明部の投影面積が当該照明部の投影に外接する最小四辺形の面積の60％以上のもの、基準軸に直角の方向に測定した２つの隣接する投影間の最短距離が75㎜以下のもの、又は基準軸に直角の方向に測定した隣接する投影像間の最短距離が75㎜を超えて取り付けられていない、同一の機能を有する２個又は３個の相互依存型灯火等は、灯室の数に関係なく、これを１個とみなすことができる。この場合、制動灯及び方向指示器が基準軸に垂直な平面への当該灯火等の見かけの表面の投影像において、色の境界線と３ヶ所以上交差する水平線又は垂直線を有してはならない。

2.3.2.～2.3.5.　（略）

別添119　路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準

1.　（略）

2.　試験方法等

路上走行時の排出ガス試験に関する試験方法等は、協定規則第168号に定める試験方法等とする。この場合において、協定規則第168号に定める試験方法等の規定の適用に関し必要な事項は次のとおりとする。

2.1.～2.11.　（略）

2.12.　移動平均ウィンドウ法に用いる試験自動車のCO_2排出量の基準値$M_{CO_2,ref}$については、協定規則第168号の附則８の3.1.の規定にかかわらず、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版又は協定規則第154号の附則Ｂに基づく測定値又は補間値を使用することができるものとする。

2.13.　（略）

3.　（略）

別添124　継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準

1.・2.　（略）

3.　継続検査用ＯＢＤの技術的要件

継続検査用ＯＢＤは、3.1.又は3.2.の要件を満たすものでなければならない。ただし、当該自動車の構造上適合することが不可能な場合であって、独立行政法人自動車技術総合機構が試験の実施に影響しないと判断した場合は、この限りでない。

3.1.　（略）

2.3.　灯火等の個数の測定方法

灯火等の個数の取扱いは、次のとおりとする。

2.3.1.　走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯については、照明部の数とする。ただし、一つの灯火器内に複数の照明部を有するものであって、当該灯火に係る性能基準（走行用前照灯にあっては本則第42条第１項及び第２項、すれ違い用前照灯にあっては本則第42条第６項、前部霧灯にあっては本則第43条第１項並びに側方照射灯にあっては本則第44条第１項の基準とする。）を満たすものであり、かつ、車両中心面に直角又は平行な鉛直面への照明部の投影面積が当該照明部の投影に外接する最小四辺形の面積の60％以上のもの、又は、基準軸に直角の方向に測定した２つの隣接する投影間の最短距離が75㎜以下のものは、照明部の数に関係なく、これを１個とみなすことができる。低速走行時側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、昼間走行灯、側方灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯及び最高速度表示灯については、灯室（反射板等により区切られた光源を納めた部分）の数とする。また、照明部が不透明なモールなどにより仕切られた灯火器は、これに関係なく灯室が一体であるものは１個とみなす。ただし、一つの灯火器内に灯室を２以上有するものであって、車両中心面に直角又は平行な鉛直面への照明部の投影面積が当該照明部の投影に外接する最小四辺形の面積の60％以上のもの、基準軸に直角の方向に測定した２つの隣接する投影間の最短距離が75㎜以下のもの、又は基準軸に直角の方向に測定した隣接する投影像間の最短距離が75㎜を超えて取り付けられていない、同一の機能を有する２個又は３個の相互依存型灯火等は、灯室の数に関係なく、これを１個とみなすことができる。この場合、制動灯及び方向指示器が基準軸に垂直な平面への当該灯火等の見かけの表面の投影像において、色の境界線と３ヶ所以上交差する水平線又は垂直線を有してはならない。

2.3.2.～2.3.5.　（略）

別添119　路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準

1.　（略）

2.　試験方法等

路上走行時の排出ガス試験に関する試験方法等は、協定規則第168号に定める試験方法等とする。この場合において、協定規則第168号に定める試験方法等の規定の適用に関し必要な事項は次のとおりとする。

2.1.～2.11.　（略）

2.12.　移動平均ウィンドウ法に用いる試験自動車のCO_2排出量の基準値$M_{CO_2,ref}$については、協定規則第168号の附則８の3.1.の規定にかかわらず、協定規則第154号第２改訂版補足改訂版又は協定規則第154号の附則Ｂに基づく測定値又は補間値を使用することができるものとする。

2.13.　（略）

3.　（略）

別添124　継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準

1.・2.　（略）

3.　継続検査用ＯＢＤの技術的要件

継続検査用ＯＢＤは、3.1.又は3.2.の要件を満たすものでなければならない。ただし、当該自動車の構造上適合することが不可能な場合であって、独立行政法人自動車技術総合機構が試験の実施に影響しないと判断した場合は、この限りでない。

3.1.　（略）

3.2.　協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版若しくは協定規則第154号の附則Ｃ５付録１の6.5.3.1.及び6.5.3.2.の規定又は別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.2.6.3.の規定を満たすものであること。

4.　基準適合性の判定

独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用ＯＢＤの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。

装置の種類	不適合要件
（略）	（略）
1.⑵に掲げる装置	次のいずれかの要件に該当するものであること。 ⑴　（略） ⑵　警告灯（協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版若しくは協定規則第154号の附則Ｃ５の3.5.及び3.7.の規定又は別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.2.5.2.（作動モード４に限る。）に定める条件により点灯するものに限る。）を点灯させるための信号が出力されているものであること。 ⑶　協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版又は協定規則第154号の附則Ｃ５の基準が適用されるものにあっては、同附則の3.3.3.に規定する装置（レベル１Ａに関する装置を除く。）について、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.の基準が適用されるものにあっては、Ⅳ.2.6.1.5.2.に規定する監視の全てについて、１つもレディネスコードが記録されていないものであること。 ⑷・⑸　（略）

別添125　車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準

1.～4.　（略）

5.　情報アクセス・記録の対改ざん性

5.1.　車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される情報へのアクセスについては、5.1.1.から5.1.3.までの各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。なお、5.1.1.から5.1.3.までの各号で引用して適用する規格に関しては、試験機関が認めた場合には、より新しい規格を用いてもよい。

5.1.1.　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車又は車両総重量3.5ｔ以下の自動車

協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版若しくは協定規則第154号の附則Ｃ５付録１の6.5.3.1.⑷及び6.5.3.2.⑷、⑹、⑻又は⑺の規定を満たすものであること。なお、3.3.及び3.4.に掲げる自動車においては、ＳＡＥ　Ｊ1979―３の規定を使用してよいものとする。

5.1.2.・5.1.3.　（略）

3.2.　協定規則第154号第２改訂版補足改訂版若しくは協定規則第154号の附則Ｃ５付録１の6.5.3.1.及び6.5.3.2.の規定又は別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.2.6.3.の規定を満たすものであること。

4.　基準適合性の判定

独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用ＯＢＤの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。

装置の種類	不適合要件
（略）	（略）
1.⑵に掲げる装置	次のいずれかの要件に該当するものであること。 ⑴　（略） ⑵　警告灯（協定規則第154号第２改訂版補足改訂版若しくは協定規則第154号の附則Ｃ５の3.5.及び3.7.の規定又は別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.2.5.2.（作動モード４に限る。）に定める条件により点灯するものに限る。）を点灯させるための信号が出力されているものであること。 ⑶　協定規則第154号第２改訂版補足改訂版又は協定規則第154号の附則Ｃ５の基準が適用されるものにあっては、同附則の3.3.3.に規定する装置（レベル１Ａに関する装置を除く。）について、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.の基準が適用されるものにあっては、Ⅳ.2.6.1.5.2.に規定する監視の全てについて、１つもレディネスコードが記録されていないものであること。 ⑷・⑸　（略）

別添125　車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準

1.～4.　（略）

5.　情報アクセス・記録の対改ざん性

5.1.　車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される情報へのアクセスについては、5.1.1.から5.1.3.までの各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。なお、5.1.1.から5.1.3.までの各号で引用して適用する規格に関しては、試験機関が認めた場合には、より新しい規格を用いてもよい。

5.1.1.　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車又は車両総重量3.5ｔ以下の自動車

協定規則第154号第２改訂版補足改訂版若しくは協定規則第154号の附則Ｃ５付録１の6.5.3.1.⑷及び6.5.3.2.⑷、⑹、⑻又は⑺の規定を満たすものであること。なお、3.3.及び3.4.に掲げる自動車においては、ＳＡＥ　Ｊ1979―３の規定を使用してよいものとする。

5.1.2.・5.1.3.　（略）

5.2.　5.1.1で引用する協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版又は協定規則第154号の附則Ｃ５付録１の6.5.3.2.(a),(e)又は(f)に規定するリセットに関する要件は適用しないものとする。5.3及び5.4の規定にかかわらずライフタイム値については、車両完成時から保持されなければならない。

5.3.～5.5.　（略）

別添131　圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準

1.　（略）

2.　用語

この技術基準中の用語の定義は次によるものとする。

2.1.～2.25.　（略）

2.26.　「圧縮水素貯蔵システム」とは、水素燃料自動車用の圧縮水素燃料を貯蔵するように設計されたシステムであり、かつ、ガス容器、容器保護等装置（当該装置を有する場合に限る。）、補助の安全弁の導管（備える場合に限る。）及び貯蔵された水素を燃料システムの残りの部分や環境から隔離するために必要なすべてのガス容器附属品で構成されるものをいう。

3.～6.　（略）

別紙１～別紙11　（略）

（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正）

第二条　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（原動機及び動力伝達装置） **第四条**　（略） ２～15　（略） 16　次に掲げる自動車については、細目告示第十条第一項第三号、第八十八条第一項第二号及び第百六十六条第一項第二号の規定は適用しない。 一　令和六年九月三十日（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この項及び次項において同じ。）以外の自動車であって輸入された自動車及び二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては、令和八年八月一日）以前に製作された自動車 二　令和六年十月一日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車及び二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては、令和八年九月一日）から令和九年八月三十一日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車及び二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては、令和十二年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの イ　令和六年九月三十日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車及び二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては、令和八年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車	（原動機及び動力伝達装置） **第四条**　（略） ２～15　（略） 16　次に掲げる自動車については、細目告示第十条第一項第三号、第八十八条第一項第二号及び第百六十六条第一項第二号の規定は適用しない。 一　令和六年九月三十日（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この項及び次項において同じ。）以外の自動車であって輸入された自動車にあっては令和八年九月三十日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年八月三十一日）以前に製作された自動車 二　令和六年十月一日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車にあっては令和八年九月一日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年八月三十一日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車にあっては令和十年九月三十日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和十二年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの イ　令和六年九月三十日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車にあっては令和八年九月三十日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

5.2.　5.1.1で引用する協定規則第154号第２改訂版又は協定規則第154号の附則Ｃ５付録１の6.5.3.2.(a),(e)又は(f)に規定するリセットに関する要件は適用しないものとする。5.3及び5.4の規定にかかわらずライフタイム値については、車両完成時から保持されなければならない。

5.3.～5.5.　（略）

別添131　圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準

1.　（略）

2.　用語

この技術基準中の用語の定義は次によるものとする。

2.1.～2.25.　（略）

2.26.　「圧縮水素貯蔵システム」とは、水素燃料自動車用の圧縮水素燃料を貯蔵するように設計されたシステムであり、ガス容器、容器保護等装置（当該装置を有する場合に限る。）及び貯蔵された水素を燃料システムの残りの部分や環境から隔離するために必要なすべてのガス容器附属品で構成されるものをいう。

3.～6.　（略）

別紙１～別紙11　（略）

ロ　令和六年十月一日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車及び二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては、令和八年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が令和六年九月三十日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車及び二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては、令和八年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一であるもの

ハ　（略）

三・四　（略）

17～25　（略）

26　次に掲げる自動車以外の自動車については、当分の間、細目告示第八十八条第六項及び第百六十六条第五項の規定は適用しない。

一　令和十年九月一日（輸入された自動車にあっては、令和十一年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車（貨物の運送の用に供する車両総重量三・五トン以下の自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）を除く。）のうち、指定を受けた時点における細目告示別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」１・に規定する対象装置の性能が令和十年八月三十一日（輸入された自動車にあっては、令和十一年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して二年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあっては、新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して十月を経過したものに限る。）

二　令和十二年九月一日（輸入された自動車にあっては、令和十三年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車（貨物の運送の用に供する車両総重量三・五トン以下の自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に限る。）のうち、指定を受けた時点における細目告示別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」１・に規定する対象装置の性能が令和十二年八月三十一日（輸入された自動車にあっては、令和十三年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して二年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあっては、新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して十月を経過したものに限る。）

三　（略）

27～29　（略）

30　車両総重量が三・五トンを超える自動車（細目告示第十条第四項第二号に掲げる自動車（軽油を燃料とするものを除く。）のうち、専ら乗用の用に供するものにあっては、乗車定員十人以上のものに限る。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十一のⅤの規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第六百七十一号）による改正前の細目告示別添四十一のⅤの規定に適合するものであればよい。

一　令和七年三月三十一日以前に製作された自動車

二　令和七年四月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和七年三月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ　令和六年十月一日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車にあっては令和八年十月一日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が令和六年九月三十日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車にあっては令和八年九月三十日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一であるもの

ハ　（略）

三・四　（略）

17～25　（略）

26　次に掲げる自動車以外の自動車については、当分の間、細目告示第八十八条第六項及び第百六十六条第五項の規定は適用しない。

一　令和十年九月一日（輸入された自動車にあっては令和十一年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」１・に規定する対象装置の性能が令和十年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和十一年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して二年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して十月を経過したものに限る。）

（新設）

二　（略）

27～29　（略）

（新設）

ロ　令和七年四月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同年三月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（施錠装置等）

第八条　（略）

2～6　（略）

7　次に掲げる二輪自動車等（細目告示第十四条第一項に規定する二輪自動車等をいう。以下この項及び第十項において同じ。）については、細目告示第十四条第一項第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第六百七十一号）による改正前の細目告示第十四条第一項第二号及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示別添八の規定に適合するものであればよい。

一～三　（略）

8・9　（略）

10　細目告示第十四条第一項の二輪自動車等（施錠装置に協定規則第六十二号の規則2・8・に定めるものを用いないものに限る。）については、細目告示第十四条第一項第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第六百七十一号）による改正前の細目告示第十四条第一項第二号及び別添八の規定に適合するものであればよい。

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第十三条　（略）

2～30　（略）

31　次に掲げる圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）については、細目告示第二十条第三項及び第四項、第九十八条第三項及び第四項並びに別添百三十一「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の規定中「協定規則第134号」とあるのは、「協定規則第134号第２改訂版補足第３改訂版」と読み替えることができる。

一　令和十年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車（補助の安全弁を有しないものを除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

（施錠装置等）

第八条　（略）

2～6　（略）

7　次に掲げる二輪自動車等（細目告示第十四条第一項の二輪自動車等をいう。以下同じ。）については、細目告示別添八の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示別添八の規定に適合するものであればよい。

一～三　（略）

8・9　（略）

（新設）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第十三条　（略）

2～30　（略）

（新設）

三　令和十年九月一日以降に製作された自動車（補助の安全弁を有しないものに限る。）であって、次に掲げるもの

イ　令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

四　令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（電気装置）

第十四条　（略）

2～45　（略）

46　次に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第四項及び第九十九条第五項中「協定規則第156号」とあるのは、「協定規則第156号初版」と読み替えることができる。

一　令和十年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車とプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（巻込防止装置）

第十六条　（略）

2・3　（略）

4　令和二十六年八月三十一日以前に製作された自動車（法第七十五条の三第一項の規定により、その型式について指定を受けた側面保護装置を備える自動車を除く。）については、細目告示第二十三条、第百一条及び第百七十九条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第六百七十一号）による改正前の細目告示第二十三条、第百一条及び第百七十九条の規定に適合するものであればよい。

（前照灯等）

第二十九条　（略）

2～22　（略）

23　次に掲げる自動車については、細目告示第四十二条第一項、第二項、第六項、第八項及び第十一項、第百二十条第一項及び第九項並びに別添五十二4・1・2・及び4・2・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元

（電気装置）

第十四条　（略）

2～45　（略）

（新設）

（巻込防止装置）

第十六条　（略）

2・3　（略）

（新設）

（前照灯等）

第二十九条　（略）

2～22　（略）

23　保安基準第三十二条が適用される自動車（二輪自動車にあっては令和十二年八月三十一日以前に製作されたものに限る。）は、当分の間、細目告示第四十二条第一項、第二項、第六項、第八項及び第十一項、第百二十条第一項及び第九項並びに別添五十二4・1・2・及び4・2・

年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十二条第一項、第二項、第六項、第八項及び第十一項、第百二十条第一項及び第九項並びに別添五十二４・１・２・及び４・２・２・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則改訂版補足第９改訂版」とあるのは「同規則第２改訂版」と、「同規則改訂版補足第８改訂版」とあるのは「同規則第２改訂版」と、「協定規則第98号改訂版補足第９改訂版」とあるのは「協定規則第98号第２改訂版」と、「協定規則第112号改訂版補足第８改訂版」とあるのは「協定規則第112号第２改訂版」と、「同規則第３改訂版」と「協定規則第113号第２改訂版」とあるのは「協定規則第113号第３改訂版」と、「協定規則第123号改訂版補足第９改訂版」とあるのは「協定規則第123号第２改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの（二輪自動車にあっては、令和十二年八月三十一日以前に製作されたものに限る。）

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と前照灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

24～28　（略）

（前部霧灯）

第三十条　（略）

2～15　（略）

16　次に掲げる自動車については、細目告示第四十三条第一項並びに別添五十二４・３・２・、４・３・７・及び４・３・９・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十三条第一項並びに別添五十二４・３・２・、４・３・７・及び４・３・９・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則第４改訂版補足第10改訂版」とあるのは、「同規則第５改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と前部霧灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

17～20　（略）

２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十二条第一項、第二項、第六項、第八項及び第十一項、第百二十条第一項及び第九項並びに別添五十二４・１・２・及び４・２・２・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則改訂版補足第９改訂版」とあるのは「同規則第２改訂版」と、「同規則改訂版補足第８改訂版」とあるのは「同規則第２改訂版」と、「協定規則第98号改訂版補足第９改訂版」とあるのは「協定規則第98号第２改訂版」と、「協定規則第112号改訂版補足第８改訂版」とあるのは「協定規則第112号第２改訂版」と、「同規則第３改訂版」と「協定規則第113号第２改訂版」とあるのは「同規則第３改訂版」と、「協定規則第123号改訂版補足第９改訂版」とあるのは「協定規則第123号第３改訂版」と、「協定規則第123号改訂版補足第９改訂版」とあるのは「協定規則第123号第２改訂版」と読み替えることができる。

24～28　（略）

（前部霧灯）

第三十条　（略）

2～15　（略）

16　保安基準第三十三条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十三条第一項並びに別添五十二４・３・２・、４・３・７・及び４・３・９・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十三条第一項並びに別添五十二４・３・２・、４・３・７・及び４・３・９・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則第４改訂版補足第10改訂版」とあるのは「同規則第５改訂版」と読み替えることができる。

17～20　（略）

（側方照射灯）

第三十一条

2～10　（略）

11　次に掲げる自動車については、細目告示第四十四条第一項及び別添五十二４・４・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十四条第一項及び別添五十二４・４・２・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則改訂版補足第６改訂版」とあるのは、「同規則第２改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と側方照射灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

12　（略）

（低速走行時照射灯）

第三十一条の二　次に掲げる自動車については、細目告示第四十四条の二第二項及び別添五十二４・27・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十四条の二第二項及び別添五十二４・27・２・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第22改訂版」とあるのは「同規則第23号改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時照射灯の型式が同一であるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時照射灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

2　次に掲げる自動車については、細目告示第四十四条の二第二項及び別添五十二４・27・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第一号）による改正前の細目告示第四十四条の二第二項及び別添五十二４・27・２・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第148号」とあるのは、「協定規則第148号補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時照射灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

（側方照射灯）

第三十一条

2～10　（略）

11　保安基準第三十三条の二が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十四条第一項及び別添五十二４・４・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十四条第一項及び別添五十二４・４・２・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則改訂版補足第６改訂版」とあるのは「同規則第２改訂版」と読み替えることができる。

12　（略）

（低速走行時側方照射灯）

第三十一条の二　保安基準第三十三条の三が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十四条の二第二項及び別添五十二４・27・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十四条の二第二項及び別添五十二４・27・２・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第22改訂版」とあるのは「協定規則第23号改訂版」と読み替えることができる。

2　次に掲げる自動車については、細目告示第四十四条の二第二項及び別添五十二４・27・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第一号）による改正前の細目告示第四十四条の二第二項及び別添五十二４・27・２・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第148号」とあるのは「協定規則第148号補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時側方照射灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

3　次に掲げる自動車については、細目告示別添五十二４・27・３、４・27・４・１・及び４・27・４・２の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第千百七十二号）による改正前の細目告示別添五十二の規定に適合するものであればよい。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）を除く。）。

二　令和九年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）を除く。）であって、次に掲げるもの。

イ　令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時照射灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十年八月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）

四　令和十年九月一日から令和十三年八月三十一日までに製作された自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）であって次に掲げるもの。

イ　令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時照射灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

五　令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けた自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）を除く。）。

六　令和十三年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けた、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）。

（車幅灯）

第三十二条　（略）

2～13　（略）

14　次に掲げる自動車については、細目告示第四十五条第一項並びに別添五十二４・11・２・及び４・11・８・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十五条第一項並びに別添五十二４・11・２・及び４・11・８・の規定（以下この項において「旧規定」

3　次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添五十二４・27・３、４・27・４・１・及び４・27・４・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第千百七十二号）による改正前の細目告示別添五十二の規定に適合するものであればよい。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）を除く。）。

二　令和九年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）を除く。）であって、次に掲げるもの。

イ　令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時照射灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十年八月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）

四　令和十年九月一日から令和十三年八月三十一日までに製作された自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）であって次に掲げるもの。

イ　令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時側方照射灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

五　令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けた自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）を除く。）。

六　令和十三年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けた、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）。

（車幅灯）

第三十二条　（略）

2～13　（略）

14　保安基準第三十四条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十五条第一項並びに別添五十二４・11・２・及び４・11・８・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十五条第一項並びに別添五十二４・11・２・及び４・11・８・の規定（以下こ

という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号補足第20改訂版」と、「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と車幅灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

15～17　（略）

（前部上側端灯）

第三十三条　（略）

2～9　（略）

10　次に掲げる自動車については、細目告示第四十六条第一項並びに別添五十二4・15・2・及び4・15・7・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十六条第一項並びに別添五十二4・15・2・及び4・15・7・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と前部上側端灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

11　（略）

（昼間走行灯）

第三十三条の二　次に掲げる自動車については、細目告示第四十六条の二第一項及び別添五十二4・28・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十六条の二第一項及び別添五十二4・28・2・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第20改訂版」とあるのは、「同規則改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と昼間走行灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

2～4　（略）

の項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号補足第20改訂版」と、「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号改訂版」と読み替えることができる。

15～17　（略）

（前部上側端灯）

第三十三条　（略）

2～9　（略）

10　保安基準第三十四条の二が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十六条第一項並びに別添五十二4・15・2・及び4・15・7・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十六条第一項並びに別添五十二4・15・2・及び4・15・7・の規定に適合するものであればよい。

11　（略）

（昼間走行灯）

第三十三条の二　保安基準第三十四条の三が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十六条の二第一項及び別添五十二4・28・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十六条の二第一項及び別添五十二4・28・2・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第20改訂版」とあるのは「同規則改訂版」と読み替えることができる。

（新設）

（新設）

2～4　（略）

（前部反射器）

第三十四条　（略）

2～5　（略）

6　次に掲げる自動車については、細目告示第四十七条第一項及び別添五十二４・18・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第四十七条第一項及び別添五十二４・18・２・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と前部反射器の型式が同一であるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

7　（略）

（側方灯及び側方反射器）

第三十五条　（略）

2～13　（略）

14　次に掲げる自動車については、細目告示第四十八条第一項及び別添五十二４・21・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十八条第一項及び別添五十二４・21・２・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と側方灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

15　次に掲げる自動車については、細目告示第四十八条第三項及び別添五十二４・20・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第四十八条第三項及び別添五十二４・20・２・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と側方反射器の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

16～19　（略）

（前部反射器）

第三十四条　（略）

2～5　（略）

6　保安基準第三十五条の規定が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十七条第一項及び別添五十二４・18・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第四十七条第一項及び別添五十二４・18・２・の規定に適合するものであればよい。

7　（略）

（側方灯及び側方反射器）

第三十五条　（略）

2～13　（略）

14　保安基準第三十五条の二が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十八条第一項及び別添五十二４・21・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十八条第一項及び別添五十二４・21・２・の規定に適合するものであればよい。

15　保安基準第三十五条の二が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十八条第三項及び別添五十二４・20・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第四十八条第三項及び別添五十二４・20・２・の規定に適合するものであればよい。

16～19　（略）

（番号灯）

第三十六条　（略）

2～8　（略）

9　次に掲げる自動車については、細目告示第四十九条第一項、第百二十七条第一項、第二百五条第一項及び別添五十二４・10・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十九条第一項、第百二十七条第一項、第二百五条第一項及び別添五十二４・10・２・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第19改訂版」とあるのは「同規則改訂版」と、「協定規則第４号補足第19改訂版」とあるのは「協定規則第４号改訂版」と、「同規則補足第20改訂版」とあるのは「同規則改訂版」と、「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と番号灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

10～12　（略）

（尾灯）

第三十七条　（略）

2～14　（略）

15　次に掲げる自動車については、細目告示第五十条第一項並びに別添五十二４・12・２・及び４・12・８・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十条第一項及び別添五十二４・12・２・並びに４・12・８・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第20改訂版」とあるのは「同規則改訂版」と、「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と尾灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

16～18　（略）

（番号灯）

第三十六条　（略）

2～8　（略）

9　保安基準第三十六条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十九条第一項、第百二十七条第一項、第二百五条第一項及び別添五十二４・10・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十九条第一項、第百二十七条第一項、第二百五条第一項及び別添五十二４・10・２・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第19改訂版」とあるのは「同規則改訂版」と、「協定規則第４号補足第19改訂版」とあるのは「協定規則第４号改訂版」と、「同規則補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号補足第20改訂版」と読み替えることができる。

10～12　（略）

（尾灯）

第三十七条　（略）

2～14　（略）

15　保安基準第三十七条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十条並びに別添五十二４・12・２・及び４・12・８・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十条第一項及び別添五十二４・12・２・並びに４・12・８・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第20改訂版」とあるのは「同規則改訂版」と、「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号改訂版」と読み替えることができる。

16～18　（略）

（後部霧灯）

第三十八条　（略）

2～11　（略）

12　次に掲げる自動車については、細目告示第五十一条第一項及び別添五十二４・13・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十一条第一項及び別添五十二４・13・２・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と後部霧灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

13～15　（略）

（駐車灯）

第三十九条　（略）

2～11　（略）

12　次に掲げる自動車については、細目告示第五十二条第一項及び別添五十二４・14・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十二条第一項及び別添五十二４・14・２・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と駐車灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

13　（略）

（後部上側端灯）

第四十条　（略）

2～8　（略）

9　次に掲げる自動車については、細目告示第五十三条第一項及び別添五十二４・15・７・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十三条第一項及び別添五十二４・15・７・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

（後部霧灯）

第三十八条　（略）

2～11　（略）

12　保安基準第三十七条の二が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十一条第一項及び別添五十二４・13・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十一条第一項及び別添五十二４・13・２・の規定に適合するものであればよい。

13～15　（略）

（駐車灯）

第三十九条　（略）

2～11　（略）

12　保安基準第三十七条の三が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十二条第一項及び別添五十二４・14・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十二条第一項及び別添五十二４・14・２・の規定に適合するものであればよい。

13　（略）

（後部上側端灯）

第四十条　（略）

2～8　（略）

9　保安基準第三十七条の四が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十三条第一項及び別添五十二４・15・７・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十三条第一項及び別添五十二４・15・７・の規定に適合するものであればよい。

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの
イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車
ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と後部上側端灯の型式が同一であるもの
ハ　国土交通大臣が定める自動車
三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

10　（略）

（後部反射器）

第四十一条　（略）

2～6　（略）

7　次に掲げる自動車については、細目告示第五十四条第一項並びに別添五十二４・16・2・及び４・17・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第五十四条第一項並びに別添五十二４・16・2・及び４・17・2・の規定に適合するものであればよい。
一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車
二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの
イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車
ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と後部反射器の型式が同一であるもの
ハ　国土交通大臣が定める自動車
三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

8～10　（略）

（大型後部反射器）

第四十一条の二　（略）

2～6　（略）

7　次に掲げる自動車については、細目告示第五十五条第一項、別添五十二４・19・2・及び別添五十三５・14・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十五条第一項、別添五十二４・19・2・及び別添五十三５・14・2・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則第２改訂版」とあるのは、「同規則第２改訂版補足第10改訂版」と読み替えることができる。
一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車
二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの
イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車
ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と大型後部反射器の型式が同一であるもの
ハ　国土交通大臣が定める自動車
三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

8　（略）

10　（略）

（後部反射器）

第四十一条　（略）

2～6　（略）

7　保安基準第三十八条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十四条第一項並びに別添五十二４・16・2・及び４・17・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第五十四条第一項並びに別添五十二４・16・2・及び４・17・2・の規定に適合するものであればよい。

8～10　（略）

（大型後部反射器）

第四十一条の二　（略）

2～6　（略）

7　保安基準第三十八条の二が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十五条第一項、別添五十二４・19・2・及び別添五十三５・14・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十五条第一項、別添五十二４・19・2・及び別添五十三５・14・2・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則改訂版補足第10改訂版」とあるのは「同規則第２改訂版」と読み替えることができる。

8　（略）

（制動灯）

第四十二条　（略）

2～16　（略）

17　次に掲げる自動車については、細目告示第五十六条第一項並びに別添五十二４・９・２・及び４・９・７・１・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十六条第一項並びに別添五十二４・９・２・及び４・９・７・１・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第20改訂版」とあるのは「同規則改訂版」と、「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と制動灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

18～20　（略）

（補助制動灯）

第四十三条　（略）

2～11　（略）

12　次に掲げる自動車については、細目告示第五十七条第一項並びに別添五十二４・９・２・及び４・９・７・１・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十七条第一項並びに別添五十二４・９・２・及び４・９・７・１・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と補助制動灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

13～15　（略）

（制動灯）

第四十二条　（略）

2～16　（略）

17　保安基準第三十九条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十六条第一項並びに別添五十二４・９・２・及び４・９・７・１・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十六条第一項並びに別添五十二４・９・２・及び４・９・７・１・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第20改訂版」とあるのは「同規則改訂版」と、「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号改訂版」と読み替えることができる。

18～20　（略）

（補助制動灯）

第四十三条　（略）

2～11　（略）

12　保安基準第三十九条の二が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十七条第一項並びに別添五十二４・９・２・及び４・９・７・１・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十七条第一項並びに別添五十二４・９・２・及び４・９・７・１・の規定に適合するものであればよい。

13～15　（略）

（後退灯）

第四十四条　（略）

2～14　（略）

15　次に掲げる自動車については、細目告示第五十八条第一項及び別添五十二４・５・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十八条第一項及び別添五十二４・５・２・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と後退灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

16　（略）

（方向指示器）

第四十五条　（略）

2～22　（略）

23　次に掲げる自動車については、細目告示第五十九条第一項、別添五十二３・９・３・及び４・６・８・１・並びに別添五十三４・３・１・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十九条第一項、別添五十二３・９・３・及び４・６・８・１・並びに別添五十三４・３・１・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則改訂版補足第29改訂版」とあるのは「同規則第２改訂版」と、「協定規則第６号改訂版補足第29改訂版」とあるのは「協定規則第６号第２改訂版」と、「同規則補足第20改訂版」とあるのは「同規則改訂版」と、「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と方向指示器の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

24～26　（略）

（後退灯）

第四十四条　（略）

2～14　（略）

15　保安基準第四十条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十八条第一項及び別添五十二４・５・２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十八条第一項及び別添五十二４・５・２・の規定に適合するものであればよい。

16　（略）

（方向指示器）

第四十五条　（略）

2～22　（略）

23　保安基準第四十一条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十九条第一項、別添五十二３・９・３・及び４・６・８・１・並びに別添五十三４・３・１・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十九条第一項、別添五十二３・９・３・及び４・６・８・１・並びに別添五十三４・３・１・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則改訂版補足第29改訂版」とあるのは「同規則第２改訂版」と、「協定規則第６号改訂版補足第29改訂版」とあるのは「協定規則第６号第２改訂版」と、「同規則補足第20改訂版」とあるのは「同規則改訂版」と、「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号改訂版」と読み替えることができる。

24～26　（略）

（後写鏡等）

第五十二条　平成十八年十二月三十一日以前に製作された自動車（平成十七年一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第四十四条第二項から第八項までの規定並びに細目告示第六十八条、第百四十六条及び第二百二十四条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一～五　（略）

2～12　（略）

13　次に掲げる自動車については、細目告示第六十八条、第百四十六条及び第二百二十四条の規定中「協定規則第46号」とあるのは、「協定規則第46号第６改訂版補足２改訂版」と読み替えることができる。また、保安基準第四十四条の規定並びに細目告示第六十八条、第百四十六条及び第二百二十四条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和八年国土交通省令第五十九号）による改正前の保安基準第四十四条の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第六百七十一号）による改正前の細目告示第六十八条、第百四十六条及び第二百二十四条の規定に適合するものであればよい。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和九年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と、後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（前照灯）

第六十四条　（略）

2～4　（略）

5　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十四条第一項、別添五十二４・1・2・及び４・2・2・並びに別添五十三５・1・４・及び５・1・５・６・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第二百四十四条第一項、別添五十二４・1・2・及び４・2・2・並びに別添五十三５・1・４・及び５・1・５・６・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された一般原動機付自転車

二　令和八年九月一日以降に製作された一般原動機付自転車であって、次に掲げるもの（二輪の一般原動機付自転車にあっては、令和十二年八月三十一日以前に製作されたものに限る。）

イ　令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車

ロ　令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と前照灯の型式が同一であるもの

6～8　（略）

（後写鏡等）

第五十二条　平成十八年十二月三十一日以前に製作された自動車（平成十七年一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第四十四条第二項から第六項までの規定並びに細目告示第六十八条、第百四十六条及び第二百二十四条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一～五　（略）

2～12　（略）

（新設）

（前照灯）

第六十四条　（略）

2～4　（略）

5　保安基準第六十二条が適用される一般原動機付自転車（二輪の一般原動機付自転車にあっては令和十二年八月三十一日以前に製作されたものに限る。）は、当分の間、細目告示第二百四十四条第一項、別添五十二４・1・2・及び４・2・2・並びに別添五十三５・1・４・及び５・1・５・６・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第二百四十四条第一項、別添五十二４・1・2・及び４・2・2・並びに別添五十三５・1・４・及び５・1・５・６・の規定に適合するものであればよい。

6～8　（略）

（番号灯）

第六十五条　（略）

2　（略）

3　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十五条第一項及び別添五十二4・10・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第二百四十五条第一項及び別添五十二4・10・2・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された一般原動機付自転車

二　令和八年九月一日以降に製作された一般原動機付自転車であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車

ロ　令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と番号灯の型式が同一であるもの

4～6　（略）

（尾灯）

第六十六条　（略）

2～5　（略）

6　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十六条第一項並びに別添五十二4・12・2・及び4・12・8・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第二百四十六条第一項並びに別添五十二4・12・2・及び4・12・8・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された一般原動機付自転車

二　令和八年九月一日以降に製作された一般原動機付自転車であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車

ロ　令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と尾灯の型式が同一であるもの

7～9　（略）

（制動灯）

第六十七条　（略）

2～6　（略）

7　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十七条第一項並びに別添五十二4・9・2・及び4・9・7・1・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第二百四十七条第一項並びに別添五十二4・9・2・及び4・9・7・1・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された一般原動機付自転車

（番号灯）

第六十五条　（略）

2　（略）

3　保安基準第六十二条の二条が適用される一般原動機付自転車は、当分の間、細目告示第二百四十五条第一項及び別添五十二4・10・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第二百四十五条第一項及び別添五十二4・10・2・の規定に適合するものであればよい。

4～6　（略）

（尾灯）

第六十六条　（略）

2～5　（略）

6　保安基準第六十二条の三が適用される一般原動機付自転車は、当分の間、細目告示第二百四十六条第一項並びに別添五十二4・12・2・及び4・12・8・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第二百四十六条第一項並びに別添五十二4・12・2・及び4・12・8・の規定に適合するものであればよい。

7～9　（略）

（制動灯）

第六十七条　（略）

2～6　（略）

7　保安基準第六十二条の四が適用される一般原動機付自転車は、当分の間、細目告示第二百四十七条第一項並びに別添五十二4・9・2・及び4・9・7・1・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第二百四十七条第一項並びに別添五十二4・9・2・及び4・9・7・1・の規定に適合するものであればよい。

二　令和八年九月一日以降に製作された一般原動機付自転車であって、次に掲げるもの
イ　令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車
ロ　令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と制動灯の型式が同一であるもの

8～10　（略）

（後部反射器）

第六十七条の二　（略）

2　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十八条第一項並びに別添五十二4・16・2・及び4・17・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十八条第一項並びに別添五十二4・16・2・及び4・17・2・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された一般原動機付自転車

二　令和八年九月一日以降に製作された一般原動機付自転車であって、次に掲げるもの
イ　令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車
ロ　令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と後部反射器の型式が同一であるもの

3～5　（略）

（後写鏡）

第七十一条の三　（略）

2～5　（略）

6　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百五十二条の三の規定中「協定規則第46号」とあるのは、「協定規則第46号第６改訂版補足改訂版」と読み替えることができる。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された一般原動機付自転車

二　令和九年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された一般原動機付自転車であって、次に掲げるもの
イ　令和九年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車
ロ　令和九年九月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について新たに認定を受けた一般原動機付自転車であって、同年八月三十一日以前に同項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの

8～10　（略）

（後部反射器）

第六十七条の二　（略）

2　保安基準第六十三条の規定が適用される一般原動機付自転車は、当分の間、細目告示第二百四十八条第一項並びに別添五十二4・16・2・及び4・17・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第二百四十八条第一項並びに別添五十二4・16・2・及び4・17・2・の規定に適合するものであればよい。

3～5　（略）

（後写鏡）

第七十一条の三　（略）

2～5　（略）

（新設）

（装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正）

第三条　装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

特定装置の種類	規則番号	国及び規則上の国番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	34	35	36	37	39	40	41	42	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	60	62	63	64	65	66	67	68	69
		ドイツ連邦共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		フィンランド共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		イタリア共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		オランダ王国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		スウェーデン王国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		スペインルーキンガダム王国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ハンガリー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		チェコ共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		スペインピレネー王国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		セルビア共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		オーストリア共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ルクセンブルク大公国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ノルウェー王国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		フランス共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		インドネシア共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ラトビア共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ブルガリア共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		カザフスタン共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		リトアニア共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ルーマニア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ロシア連邦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ボルドー共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ポルトガル共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		マルタ共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		モルドバ共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ウクライナ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		南アフリカ共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ニュージーランド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		キプロス共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ベルギー王国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ウガンダ共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ケニア共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ナイジェリア連邦共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ジンバブエ共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ウズベキスタン共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		キルギス共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ベトナム社会主義共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		フィリピン共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ベネズエラボリバル共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ベラルーシ共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ポーランド共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ポルトガル共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ルーマニア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ロシア連邦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ラトビア共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ブルガリア共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		カザフスタン共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		リトアニア共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ルーマニア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ロシア連邦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第一号の自動車駆動用出力装置型式指定規則第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置	第八十五号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第七十七号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置	第百五十四号第二改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第一号の三の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	第百五十四号第二改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第一号の四の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆

	第百五十四号第二改訂版	第百五十四号第三改訂版	第百七十五号改訂版	第七十五号	第二十号第二改訂版	第百十七号第四改訂版	第五十四号	第百十七号第四改訂版	第百四十二号改訂版	第六十四号第三改訂版	第百四十一号改訂版	第六十号	第百二十一号改訂版	第七十九号第四改訂版	第百七十一号改訂版	第百七十八号	第百六十二号改訂版	第百十六号改訂版	第百六十一号	第百十六号改訂版	第百六十二号	第七十八号第六改訂版	第十三H号第二改訂版	第十三号第十五改訂版
第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第一号の八のペダル踏み間違い時加速抑制装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第二号の空気入ゴムタイヤ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第二号の二の空気入ゴムタイヤ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の空気入ゴムタイヤ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の二の空気入ゴムタイヤ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の三の応急用予備走行装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の四のタイヤ空気圧監視装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の五の操作装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の六の操作装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の七のかじ取装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の八のかじ取装置の緊急車線維持装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の十のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の施錠装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の二の施錠装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の三のイモビライザ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の四の制動装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の制動装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の二の制動装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の三の制動装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	第百五十二号第二改訂版	第百三十一号第二改訂版	第百四十号	第百三十九号	第三十四号第四改訂版	第百十号第六改訂版	第百三十四号第二改訂版	第百四十六号	第百三十四号第二改訂版	第百四十六号	第百三十四号第二改訂版	第百四十六号	第十号第七改訂版	第百五十五号	第百五十六号改訂版
第二条第五号の四の衝突被害軽減制動制御装置	○														
第二条第五号の五の衝突被害軽減制動制御装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の五の二の衝突被害軽減制動制御装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の五の三の衝突被害軽減制動制御装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の六の横滑り防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の七のブレーキアシストシステム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の八の燃料タンク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の九の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の九の二の衝突時の車両火災防止装置					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十のガス容器															
第二条第五号の十の二のガス容器及びガス容器附属品															
第二条第五号の十の三のガス容器、ガス容器附属品及び燃料制御保護装置															
第二条第五号の十の四のガス容器及び燃料制御保護装置						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十の五のガス容器附属品						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十の六のガス容器附属品及び燃料制御保護装置						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十の七の燃料制御保護装置						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十の八のガス容器取付装置						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十一のガス容器及びガス容器附属品							○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十二のガス容器附属品							○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十三のガス容器取付装置							○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十四の電波障害防止装置							○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十五のサイバーセキュリティシステム							○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十六のプログラム等改変システム							○	○	○	○	○	○	○	○	○

	第百号第五改訂版	第百三十六号改訂版	第百号第五改訂版	第百三十六号改訂版	第百三十七号第四改訂版	第九十四号第五改訂版	第九十五号第六改訂版	第百三十五号第二改訂版	第百三十三号改訂版	第百二十七号第四改訂版	第百五十三号改訂版	第六十六号第二改訂版	第二十六号第四改訂版	第七十三号第二改訂版	第五十八号第三改訂版	第九十三号
第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	○	○	○													
	○	○	○	○												
第二条第五号の十八の感電防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十九のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の二十のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の二十一のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の二十二のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の二の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の三のポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の三の二のポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の四の後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の五の後面衝突時の燃料漏れ防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の六の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の七の車両転覆時の乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第七号の外装	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第八号の外装の手荷物積載用部品	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第九号の外装のアンテナ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十号の側面保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十一号の側面保護装置及び側面保護装置取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十一号の二の突入防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十一号の三の突入防止装置及び突入防止装置取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十一号の四の前部潜り込み防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十一号の五の前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	第二十一号改訂版	第百二十五号第三改訂版	第百六十七号改訂版	第百七十六号	第十七号第十二改訂版	第百二十六号	第八十号第四改訂版	第十四号第九改訂版	第十六号第十改訂版	第百七十三号改訂版	第百七十四号改訂版	第二十五号第四改訂版	第百四十五号改訂版	第百二十九号第四改訂版	第百七十号	第十一号第四改訂版	第四十三号改訂版	第六十一号第六改訂版	第五十一号第三改訂版	第百六十八号	第九十八号第二改訂版	第百十二号第二改訂版	第百十三号第三改訂版	第百四十九号改訂版	第百二十三号第二改訂版	第百四十九号改訂版
第二条第十一号の五の内装	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十一号の六の運転者席	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十一号の七の運転者席	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十一号の八の運転者席の視界支援装置	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十二号の座席					○																					
第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置					○																					
第二条第十二号の三の仕切り装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十三号の座席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十三号の二の座席ベルト取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十三号の三の座席ベルト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十四号の頭部後傾抑止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十四号の二の年少者用補助乗車装置取付具	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十五号の年少者用補助乗車装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十五号の二の年少者用補助乗車装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十六号の乗降口の扉の開放防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十六号の二の窓ガラス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十七号の騒音防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十八号の二のディフィートストラテジー防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十九号の前照灯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十九号の二の前照灯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	第二条第二十号の前照灯洗浄器	第二条第二十一号の前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置	第二条第二十二号の前部霧灯	第二条第二十二号の二の側方照射灯	第二条第二十三号の車幅灯	第二条第二十四号の尾灯	第二条第二十五号の制動灯	第二条第二十六号の補助制動灯	第二条第二十七号の前部上側端灯	第二条第二十八号の後部上側端灯	第二条第二十八号の二の昼間走行灯	第二条第二十九号の側方灯	第二条第二十九号の二の番号灯
第四十五号改訂版													
第十九号第五改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第四十九号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第百十九号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第四十九号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第七号第三改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第五十号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第七号第三改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第四十八号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第五十号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第七号第三改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第四十八号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第七号第三改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第四十八号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第七号第三改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第四十八号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第七号第三改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第四十八号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第七号第三改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第四十八号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第八十七号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第四十八号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第九十一号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第四十八号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第四号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第五十号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第四十八号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	第三十八号改訂版	第二条第三十号の後部霧灯
	第百四十八号改訂版	
	第七十七号改訂版	第二条第三十一号の駐車灯
	第百四十八号改訂版	
	第二十三号改訂版	第二条第三十二号の後退灯
	第百四十八号改訂版	
	第二十三号改訂版	第二条第三十二号の二の低速走行時側方照射灯
	第百四十八号改訂版	
	第百四十八号改訂版	第二条第三十二号の三の車両後退表示投影装置
	第三号第三改訂版	第二条第三十三号の前部反射器
	第百五十号改訂版	
	第三号第三改訂版	第二条第三十四号の側方反射器
	第百五十号改訂版	
	第三号第三改訂版	第二条第三十五号の後部反射器
	第百五十号改訂版	
	第七十号第二改訂版	第二条第三十六号の大型後部反射器
	第百五十号改訂版	
	第百四号改訂版	第二条第三十六号の二の再帰反射材
	第百五十号改訂版	
	第二十八号	第二条第三十七号の警音器の警報音発生装置
	第二十八号	第二条第三十八号の警音器
	第二十七号第五改訂版	第二条第四十号の停止表示器材
	第百五十号改訂版	
	第百十六号改訂版	第二条第四十号の二の盗難発生警報装置
	第百六十三号	
	第百十六号改訂版	第二条第四十号の三の車線逸脱警報装置
	第百三十号改訂版	
	第百三十八号第二改訂版	第二条第四十号の四の車両接近通報装置

| | | |

別表第二を次のように改める。

別表第二

| 国及び規則上の国番号
共通構造部型式指定規則第五条の二の特定共通構造部 | 1 ドイツ連邦共和国 | 2 フランス共和国 | 3 イタリア共和国 | 4 スウェーデン王国 | 5 ベルギー王国 | 6 ハンガリー共和国 | 7 チェコ共和国 | 8 スペイン王国 | 9 セルビア共和国 | 10 グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 | 11 オランダ王国 | 12 ルクセンブルク大公国 | 13 スイス連邦 | 14 ノルウェー王国 | 15 フィンランド共和国 | 16 デンマーク王国 | 17 ポーランド共和国 | 18 ルーマニア | 19 ボスニア・ヘルツェゴビナ | 20 ポルトガル共和国 | 21 ロシア連邦 | 22 オーストラリア連邦 | 23 クロアチア共和国 | 24 スロバキア共和国 | 25 スロベニア共和国 | 26 ベラルーシ共和国 | 27 ウクライナ | 28 南アフリカ共和国 | 29 モルドバ共和国 | 30 ボツワナ共和国 | 31 トルコ共和国 | 32 カザフスタン共和国 | 34 リトアニア共和国 | 35 アゼルバイジャン共和国 | 36 北マケドニア共和国 | 37 欧州連合 | 39 オーストリア | 40 ウズベキスタン共和国 | 41 ニュージーランド | 42 マルタ共和国 | 45 キプロス共和国 | 46 ジョージア | 47 マレーシア | 48 太極 | 49 アルメニア共和国 | 50 タイ王国 | 51 アルバニア共和国 | 52 モンテネグロ | 53 サンマリノ共和国 | 54 チュニジア共和国 | 55 ジョージア | 56 エストニア共和国 | 57 ナイジェリア連邦共和国 | 58 パキスタン | 60 ウガンダ共和国 | 62 フィリピン共和国 | 63 ペルー共和国 | 64 キルギス共和国 | 65 ウルグアイ東方共和国 | 66 ベトナム社会主義共和国 | 67 ボスニア・ヘルツェゴビナ | 68 ウズベキスタン共和国 | 69 |
|---|---|---

第十四号	第六号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第八号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）第十条第六項に定める基準に係る試験
第二十二号	第十三号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第千百七十五号）第一条による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項に定める基準に係る試験
第二十九号	第十九号	道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十五年国土交通省令第七十三号）による改正前の道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第十二条第二項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第六項及び第七項に定める基準に係る試験
		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験
		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第四百六十九号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験

第二十二号	第十三号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第千百七十五号）第一条による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）第十三条第二項及び第九十一条第二項に定める基準に係る試験
第二十九号	第十九号	道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十五年国土交通省令第七十三号）による改正前の道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第十二条第二項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第六項及び第七項に定める基準に係る試験
		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験

第三十号	第二十号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第四百六十九号）による改正前の細目告示第十五条第三項に定める基準に係る試験
（略）	（略）	（略）
第八十八号		細目告示別添二十八「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」及び別添八十七「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に係る試験
第九十一号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第二十七条第二号及び第三号に定める基準に係る試験
第九十九号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第六百四十号）による改正前の細目告示第三十条第十項、第百八条第十二項及び第百八十六条第十二項に定める基準に係る試験
第百七号	第八十八号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第六百八十一号）による改正前の細目告示第四十条第一項に定める基準に係る試験
		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千二百九十四号）による改正前の細目告示第四十条第一項第四号に定める基準に係る試験

（略）	（略）	（略）
第八十六号		細目告示別添二十八「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」及び別添八十七「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に係る試験
第八十九号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第二十七条第二号及び第三号に定める基準に係る試験
第九十七号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第六百四十号）による改正前の細目告示第三十条第十項、第百八条第十二項及び第百八十六条第十二項に定める基準に係る試験
第百五号	第八十六号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第六百八十一号）による改正前の細目告示第四十条第一項に定める基準に係る試験
		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千二百九十四号）による改正前の細目告示第四十条第一項第四号に定める基準に係る試験

第百十号	第九十一号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験	第百十一号	第九十二号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前のＪＥ〇五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験
第百十五号	第九十六号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号に定める基準に係る試験	第百十六号	第九十七号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第五百八十九号）による改正前の細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験
第百二十号	第百一号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験			

第百八号	第八十九号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験	第百九号	第九十号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前のＪＥ〇五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験
第百十三号	第九十四号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号に定める基準に係る試験	第百十四号	第九十五号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第五百八十九号）による改正前の細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験
第百十八号	第九十九号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験			

第百六十五号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験
第百七十七号	第百五十号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二条の二に定める基準に係る試験

（審査試験項目に掲げる試験を実施するために必要な情報）

第三条　道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第五号及び第六号（これらの規定を同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに別表第二備考第四号及び第五号の規定に基づき、試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験）

第四条　道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第七号（同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる告示で定める試験は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第六十八条第五項及び第六項に定める基準に係る試験とする。

第五条　道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第八号（同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる告示で定める試験は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第二十七条第二号及び第三号に定める基準に係る試験とする。

（自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正）

第五条　自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（令和二年国土交通省告示第七百八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第百六十二号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験
第百七十四号	第百四十七号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二条の二に定める基準に係る試験

（審査試験項目に掲げる試験を実施するために必要な情報）

第三条　道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第四号及び第五号（これらの規定を同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに別表第二備考第四号及び第五号の規定に基づき、試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

（審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験）

第四条　道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第六号（同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる告示で定める試験は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第六十八条第五項及び第六項に定める基準に係る試験とする。

第五条　道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第七号（同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる告示で定める試験は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第二十七条第二号及び第三号に定める基準に係る試験とする。

改　正　後	改　正　前
（申請書に添付する書面） **第１条**　自動車の特定改造等の許可に関する省令（以下「省令」という。）第３条第３項第１号の告示で定める書面は、次に掲げる書面とする。 一～三　（略） 四　協定規則第156号改訂版に基づき型式について認定を受けたことを証する書面の写し 五　協定規則第156号改訂版の規則6.に基づいて交付された有効なソフトウェア更新管理システム適合認定書の写し 六　（略） **第２条の２**　省令第４条第１項第２号の告示で定める基準は、協定規則第156号改訂版の技術的な要件（同規則の規則7.1.に限る。）に定める基準とする。 （記録及び保管する情報） **第３条**　省令第５条第２号の告示で定める情報は、協定規則第156号改訂版の技術的な要件（同規則の規則7.1.2.に限る。）に規定する情報とする。 （特定改造等の適確な実施のために必要な事項） **第５条**　省令第５条第４号の告示で定める事項は、協定規則第156号改訂版の技術的な要件（同規則の規則7.1.1.1.、7.1.1.12.、7.1.1.13.及び7.1.3.1.に限る。）に規定するプロセス並びに協定規則第156号改訂版の技術的な要件（同規則の規則7.1.5.2.に限る。）に規定するプロセス及び手順を確実に実行することとする（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車について、特定改造等をしようとする場合を除く。）。	（申請書に添付する書面） **第１条**　自動車の特定改造等の許可に関する省令（以下「省令」という。）第３条第３項第１号の告示で定める書面は、次に掲げる書面とする。 一～三　（略） 四　協定規則第156号に基づき型式について認定を受けたことを証する書面の写し 五　協定規則第156号の規則6.に基づいて交付された有効なソフトウェア更新管理システム適合認定書の写し 六　（略） **第２条の２**　省令第４条第１項第２号の告示で定める基準は、協定規則第156号の技術的な要件（同規則の規則7.1.に限る。）に定める基準とする。 （記録及び保管する情報） **第３条**　省令第５条第２号の告示で定める情報は、協定規則第156号の技術的な要件（同規則の規則7.1.2.に限る。）に規定する情報とする。 （特定改造等の適確な実施のために必要な事項） **第５条**　省令第５条第４号の告示で定める事項は、協定規則第156号の技術的な要件（同規則の規則7.1.1.1.、7.1.1.11.、7.1.1.12.及び7.1.3.1.に限る。）に規定するプロセス並びに協定規則第156号の技術的な要件（同規則の規則7.1.4.2.に限る。）に規定するプロセス及び手順を確実に実行することとする（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車について、特定改造等をしようとする場合を除く。）。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第七十二条第一項、第百五十条第一項及び第二百二十八条の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第十四条第四十六項の規定の適用を受ける自動車について、特定改造等をしようとする者に対する自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の適用については、第五条の規定による改正後の自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

札幌市中央区北二条西二丁目三二番地第三七桂和ビル五階五一八号室

宇宙星人合同会社

清算人　マク・カ・マン

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

宮城県宮城郡七ケ浜町汐見台一丁目一番地の四

有限会社藤原設備

清算人　佐藤あい美

解散公告

当社は、令和八年四月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

福島県郡山市堤一丁目七一番地

有限会社エレテツク福島

清算人　山口　与

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

群馬県太田市飯塚町一〇五三番地六

株式会社エス・ピィー・シー群馬

代表清算人　宮下　光雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷三五五番地一六

株式会社ホザーナ

清算人　中久　雅斐

解散公告

当社は、令和八年四月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

埼玉県北本市中央一―六四ショーゲンビル二Ｆ

緑意株式会社

代表清算人　蘇　明　遠

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

千葉県習志野市袖ケ浦一丁目八番一五号

前橋システムコンサルティング株式会社

代表清算人　前橋　雅夫

解散公告

当社は、令和八年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

千葉県習志野市津田沼四―一〇―五―一〇一

株式会社ＫｉＧｒｏｗｔｈ

代表清算人　桑原　伊織

解散公告

当法人は、令和八年四月十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

東京都世田谷区祖師谷四丁目二三番二〇号

みきもとビル二階

特定非営利活動法人未来を創る学びの場

清算人　吉松　正秀

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

東京都渋谷区渋谷一丁目三番九号

株式会社ガラコレクション

代表清算人　宜野座一葵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

東京都千代田区神田須田町一丁目二八番二号

株式会社水戸商事部

代表清算人　久保田一成

解散公告

当社は、令和八年四月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

東京都渋谷区初台一―五一―一初台センタービル九〇九

マップマーケティング株式会社

代表清算人　竹節　浩二

解散公告

当社は、令和八年五月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

東京都豊島区駒込一丁目一二番三号

株式会社ビーウイン

代表清算人　篠塚　大志

解散公告

当社は、令和八年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

東京都三鷹市下連雀三丁目三番三号

株式会社Ｃｈａｒｉｓ

代表清算人　前田　麻弥

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

東京都港区西麻布四丁目一三番二三号

株式会社ＴＥＲＵ　ＴＡＢＬＥ

代表清算人　福王寺輝明

解散公告

当社は、令和八年四月三十日の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

東京都港区赤坂六丁目七番一四号パークハウス赤坂氷川一〇一号室　合同会社ＦＡＭ

代表清算人　城戸崎由美香

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ＧＭホスピタリティ沖縄株式会社

代表清算人　徐　智俊

解散公告

当社は、令和八年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

東京都中央区勝どき四―六―一パークタワー勝どきサウス三〇二四

Ｂｌｕｅｇｒａｓｓ　Ｌｉｖｉｎｇ株式会社

代表清算人　柏水　優奈

解散公告

当社は、令和八年五月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

東京都品川区小山三丁目一四番二―三六一〇号

富翔東株式会社

代表清算人　廖　徳堆

解散公告

当社は、令和八年五月二十九日をもって社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

伊勢原施設開発特定目的会社

代表清算人　田渕　安春

解散公告

当社は、令和八年五月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

東京都千代田区外神田六丁目三番八号外神田島ビル一階

福井屋株式会社

代表清算人　福井　一輝

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

東京都台東区東上野六丁目一六番九号織田屋ビル三階

株式会社キンコー

代表清算人　小野　正則

解散公告

当会社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

東京都中央区日本橋久松町一一番八号

株式会社ルビッチ

代表清算人　髙橋　勝之

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

神奈川県大和市草柳一丁目一九番地九

田園リビングマート六号室

ＺＮエレクトロニクス株式会社

代表清算人　兪　　杰

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

神奈川県大和市草柳一丁目一九番九号

田園リビングマート四―一一号室

東川八百株式会社

代表清算人　兪　杰

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

神奈川県綾瀬市大上六丁目七番一一号

有限会社光涼商事

清算人　前澤　光夫

解散公告

当社は、令和八年五月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

神奈川県横浜市西区東ケ丘一三番地二六

株式会社日商

代表清算人　高　彩珈

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

横浜市金沢区鳥浜町一番地の一

有限会社海新

清算人　西山　裕之

解散公告

当社は、令和八年五月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

神奈川県相模原市緑区元橋本町一一番五五号

有限会社プロソフト

代表清算人　元井　綱久

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年三月三十一日付で解散したしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

神奈川県平塚市東真土一丁目五番四三号

日商工業株式会社

代表清算人　新木慎里子

解散公告

当法人は、令和八年四月三十日開催の評議員会決議並びに長岡市長の認可により、令和八年五月八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

新潟県長岡市上塩一一五三番地

社会福祉法人上塩保育園

清算人　河野　文男

解散公告

当組合は、令和八年四月二十七日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

富山県富山市田中町四丁目一四番七六号

協同組合コミニティ富山

清算人　小西　広一

解散公告

当社は、令和八年五月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

石川県金沢市三馬三丁目二二〇番地

有限会社ヨシムネ商事

清算人　吉田　宗年

解散公告

当社は、令和八年五月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

山梨県甲府市高畑一丁目二番三四号

株式会社心

代表清算人　韓　相美

解散公告

当社は、令和八年五月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

岐阜県土岐市泉町久尻一四四四番地の五三

有限会社セブ住宅研究所

清算人　土本　康人

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

岐阜県恵那市串原三六五七番地一

有限会社くしはらの里

清算人　安藤　仁志

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

愛知県名古屋市南区呼続元町一一番三三号

有限会社ワンクリック

清算人　足立　美穂

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

愛知県名古屋市中区千代田二丁目一〇番二三号

株式会社りゅうじゅ

代表清算人　大坪與七郎

解散公告

当社は、令和七年十二月十九日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

名古屋市中村区名駅三丁目三番八号一二〇二号

合同会社創生レオ

清算人　鈴木　康仁

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

名古屋市緑区有松一八〇二番地

株式会社竹田嘉兵衛商店

代表清算人　竹田　宗弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

名古屋市緑区大将ケ根一丁目一七〇一番地

株式会社笹加

代表清算人　竹田　宗弘

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

三重県三重郡菰野町大字潤田四三七番地一
三重綜合住宅株式会社
代表清算人　伊藤　清文

解散公告

当社は、令和八年五月二十八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

京都市中京区西ノ京原町四番地シエール西ノ京二〇二号室
株式会社横雲堂
代表清算人　斉　雄

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

大阪府高槻市山手町二丁目三番七号
クロウズワークス合同会社
清算人　富田　肇

解散公告

当社は、令和八年五月八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

大阪市西淀川区姫島二丁目四番一〇号パークアベニュー二階Ａ室
橙都合同会社
清算人　張　建勇

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

大阪市住之江区浜口西一丁目三番八号
有限会社ＨＭＳ・アーガス
清算人　高橋　朋弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

大阪府堺市堺区中安井町一丁三番二一
サンペット合同会社
清算人　蘇　峰

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

大阪府東大阪市中石切町四丁目五番二六号
有限会社石切中販
清算人　守谷　浩一

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

大阪市中央区内本町一丁目四番九号
有限会社ドローイングアップ
清算人　宮成　公廣

解散公告

当社は、令和八年五月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

大阪市住吉区殿辻一丁目三番二一―四〇三室
偉航株式会社
代表清算人　シャンシュウガン

解散公告

当社は、令和八年四月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

大阪市西成区南津守七丁目九―二二―八〇四
有限会社サンエイテック
清算人　加島　雅仁

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

大阪市東成区東小橋一丁目一七番三一号
グランドハイツ東小橋七〇二号室
株式会社馥留
代表清算人　銭　穎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

大阪市東成区東小橋一丁目一七―三一グランドハイツ東小橋四一七号室
潤芳可株式会社
代表清算人　王　偉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

大阪府大阪市天王寺区空清町四―一一杉野ビル本館一〇三号室
甜蜜陽光Ｓｗｅｅｔ　Ｓｕｎ株式会社
代表清算人　唐　甜

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

大阪府大阪市都島区東野田町四丁目五―四四翠連マンション二二三号室
Ｄｕｓｈｉ読時株式会社
代表清算人　王　振軍

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

大阪市東成区東小橋三丁目九番一〇号
株式会社百万石
代表清算人　二枚田貞雄

解散公告

当社は、令和八年五月十九日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

大阪府高槻市大蔵司二丁目一六番一四号
有限会社ビルバオ
清算人　澤田　治代

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日株主総会の決議により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

大阪府豊中市寺内一丁目一〇―七―三〇五
米飯米飯株式会社
代表清算人　チアン・ホンミン

解散公告

当社は、令和八年六月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

大阪府豊中市稲津町一丁目一番九号

株式会社トクダ

代表清算人　篤田　昌也

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

大阪市住之江区西住之江二丁目一三番一七号

株式会社興光

代表清算人　吉村　茂

解散公告

当社は、令和八年五月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

大阪府東大阪市友井二丁目三〇番三二号二階

夢の洲株式会社

代表清算人　高　俊涛

解散公告

当社は、令和八年五月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

大阪市生野区小路一丁目二八番一七号

万達ＪＡＰＡＮ株式会社

代表清算人　刘　强

解散公告

当法人は、令和八年六月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

大阪府吹田市春日三丁目一九番二〇―一〇三号

一般社団法人自然環境・科学技術研究所

代表清算人　中嶋　悟

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

兵庫県尼崎市南塚口町二丁目一九―二　若松ビル三〇二

株式会社Ｉ＆Ｌ

代表清算人　岩橋　正義

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

兵庫県宍粟市千種町黒土六三七番地

特定非営利活動法人千種川源流を守る会

清算人　阿曽　茂夫

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

和歌山県御坊市湯川町富安一四四一番地

特定非営利活動法人ＦＣダンシーマ

清算人　北村　泰之

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

岡山県新見市哲多町蚊家一四七〇番地一二

株式会社**西一**

代表清算人　永田　育子

解散公告

当法人は、令和八年三月二十九日臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

熊本県上益城郡益城町田原二〇八一番地二

八熊本ソフトウェア株式会社内

特定非営利活動法人イーアンザイレン

清算人　梅﨑　純雄

解散公告

当社は、令和八年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

熊本県菊池市泗水町吉富二五五〇番地三

久鼎建築合同会社

清算人　宮田　美幸

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

大分県中津市大字大貞三七一番地

久住食品株式会社

代表清算人　垣内　洋一

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

宮崎県えびの市大字上江一五五番地一

株式会社縁樹

代表清算人　金田　織枝

解散公告

当社は、令和八年四月十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

沖縄県那覇市金城三丁目八番二〇号二階

合同会社ネイビーブルー

清算人　藤田　龍雄

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

沖縄県那覇市久米二丁目六番三号

有限会社明工設計

清算人　仲嶺　元晴

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年四月二十六日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

神奈川県横浜市中区本牧町一丁目五一番地

本牧タウンハイツマンション管理事務室

本牧タウンハイツ管理組合法人

清算人　渋谷　幸夫

解散公告（第二回）

医療法人社団康仁会は、令和八年四月二日解散し、現在清算中であります。当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

群馬県邑楽郡邑楽町大字新中野九番地の一

医療法人社団康仁会

清算人　大川　博充

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年五月十四日総代会及び責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

大阪府八尾市志紀町二丁目七九番地の五

天龍教会

清算人　黒田　算美

解散公告（第二回）

当土地改良区は令和八年五月十四日兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年六月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

兵庫県姫路市飾東町塩崎四九三番地

塩崎土地改良区

代表清算人　菅原　弘己

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

神奈川県厚木市田村町六番三九号

医療法人社団伸和会

清算人　星　伸和

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年四月七日岡山県知事の認可を受けて解散しましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月四日

岡山県備前市吉永町加賀美六四一番地

下畑生産森林組合

清算人　石川富己男

第三十九期決算公告

令和七年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部

流動資産	二八、二六三
固定資産	一、九二二、九一三
資産合計	一、九五一、一七七

負債及び純資産の部

流動負債	二、二八七
負債合計	二、二八七
株主資本	一、九四八、八八九
資本金	八〇、〇〇〇
資本剰余金	八〇、〇〇〇
その他資本剰余金	八〇、〇〇〇
利益剰余金	一、七八八、八八九
その他利益剰余金	一、七八八、八八九
（うち当期純損失）	（六、〇六九）
純資産合計	一、九四八、八八九
負債及び純資産合計	一、九五一、一七七

令和八年六月四日

大阪府吹田市芳野町一八番二三号

昭和エンタープライズ株式会社

代表取締役　小椋　邦彦

第４期決算公告　　令和８年６月４日

東京都中央区日本橋室町一丁目11番12号
日本橋水野ビル７階
Kandji Japan株式会社
代表取締役
ダニエル・ロドニー・ゾロトヴィッチ

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	21,385
	資産合計	**21,385**
負債及び純資産の部	流動負債	19,539
	賞与引当金	1,606
	有給休暇引当金	1,775
	その他	16,157
	株主資本	1,845
	資本金	1,400
	利益剰余金	445
	その他利益剰余金	445
	（うち当期純利益）	(1,175)
	負債・純資産合計	**21,385**

第 52 期 決 算 公 告

令和８年６月４日

青森県青森市野木字野尻37番地340
青森東邦運輸倉庫株式会社
代表取締役　黒川　敬之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	206,353
	固定資産	756,215
	合計	**962,568**
負債及び純資産の部	流動負債	300,141
	固定負債	408,790
	株主資本	253,637
	資本金	30,000
	利益剰余金	223,636
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	216,136
	（うち当期純利益）	(31,063)
	合計	**962,568**

第 21 期 決 算 公 告

令和８年６月４日

東京都港区麻布台一丁目３番１号
麻布台ヒルズ森ＪＰタワー11階
エクスペディアホールディングス株式会社
代表取締役　ロバート・ヴィーラク

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,878,495	流動負債	1,664,253
固定資産	926,443	固定負債	353,814
		株主資本	1,786,871
		資本金	70,000
		資本剰余金	545,000
		資本準備金	302,500
		その他資本剰余金	242,500
		利益剰余金	1,171,871
		その他利益剰余金	1,171,871
		（うち当期純利益）	(202,611)
資産合計	3,804,939	負債・純資産合計	3,804,939

第 57 期 決 算 公 告

令和８年６月４日

東京都文京区水道二丁目１番１号
株式会社勁草書房
代表取締役　井村　寿人

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	740,371	流動負債	254,360
固定資産	526,013	（うち賞与引当金）	(8,100)
		（うち返品調整引当金）	(18,000)
		固定負債	131,467
		（うち退職給付引当金）	(128,119)
		株主資本	880,556
		資本金	50,000
		利益剰余金	830,556
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	818,056
		（うち当期純利益）	(11,492)
資産合計	1,266,384	負債・純資産合計	1,266,384

第 90 期 決 算 公 告

令和８年５月20日
栃木県宇都宮市陽南１丁目１番17号
栃木スバル自動車株式会社
代表取締役社長　小平　和正

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,362,172
	固定資産	5,146,864
	合計	6,509,036
負債及び純資産の部	流動負債	2,540,192
	固定負債	718,731
	株主資本	3,250,113
	資本金	50,000
	利益剰余金	3,200,113
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	3,187,613
	(うち当期純利益)	(88,849)
	合計	6,509,036

第 24 期 決 算 公 告

2026年６月３日
茨城県水戸市三の丸一丁目４番73号
京成ホテル株式会社
取締役社長　青木　良憲

貸借対照表の要旨
(2026年３月31日現在)　(単位：百万円)

科目		金額
資産の部	流動資産	93
	固定資産	21
	合計	114
負債及び純資産の部	流動負債	987
	固定負債	134
	株主資本	△1,007
	資本金	10
	利益剰余金	△1,017
	その他利益剰余金	△1,017
	(うち当期純損失)	(32)
	合計	114

第 78 期 決 算 公 告

令和８年５月30日
秋田県秋田市御所野湯本三丁目１番７号
秋田ダイハツ販売株式会社
代表取締役　長野　高則

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	11,212,429
	固定資産	2,668,001
	合計	13,880,430
負債及び純資産の部	流動負債	10,558,584
	固定負債	405,972
	株主資本	2,915,874
	資本金	40,000
	利益剰余金	2,875,874
	(利益準備金)	(10,000)
	(その他利益剰余金)	(2,865,874)
	(うち当期純利益)	(480,974)
	合計	13,880,430

第 38 期 決 算 公 告

令和８年６月４日
千葉市稲毛区天台６丁目５番３号
株式会社千葉データセンター
代表取締役社長　高橋　憲弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	93,373
	固定資産	42,710
	合計	136,084
負債及び純資産の部	流動負債	20,458
	賞与引当金	7,385
	その他	13,073
	株主資本	115,626
	資本金	100,000
	利益剰余金	15,626
	その他利益剰余金	15,626
	(うち当期純利益)	(263)
	合計	136,084

第 36 期 決 算 公 告

令和８年５月19日
埼玉県狭山市柏原276番地１
株式会社トランス・グリップ
代表取締役　竹上　清文

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,570,204
	固定資産	1,277,952
	合計	2,848,156
負債及び純資産の部	流動負債	408,861
	固定負債	1,328,153
	退職給付引当金	221,394
	株主資本	1,111,143
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,061,143
	利益準備金	2,325
	その他利益剰余金	1,058,818
	(うち当期純利益)	(27,012)
	合計	2,848,156

第 37 期 決 算 公 告

令和８年６月４日
栃木県真岡市鬼怒ケ丘18―３
栃木ハイトラスト株式会社
代表取締役　長野　榮夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,880,060
	固定資産	5,204,231
	合計	7,084,292
負債及び純資産の部	流動負債	3,370,990
	固定負債	42,124
	株主資本	3,671,177
	資本金	80,000
	利益剰余金	3,591,177
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	3,571,177
	(うち当期純利益)	(200,864)
	合計	7,084,292

第８期決算公告　令和８年６月４日
東京都中央区日本橋室町１－９－15
千切屋東京ビル８階
アルファ・タウ・メディカル株式会社
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	134,647
	固定資産	46,987
	資産合計	181,634
負債及び純資産の部	流動負債	9,499
	固定負債	34,556
	株主資本	137,578
	資本金	3,000
	資本剰余金	119,350
	その他資本剰余金	119,350
	利益剰余金	15,228
	その他利益剰余金	15,228
	（うち当期純利益）	(660)
	負債・純資産合計	181,634

第50期決算公告　令和８年５月28日
東京都板橋区蓮沼町75番１号
株式会社トプコンメディカルジャパン
代表取締役社長　冨岡　靖
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,470,050
	固定資産	1,034,309
	資産合計	5,504,359
負債及び純資産の部	流動負債	2,096,055
	固定負債	81,945
	退職給付引当金	10,858
	その他	71,087
	株主資本	3,326,359
	資本金	100,000
	利益剰余金	3,226,359
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	3,201,359
	（うち当期純利益）	(634,447)
	負債・純資産合計	5,504,359

第13期決算公告　令和８年６月３日
横浜市金沢区鳥浜町６番地６
アクセスフレッシュ加工株式会社
代表取締役　塩山　博之
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	126,855
	固定資産	520,741
	資産合計	647,596
負債及び純資産の部	流動負債	138,042
	固定負債	311,189
	株主資本	198,364
	資本金	40,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	138,364
	その他利益剰余金	138,364
	（うち当期純利益）	(18,726)
	負債・純資産合計	647,596

第18期決算公告
令和８年６月４日
東京都港区麻布台一丁目３番１号
麻布台ヒルズ森ＪＰタワー11階
PoweredbyGPS株式会社
代表取締役　ロバート・ヴィーラク
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,430
	合計	1,430
負債及び純資産の部	流動負債	—
	株主資本	1,430
	資本金	2,591
	利益剰余金	△1,160
	その他利益剰余金	△1,160
	（うち当期純損失）	(70)
	合計	1,430

第18期決算公告
令和８年６月４日
東京都港区麻布台一丁目３番１号
麻布台ヒルズ森ＪＰタワー11階
CarRentals株式会社
代表取締役　ロバート・ヴィーラク
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,430
	合計	1,430
負債及び純資産の部	流動負債	—
	株主資本	1,430
	資本金	2,591
	利益剰余金	△1,160
	その他利益剰余金	△1,160
	（うち当期純損失）	(70)
	合計	1,430

第５期決算公告　令和８年６月３日
東京都昭島市つつじが丘一丁目１番109号
フォスタービジネスサービス株式会社
代表取締役　井上　雅文
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	295,262
	固定資産	3,996
	資産合計	299,259
負債及び純資産の部	流動負債	22,328
	固定負債	752
	株主資本	276,178
	資本金	10,000
	資本剰余金	230,321
	その他資本剰余金	230,321
	利益剰余金	35,857
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	33,357
	（うち当期純利益）	(25,746)
	負債・純資産合計	299,259

第10期決算公告
令和８年６月４日
東京都港区麻布台一丁目３番１号
麻布台ヒルズ森ＪＰタワー11階
HomeAway株式会社
代表取締役　ランス・アレン・ソリデイ
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	366,886
	固定資産	3,689
	合計	370,576
負債及び純資産の部	流動負債	308,815
	株主資本	61,760
	資本金	27,500
	資本剰余金	12,500
	資本準備金	12,500
	利益剰余金	21,760
	その他利益剰余金	21,760
	（うち当期純損失）	(6,565)
	合計	370,576

第９期決算公告
令和８年６月４日
東京都港区麻布台一丁目３番１号
麻布台ヒルズ森ＪＰタワー11階
Travel Partner Exchange Japan株式会社
代表取締役　ロバート・ヴィーラク
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,673
	合計	2,673
負債及び純資産の部	流動負債	622
	株主資本	2,050
	資本金	1,000
	利益剰余金	1,050
	その他利益剰余金	1,050
	（うち当期純利益）	(1,588)
	合計	2,673

第18期決算公告
令和８年６月４日
東京都港区麻布台一丁目３番１号
麻布台ヒルズ森ＪＰタワー11階
Travelocity株式会社
代表取締役　ロバート・ヴィーラク
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,430
	合計	1,430
負債及び純資産の部	流動負債	—
	株主資本	1,430
	資本金	2,591
	利益剰余金	△1,160
	その他利益剰余金	△1,160
	（うち当期純損失）	(70)
	合計	1,430

第27期決算公告
令和８年６月４日
東京都中央区新川一丁目29番13号
トーソーサービス株式会社
代表取締役　潮見　尚道
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	776,464
	固定資産	69,549
	合計	846,014
負債及び純資産の部	流動負債	486,168
	固定負債	39,455
	株主資本	320,389
	資本金	50,000
	資本剰余金	37,358
	資本準備金	37,358
	利益剰余金	233,031
	その他利益剰余金	233,031
	（うち当期純利益）	(38,674)
	合計	846,014

第45期決算公告
令和８年６月４日
東京都新宿区四谷坂町９番９号三廣ビル
サイレントグリス株式会社
代表取締役　笠井　浩太
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	497,135
	固定資産	13,363
	合計	510,498
負債及び純資産の部	流動負債	116,677
	固定負債	20,121
	株主資本	373,699
	資本金	70,000
	利益剰余金	303,699
	利益準備金	17,500
	その他利益剰余金	286,199
	（うち当期純利益）	(49,701)
	合計	510,498

第15期決算公告
令和８年６月４日
東京都中央区新川一丁目４番９号
フジホーム株式会社
代表取締役　岡野　健
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	225,863
	固定資産	9,787
	合計	235,650
負債及び純資産の部	流動負債	33,829
	固定負債	16,362
	株主資本	185,459
	資本金	35,000
	資本剰余金	78,145
	資本準備金	78,145
	利益剰余金	72,314
	その他利益剰余金	72,314
	（うち当期純利益）	(10,755)
	合計	235,650

第 29 期決算公告　令和８年６月４日
川崎市幸区新川崎７番７号
株式会社イクシス
代表取締役　狩野　高志
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,823,972
	固定資産	261,966
	資産合計	2,085,939
負債及び純資産の部	流動負債	428,872
	固定負債	213,700
	株主資本	1,443,366
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,618,245
	資本準備金	1,618,245
	利益剰余金	△274,878
	利益準備金	125
	その他利益剰余金	△275,003
	（うち当期純利益）	（233,028）
	負債・純資産合計	2,085,939

第 85 期決算公告　令和８年５月18日
神奈川県藤沢市宮前645番地
ＮＳＫマイクロプレシジョン株式会社
代表取締役社長　石井　俊和
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	14,594
	固定資産	2,213
	合計	16,807
負債及び純資産の部	流動負債	4,123
	固定負債	1,703
	株主資本	10,981
	資本金	47
	資本剰余金	5
	資本準備金	5
	利益剰余金	10,929
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	10,917
	（うち当期純利益）	（189）
	合計	16,807

第 67 期決算公告　2026年６月４日
横浜市西区みなとみらい３丁目６－１
株式会社新日本海洋社
代表取締役　鹿島　伸浩
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	8,773,547
	固定資産	9,175,017
	合計	17,948,564
負債及び純資産の部	流動負債	1,363,078
	固定負債	1,357,271
	株主資本	15,228,214
	資本金	490,000
	資本剰余金	621,796
	その他資本剰余金	621,796
	利益剰余金	14,116,418
	利益準備金	122,500
	その他利益剰余金	13,993,918
	（うち当期純利益）	（1,832,040）
	合計	17,948,564

第 84 期決算公告　令和８年６月４日
石川県金沢市西泉五丁目91番地
株式会社大和印刷社
代表取締役　島　　伸行
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	272,251
	固定資産	248,626
	資産合計	520,878
負債及び純資産の部	流動負債	52,814
	（うち賞与引当金）	（6,500）
	固定負債	19,863
	退職給付引当金	19,863
	株主資本	448,279
	資本金	58,000
	利益剰余金	390,279
	その他利益剰余金	390,279
	（うち当期純利益）	（7,008）
	評価・換算差額等	△79
	負債・純資産合計	520,878

第 21 期決算公告
令和８年６月４日
石川県金沢市香林坊一丁目１番１号
株式会社レストランダイワ
代表取締役　谷内　　健
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	57,952
	固定資産	2,966
	資産合計	60,919
負債及び純資産の部	流動負債	27,965
	固定負債	10,167
	退職給付引当金	10,167
	株主資本	22,785
	資本金	35,000
	利益剰余金	△12,214
	その他利益剰余金	△12,214
	（うち当期純利益）	（3,075）
	負債・純資産合計	60,919

第 38 期決算公告　令和８年６月３日
横浜市磯子区新森町１番地
日清物流株式会社
代表取締役社長　森川　　聡
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,341,458
	固定資産	4,806,573
	合計	12,148,031
負債及び純資産の部	流動負債	2,099,412
	固定負債	529,475
	株主資本	9,519,144
	資本金	100,000
	資本剰余金	88,942
	資本準備金	88,942
	利益剰余金	9,330,202
	利益準備金	25,022
	その他利益剰余金	9,305,180
	（うち当期純利益）	（483,186）
	合計	12,148,031

第 3 期決算公告
令和８年６月４日
石川県金沢市香林坊一丁目１番１号
大和マネージメントサービス株式会社
代表取締役　伊藤　徳昭
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	85,807
	固定資産	544
	資産合計	86,351
負債及び純資産の部	流動負債	57,871
	株主資本	28,480
	資本金	20,000
	利益剰余金	8,480
	その他利益剰余金	8,480
	（うち当期純利益）	（4,506）
	負債・純資産合計	86,351

第 21 期決算公告
令和８年６月４日
石川県金沢市片町二丁目２番５号
株式会社ディー・アンド・シー
代表取締役　畑中　伸之
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,089
	固定資産	1,041
	資産合計	5,130
負債及び純資産の部	流動負債	409
	固定負債	334,000
	株主資本	△329,279
	資本金	30,000
	利益剰余金	△359,279
	その他利益剰余金	△359,279
	（うち当期純利益）	（137）
	負債・純資産合計	5,130

第 53 期決算公告
令和８年６月４日
石川県金沢市香林坊一丁目１番１号
株式会社大和カーネーションサークル
代表取締役　小林　智久
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,371,088
	固定資産	212,981
	資産合計	7,584,070
負債及び純資産の部	流動負債	6,936,528
	株主資本	647,541
	資本金	90,000
	資本剰余金	40,000
	資本準備金	40,000
	利益剰余金	517,541
	その他利益剰余金	517,541
	（うち当期純利益）	（18,302）
	負債・純資産合計	7,584,070

第 62 期決算公告
令和８年６月４日
長野県松本市平田東２丁目３番12号
長野ダイハツ販売株式会社
代表取締役　垰　　浩一郎
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,245,284
	固定資産	4,024,838
	合計	11,270,122
負債及び純資産の部	流動負債	7,790,026
	固定負債	379,979
	株主資本	3,100,117
	資本金	40,000
	利益剰余金	3,060,117
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	3,050,117
	（うち当期純利益）	（327,152）
	合計	11,270,122

第 72 期決算公告　令和８年６月４日
長野県松本市平田東二丁目１番１号
ハシバテクノス株式会社
代表取締役社長　田口　京弥
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,270,665
	固定資産	837,844
	合計	4,108,509
負債及び純資産の部	流動負債	1,206,126
	固定負債	37,278
	株主資本	2,861,689
	資本金	45,000
	資本剰余金	179,000
	利益剰余金	2,637,689
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	2,635,689
	（うち当期純利益）	（420,210）
	評価・換算差額等	3,415
	合計	4,108,509

第 61 期決算公告　令和８年６月３日
石川県金沢市神田１丁目３番10号
株式会社トヨタレンタリース石川
代表取締役社長　架谷　洋司
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,954,330
	固定資産	6,395,827
	合計	9,350,157
負債及び純資産の部	流動負債	3,573,015
	固定負債	2,448,432
	株主資本	3,295,486
	資本金	30,000
	利益剰余金	3,265,486
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	3,257,986
	（うち当期純利益）	（666,755）
	評価・換算差額等	33,224
	合計	9,350,157

第55期決算公告

令和８年６月４日
愛知県知多郡東浦町大字藤江字前新田３番18
平林工業株式会社
代表取締役　杉野　一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,094,798
	固定資産	677,489
	合計	1,772,287
負純資債産及のび部	流動負債	883,915
	固定負債	48,747
	株主資本	839,624
	資本金	3,000
	利益剰余金	836,624
	利益準備金	760
	その他利益剰余金	835,864
	（うち当期純利益）	(85,967)
	合計	1,772,287

第37期決算公告

令和８年６月３日
静岡県沼津市小諏訪30番地の１
株式会社エイ・ピー・アイ
代表取締役　片桐　康博

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	225,951
	固定資産	46,642
	資産合計	272,593
負純資債産及のび部	流動負債	18,393
	固定負債	39,474
	株主資本	214,726
	資本金	50,000
	利益剰余金	164,726
	（利益準備金）	(12,500)
	（その他利益剰余金）	(152,226)
	（うち当期純損失）	(6,985)
	負債・純資産合計	272,593

第3期決算公告

令和８年５月28日
静岡県駿東郡小山町菅沼834番地６
株式会社富士小山ヤクルト工場
代表取締役社長　堤　康彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,204,358
	固定資産	4,488,333
	資産合計	5,692,691
負純資債産及のび部	流動負債	6,850,219
	株主資本	△1,157,528
	資本金	98,000
	利益剰余金	△1,255,528
	その他利益剰余金	△1,255,528
	（うち当期純損失）	(15,993)
	負債・純資産合計	5,692,691

第76期決算公告

令和８年６月４日
愛知県安城市横山町寺田11番地１
メトロ電気工業株式会社
代表取締役　青木　寛哉

貸借対照表の要旨（令和８年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,462,374
	固定資産	1,016,138
	繰延資産	3,392
	資産合計	2,481,904
負純資債産及のび部	流動負債	624,186
	固定負債	241,240
	株主資本	1,616,478
	資本金	60,000
	利益剰余金	1,556,478
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	1,541,478
	（うち当期純利益）	(140,876)
	負債・純資産合計	2,481,904

第89期決算公告

2026年６月４日
愛知県豊田市寿町５丁目10番地
テイケイ気化器株式会社
取締役社長　小澤　謙二

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,471
	固定資産	1,498
	合計	3,970
負純資債産及のび部	流動負債	2,538
	固定負債	457
	株主資本	881
	資本金	72
	資本剰余金	189
	利益剰余金	619
	利益準備金	18
	その他利益剰余金	601
	（うち当期純利益）	(128)
	評価・換算差額等	93
	合計	3,970

第53期決算公告

令和８年６月４日
愛知県刈谷市小垣江町西高根206番地１
日豊高速運輸株式会社
取締役社長　出口　達也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	723,420
	固定資産	1,226,522
	合計	1,949,943
負純資債産及のび部	流動負債	505,868
	固定負債	845,298
	株主資本	598,775
	資本金	10,000
	資本剰余金	500
	その他資本剰余金	500
	利益剰余金	588,275
	利益準備金	2,725
	その他利益剰余金	585,550
	（うち当期純利益）	(74,609)
	合計	1,949,943

第47期決算公告

令和８年６月３日
大阪府大阪市淀川区西中島６丁目１番１号
岩谷テクノ株式会社
代表取締役社長　室留　宏行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,988,632
	固定資産	1,113,098
	資産合計	7,101,730
負純資債産及のび部	流動負債	4,109,809
	固定負債	724,247
	株主資本	2,267,674
	資本金	300,000
	資本剰余金	113,651
	その他資本剰余金	113,651
	利益剰余金	1,854,022
	利益準備金	98,500
	その他利益剰余金	1,755,522
	（うち当期純利益）	(304,131)
	負債・純資産合計	7,101,730

第62期決算公告

令和８年５月15日
京都府宇治市宇治塔川20番21番合地
株式会社花屋敷浮舟園
代表取締役　嶋村　直哉

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	141,205
	固定資産	571,623
	合計	712,828
負純資債産及のび部	流動負債	1,027,743
	株主資本	△314,914
	資本金	10,000
	利益剰余金	△324,914
	利益準備金	350
	その他利益剰余金	△325,264
	（うち当期純損失）	(40,852)
	合計	712,828

第35期決算公告

令和８年６月４日
滋賀県犬上郡多賀町中川原字大久保491－３
株式会社ベストーネ
代表取締役　西條伸一郎

貸借対照表の要旨（令和８年２月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,435,475
	固定資産	2,464,900
	合計	6,900,376
負純資債産及のび部	流動負債	915,719
	固定負債	131,328
	株主資本	5,853,328
	資本金	50,000
	利益剰余金	5,803,328
	利益準備金	1,400
	その他利益剰余金	5,801,928
	（うち当期純利益）	(634,139)
	合計	6,900,376

第18期決算公告

令和８年６月３日
岡山県赤磐市釣井100番地43
株式会社ＮＴＮ赤磐製作所
代表取締役　石川　俊夫

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,732
	固定資産	792
	合計	2,524
負純資債産及のび部	流動負債	5,444
	固定負債	127
	株主資本	△3,046
	資本金	100
	利益剰余金	△3,146
	その他利益剰余金	△3,146
	（うち当期純損失）	(800)
	合計	2,524

第26期決算公告

令和８年６月３日
大阪市北区梅田１－13－１
ダイキンアカウンティングソリューションズ株式会社
取締役社長　前田智恵子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	129,603
	固定資産	14,185
	合計	143,788
負純資債産及のび部	流動負債	55,572
	固定負債	5,941
	株主資本	82,275
	資本金	20,000
	利益剰余金	62,275
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	57,275
	（うち当期純利益）	(22,277)
	合計	143,788

第40期決算公告

2026年６月３日
大阪市西区土佐堀二丁目５番４号
株式会社サンユーサービス
代表取締役社長　柏木　孝則

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	112,939
	固定資産	36,647
	合計	149,586
負純資債産及のび部	流動負債	216,341
	固定負債	113,368
	株主資本	△ 180,123
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 190,123
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	△ 190,223
	（うち当期純利益）	(8,265)
	合計	149,586

第45期決算公告　令和８年６月４日
福岡県福岡市西区上山門三丁目18番18号
株式会社トーニン
代表取締役　藤原　康治
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,901,100
	固定資産	1,493,584
	資産合計	**3,394,684**
負債及び純資産の部	流動負債	460,192
	固定負債	620,496
	株主資本	2,313,995
	資本金	100,000
	資本剰余金	224,200
	利益剰余金	2,153,928
	利益準備金	5,708
	その他利益剰余金	2,148,220
	（うち当期純損失）	(116,010)
	自己株式	△164,132
	負債・純資産合計	**3,394,684**

第17期決算公告
令和８年６月４日
山口県山口市大内長野483番地13
マムクリエイト株式会社
代表取締役　三吉　大助
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	42,832
	固定資産	4,140
	資産合計	**46,973**
負債及び純資産の部	流動負債	5,086
	株主資本	41,886
	資本金	3,000
	利益剰余金	38,886
	その他利益剰余金	38,886
	（うち当期純利益）	(6,459)
	負債・純資産合計	**46,973**

第64期決算公告
令和８年６月４日
山口県光市光井２丁目18番１号
親和紙器株式会社
代表取締役　岡林　恒美
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	289,655
	固定資産	404,810
	資産合計	**694,465**
負債及び純資産の部	流動負債	120,240
	固定負債	20,512
	株主資本	553,713
	資本金	20,000
	利益剰余金	533,713
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	528,713
	（うち当期純利益）	(33,651)
	負債・純資産合計	**694,465**

第１期決算公告
令和８年６月４日
長崎県佐世保市中里町356
一般社団法人おかえり
代表理事　沼田　綾奈
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,185,368
	合計	**4,185,368**
負債及び正味財産の部	流動負債	0
	負債の部合計	**0**
	前期繰越正味財産	2,361,000
	当期正味財産増減額	1,824,368
	正味財産合計	**4,185,368**
	合計	**4,185,368**

第13期決算公告
2026年６月４日
千葉市美浜区新港31番地
一般社団法人千葉食品コンビナート協議会
代表理事　山田　修
貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,253,617
	固定資産	14,927,446
	合計	**35,181,063**
負債及び正味財産の部	流動負債	39,548
	固定負債	14,648,770
	負債合計	**14,688,318**
	一般正味財産	20,492,745
	正味財産合計	**20,492,745**
	合計	**35,181,063**

第22期決算公告
令和８年６月４日
福岡県福岡市西区上山門三丁目18番18号
トーニンビル管理株式会社
代表取締役　藤原　康治
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	179,034
	固定資産	235,227
	資産合計	**414,261**
負債及び純資産の部	流動負債	15,198
	固定負債	29,348
	株主資本	369,714
	資本金	10,000
	利益剰余金	359,714
	その他利益剰余金	359,714
	（うち当期純利益）	(23,281)
	負債・純資産合計	**414,261**

第24期決算公告
令和８年６月４日
東京都港区南青山７－８－４
株式会社テルマー湯
代表取締役　鈴木　隆太
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	148,712
	固定資産	565,906
	資産合計	**714,618**
負債及び純資産の部	流動負債	251,345
	固定負債	245,340
	株主資本	217,932
	資本金	92,500
	資本剰余金	62,500
	資本準備金	62,500
	利益剰余金	62,932
	その他利益剰余金	62,932
	（うち当期純利益）	(8,273)
	負債・純資産合計	**714,618**

第39期決算公告　2026年６月４日
さいたま市大宮区桜木町１丁目７番地５
大宮ソニックシティ株式会社
代表取締役　中島　俊浩
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	666,956
	固定資産	4,102
	資産合計	**671,058**
負債及び純資産の部	流動負債	494,664
	賞与引当金	4,104
	固定負債	9,010
	退職給付引当金	6,782
	役員退職慰労引当金	1,814
	株主資本	167,383
	資本金	20,000
	利益剰余金	147,383
	その他利益剰余金	147,383
	（うち当期純利益）	(6,783)
	負債・純資産合計	**671,058**

第73期決算公告　2026年６月４日
茨城県筑西市倉持422番地
光陽精機株式会社
代表取締役社長　鈴木　信吉
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,681,571
	固定資産	2,799,714
	資産合計	**5,481,285**
負債及び純資産の部	流動負債	357,912
	固定負債	150,141
	株主資本	4,887,616
	資本金	40,000
	資本剰余金	45,726
	資本準備金	45,726
	利益剰余金	4,801,889
	利益準備金	10,000
	（うち当期純利益）	(154,960)
	評価・換算差額等	85,614
	負債・純資産合計	**5,481,285**

第５期決算公告　令和８年５月28日
東京都港区芝公園二丁目３番３号
株式会社フローラディスカバリー
代表取締役社長　山岸　俊哉
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	55,961
	固定資産	16,026
	繰延資産	25
	資産合計	**72,013**
負債及び純資産の部	流動負債	23,108
	固定負債	—
	株主資本	48,904
	資本金	2,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	43,904
	その他利益剰余金	43,904
	（うち当期純利益）	(17,529)
	負債・純資産合計	**72,013**

第73期決算公告　2026年６月４日
東京都北区岩淵町34番２号
株式会社イワブチ
代表取締役社長　渡邉　興一
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	209
	固定資産	34
	合計	**244**
負債及び純資産の部	流動負債	126
	（賞与引当金）	(4)
	固定負債	33
	（退職給付引当金）	(33)
	株主資本	84
	資本金	90
	利益剰余金	△5
	その他利益剰余金	△5
	（うち当期純損失）	(4)
	合計	**244**

第61期決算公告
令和８年６月４日
東京都港区南青山７－８－４
株式会社エレナ
代表取締役　鈴木　隆太
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	66,648
	固定資産	130,954
	資産合計	**197,603**
負債及び純資産の部	流動負債	211,565
	固定負債	100,000
	株主資本	△113,962
	資本金	2,000
	資本剰余金	454
	その他資本剰余金	454
	利益剰余金	△116,416
	その他利益剰余金	△116,416
	（うち当期純利益）	(9,813)
	負債・純資産合計	**197,603**

第４期決算公告　令和８年６月４日
東京都港区赤坂９丁目７番１号
ミッドタウンタワー18階
PagerDuty株式会社
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	954,346
	固定資産	63,428
	合計	1,017,774
負債及び純資産の部	流動負債	1,367,891
	株主資本	△475,158
	資本金	90,000
	資本剰余金	662,735
	資本準備金	500,000
	その他資本剰余金	162,735
	利益剰余金	△1,227,893
	その他利益剰余金	△1,227,893
	（うち当期純損失）	(311,467)
	新株予約権	125,041
	合計	1,017,774

第14期決算公告　令和８年６月４日
東京都世田谷区成城二丁目11番12号
株式会社フォーナインズ
代表取締役　竹田　幸正
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,304,604
	固定資産	1,215,414
	合計	3,520,019
負債及び純資産の部	流動負債	1,120,494
	固定負債	73,698
	株主資本	2,325,826
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,100,025
	資本準備金	1,100,025
	利益剰余金	1,125,801
	その他利益剰余金	1,125,801
	（うち当期純利益）	(1,033,027)
	合計	3,520,019

第52期決算公告　令和８年６月４日
東京都千代田区神田神保町二丁目４番地
株式会社太平ティアンドアイ
代表取締役　藤田　英也
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	278,930
	固定資産	15,152
	合計	294,082
負債及び純資産の部	流動負債	46,076
	賞与引当金	1,480
	その他	44,596
	株主資本	248,006
	資本金	50,000
	利益剰余金	198,006
	利益準備金	7,800
	その他利益剰余金	190,206
	（うち当期純利益）	(10,106)
	合計	294,082

第54期決算公告　令和８年６月４日
東京都港区芝大門１丁目16番５号
株式会社東京三友
代表取締役　浅野　貴之
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	643,999
	固定資産	266,614
	資産合計	910,613
負債及び純資産の部	流動負債	646,111
	固定負債	306,056
	株主資本	△41,553
	資本金	10,000
	利益剰余金	△51,553
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△54,053
	（うち当期純利益）	(169,958)
	負債・純資産合計	910,613

第26期決算公告
令和８年６月３日
東京都千代田区九段南一丁目３番１号
ジップインフォブリッジ株式会社
代表取締役社長　髙山　和郎
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	640,695
	固定資産	127,857
	合計	768,553
負債及び純資産の部	流動負債	191,283
	固定負債	46,407
	株主資本	530,862
	資本金	50,000
	利益剰余金	480,862
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	468,362
	（うち当期純利益）	(45,852)
	合計	768,553

第３期決算公告　令和８年６月４日
東京都港区赤坂９丁目７番１号
ミッドタウンタワー18階
Ｋｏｎｇ株式会社
代表取締役　有泉　大樹
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	804,633
	固定資産	53,912
	合計	858,545
負債及び純資産の部	流動負債	628,016
	株主資本	230,529
	資本金	93,500
	資本剰余金	536,699
	資本準備金	333,500
	その他資本剰余金	203,199
	利益剰余金	△399,669
	その他利益剰余金	△399,669
	（うち当期純損失）	(244,243)
	合計	858,545

第41期決算公告　令和８年６月３日
東京都港区芝公園二丁目４番１号
磯部チッソガス株式会社
取締役社長　佐藤　克哉
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	146
	固定資産	789
	合計	935
負債及び純資産の部	流動負債	843
	負債の部合計	843
	株主資本	92
	資本金	30
	利益剰余金	62
	利益準備金	6
	その他利益剰余金	56
	（うち当期純利益）	(2)
	純資産の部合計	92
	合計	935

第20期決算公告　令和８年６月４日
東京都中央区八丁堀三丁目11番12号
セントワークス株式会社
代表取締役　播本　賀彦
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	350,172
	固定資産	315,255
	合計	665,428
負債及び純資産の部	流動負債	107,894
	固定負債	70,775
	株主資本	486,758
	資本金	50,000
	資本剰余金	189,266
	その他資本剰余金	189,266
	利益剰余金	247,491
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	234,991
	（うち当期純利益）	(35,861)
	合計	665,428

第５期決算公告　令和８年５月27日
東京都中央区東日本橋２－８－５
東日本橋グリーンビルアネックス７階
株式会社カンケイ舎
代表取締役社長　上野　泰彦
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	640,553
	固定資産	255,528
	合計	896,081
負債及び純資産の部	流動負債	618,031
	固定負債	51,019
	株主資本	227,029
	資本金	10,000
	利益剰余金	217,029
	その他利益剰余金	217,029
	（うち当期純利益）	(175,552)
	合計	896,081

第６期決算公告　令和８年４月21日
東京都港区赤坂９丁目７番１号
ミッドタウンタワー18階
Ｂｒａｚｅ株式会社
代表取締役　エドワード・マクドネル
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,697,385
	固定資産	265,209
	合計	1,962,594
負債及び純資産の部	流動負債	1,716,673
	株主資本	245,920
	資本金	90,000
	資本剰余金	607,327
	資本準備金	537,500
	その他資本剰余金	69,827
	利益剰余金	△451,406
	その他利益剰余金	△451,406
	（うち当期純利益）	(312,588)
	合計	1,962,594

第17期決算公告　2026年６月４日
東京都港区赤坂二丁目10番５号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
Excellence Prosperity Japan株式会社
代表取締役　ガン・チー・テイク
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	22,330
	固定資産	1,485,173
	資産合計	1,507,504
負債及び純資産の部	流動負債	9,019
	固定負債	277,902
	株主資本	1,220,583
	資本金	369,371
	資本剰余金	941,376
	資本準備金	941,376
	利益剰余金	△90,165
	その他利益剰余金	△90,165
	（うち当期純損失）	(90,165)
	負債・純資産合計	1,507,504

第１期決算公告　令和８年４月24日
東京都港区赤坂９丁目７番１号
ミッドタウンタワー18階
ＣｌｉｃｋＨｏｕｓｅ株式会社
代表取締役　金古　毅
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	492,284
	固定資産	1,817
	合計	494,102
負債及び純資産の部	流動負債	1,726
	株主資本	492,376
	資本金	250,000
	資本剰余金	250,000
	資本準備金	250,000
	利益剰余金	△7,623
	その他利益剰余金	△7,623
	（うち当期純損失）	(7,623)
	合計	494,102

第 26 期決算公告　令和８年６月４日
福井県鯖江市神明町五丁目５番37号
株式会社ハンズ
代表取締役　橋本　幸信
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	346,174
	固定資産	171,279
	合計	517,454
負純資債及産のび部	流動負債	53,441
	賞与引当金	1,539
	固定負債	6,515
	株主資本	457,498
	資本金	3,000
	利益剰余金	454,498
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	454,198
	（うち当期純利益）	(19,485)
	合計	517,454

第 49 期決算公告　令和８年６月４日
神奈川県横浜市中区本牧和田12番地４
株式会社フラットフォー
代表取締役　藤田　直人
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	925,768
	固定資産	113,776
	資産合計	1,039,544
負純資債及産のび部	流動負債	49,231
	賞与引当金	5,100
	固定負債	14,952
	株主資本	975,361
	資本金	20,000
	利益剰余金	955,361
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	950,361
	（うち当期純利益）	(18,788)
	負債・純資産合計	1,039,544

第 11 期決算公告　令和８年３月30日
東京都文京区向丘二丁目３番10号
株式会社ＰＲＯＶＩＧＡＴＥ
代表取締役　関水　康伸
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	218,630
	固定資産	139,605
	合計	358,236
負純資債及産のび部	流動負債	67,396
	固定負債	22,729
	株主資本	255,368
	資本金	90,000
	資本剰余金	636,416
	資本準備金	636,416
	利益剰余金	△471,048
	その他利益剰余金	△471,048
	（うち当期純損失）	(471,048)
	新株予約権	12,742
	合計	358,236

第 7 期 決 算 公 告
令和８年５月13日
愛知県一宮市高田字池尻１番地
株式会社ファイトクラブ
代表取締役社長　藤井　良紀
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	372,994
	固定資産	159
	資産合計	373,153
負純資債及産のび部	流動負債	4,239
	固定負債	110
	株主資本	368,803
	資本金	100,000
	利益剰余金	268,803
	その他利益剰余金	268,803
	（うち当期純利益）	(6,729)
	負債・純資産合計	373,153

第 51 期決算公告　令和８年５月13日
愛知県一宮市高田字池尻１番地
ＫＰＥ株式会社
代表取締役社長　渡邊　　郁
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,468
	固定資産	111
	資産合計	2,579
負純資債及産のび部	流動負債	38
	株主資本	2,541
	資本金	100
	資本剰余金	900
	その他資本剰余金	900
	利益剰余金	1,541
	利益準備金	249
	その他利益剰余金	1,291
	（うち当期純利益）	(64)
	負債・純資産合計	2,579

第 57 期決算公告　令和８年６月４日
福井県鯖江市上野田町18号１番地
株式会社タイホウ
代表取締役　中村　栄夫
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	179,665
	固定資産	78,146
	合計	257,811
負純資債及産のび部	流動負債	45,628
	賞与引当金	3,000
	固定負債	69,649
	株主資本	142,534
	資本金	10,000
	利益剰余金	132,534
	その他利益剰余金	132,534
	（うち当期純利益）	(4,033)
	合計	257,811

第 44 期決算公告　令和８年６月３日
兵庫県神戸市中央区新港町６番６号
神戸サンソー港運株式会社
代表取締役社長　福島　則之
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	703,499
	固定資産	296,285
	資産合計	999,784
負純資債及産のび部	流動負債	234,191
	賞与引当金	65,783
	固定負債	578,310
	退職給付引当金	578,310
	株主資本	187,283
	資本金	90,000
	利益剰余金	97,283
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	74,783
	（うち当期純利益）	(43,711)
	負債・純資産合計	999,784

第 12 期決算公告　2026年６月４日
愛知県名古屋市中村区名駅三丁目11番22号
尾張ウォーター＆エナジー株式会社
代表取締役　長谷　進司
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,597,612
	資産合計	2,597,612
負純資債及産のび部	流動負債	270,151
	固定負債	2,067,524
	株主資本	259,935
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	159,935
	その他利益剰余金	159,935
	（当期純利益）	(9,426)
	負債・純資産合計	2,597,612

第 7 期 決 算 公 告
令和８年５月13日
愛知県一宮市高田字池尻１番地
株式会社グレードワン
代表取締役社長　磨樒　博文
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	416,538
	固定資産	6,475
	資産合計	423,014
負純資債及産のび部	流動負債	110,879
	株主資本	312,134
	資本金	100,000
	利益剰余金	212,134
	その他利益剰余金	212,134
	（うち当期純利益）	(149,551)
	負債・純資産合計	423,014

第 4 期 決 算 公 告
令和８年６月４日
東京都港区六本木一丁目６番１号
泉ガーデンタワー
Lifestyle 1b 一般社団法人
代表理事　壽命　正晃
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	828
	固定資産	400
	合計	1,228
負純資債及産のび部	流動負債	125
	基金等	1,103
	基金	2,000
	利益剰余金	△896
	（その他利益剰余金）	(△896)
	合計	1,228

㈱　当期純損失　263千円

第 4 期 決 算 公 告
令和８年６月４日
東京都港区六本木一丁目６番１号
泉ガーデンタワー
Lifestyle 1a 一般社団法人
代表理事　中村　　武
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	822
	固定資産	100
	合計	922
負純資債及産のび部	流動負債	125
	基金等	797
	基金	1,700
	利益剰余金	△902
	（その他利益剰余金）	(△902)
	合計	922

㈱　当期純損失　263千円

第 2 期 決 算 公 告
令和８年６月４日
香川県小豆郡土庄町淵崎甲2663番地３
株式会社あはは
代表取締役　高橋　宏史
貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,243
	固定資産	755
	繰延資産	287
	資産合計	9,286
負純資債及産のび部	流動負債	13,297
	株主資本	△4,011
	資本金	5,000
	利益剰余金	△9,011
	その他利益剰余金	△9,011
	（うち当期純損失）	(8,933)
	負債・純資産合計	9,286

第３期決算公告

令和８年５月20日
茨城県つくば市観音台二丁目１番地18
株式会社農研植物病院
代表取締役　上山　健治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	112,037
	固定資産	3,962
	合計	116,000
負債及び純資産の部	流動負債	6,491
	株主資本	109,509
	資本金	56,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	3,509
	その他利益剰余金	3,509
	（うち当期純損失）	(1,960)
	合計	116,000

第53期決算公告

令和８年６月３日
東京都中央区日本橋茅場町三丁目２番10号
鉄鋼会館
一般社団法人機動隊員等を励ます会
代表理事・理事長　中村　真一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	65,817
	固定資産	60,480
	合計	126,297
負債及び正味財産の部	流動負債	29,774
	固定負債	1,250
	負債合計	31,024
	一般正味財産	95,272
	正味財産合計	95,272
	合計	126,297

第３期決算公告

令和８年６月４日
東京都港区六本木一丁目６番１号
泉ガーデンタワー
Lifestyle 1 c 一般社団法人
代表理事　壽命　正晃

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,882
	固定資産	300
	合計	2,182
負債及び純資産の部	流動負債	125
	基金等	2,057
	基金	2,650
	利益剰余金	△592
	（その他利益剰余金）	(△592)
	合計	2,182

(注)　当期純損失　261千円

第13期決算公告

令和８年６月４日
福井県福井市大土呂町第４号４番地の１
カーズ福井サービス株式会社
代表取締役　佐田　努

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	95,163
	固定資産	132,468
	資産合計	227,631
負債及び純資産の部	流動負債	26,161
	負債合計	26,161
	株主資本	201,470
	資本金	100,000
	利益剰余金	101,470
	利益準備金	1,599
	その他利益剰余金	99,871
	（うち当期純利益）	(16,114)
	純資産合計	201,470
	負債・純資産合計	227,631

第63期決算公告

令和８年５月25日
石川県金沢市片町二丁目２番15号
北国不動産株式会社
代表取締役　村上　良平

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	939,071
	固定資産	1,332,961
	合計	2,272,032
負債及び純資産の部	流動負債	6,119
	固定負債	87,748
	株主資本	2,178,165
	資本金	85,000
	資本剰余金	628
	資本準備金	628
	利益剰余金	2,092,536
	利益準備金	21,250
	その他利益剰余金	2,071,286
	（うち当期純利益）	(38,927)
	合計	2,272,032

第７期決算公告

令和８年５月20日
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
イオンスポーツ商品調達株式会社
代表取締役社長　寺脇　栄一

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,879,066
	固定資産	11,626
	合計	13,890,693
負債及び純資産の部	流動負債	13,881,872
	固定負債	743
	株主資本	8,077
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,922
	その他利益剰余金	△1,922
	（うち当期純利益）	(5,308)
	合計	13,890,693

第23期決算公告

令和８年６月３日
山口県周南市五月町１番38号
株式会社保険ひろば
代表取締役　河野　雄一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	874,859
	固定資産	502,879
	繰延資産	903
	合計	1,378,642
負債及び純資産の部	流動負債	401,821
	固定負債	223,542
	株主資本	753,278
	資本金	40,000
	利益剰余金	713,278
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	703,278
	（うち当期純利益）	(30,439)
	合計	1,378,642

第66期決算公告

令和８年６月４日
広島県呉市広多賀谷一丁目９番46号
テイヨー株式会社
代表取締役社長　笹井　正温

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,236,023
	固定資産	437,710
	資産合計	1,673,733
負債及び純資産の部	流動負債	400,488
	固定負債	60,202
	負債合計	460,690
	株主資本	1,213,043
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,203,043
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,200,543
	（うち当期純利益）	(55,970)
	純資産合計	1,213,043
	負債・純資産合計	1,673,733

第44期決算公告

令和８年６月４日
神戸市東灘区向洋町西二丁目８番地
株式会社サン・トランスポート
代表取締役　早乙女貴行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	182,696
	固定資産	78,166
	合計	260,863
負債及び純資産の部	流動負債	95,532
	固定負債	76,007
	株主資本	89,322
	資本金	100,000
	資本剰余金	90,000
	利益剰余金	△100,677
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	△100,877
	（うち当期純利益）	(8,548)
	合計	260,863

第84期決算公告

令和８年６月４日
名古屋市東区東桜二丁目15番７号
株式会社ＴＴＫ
代表取締役　藤田　義明

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	883,581	流動負債	670,162
固定資産	859,818	固定負債	389,591
有形固定資産	434,479	株主資本	683,769
無形固定資産	1,966	資本金	20,000
投資その他の資産	423,372	資本剰余金	1,200
繰延資産	123	資本準備金	1,200
		利益剰余金	662,569
		利益準備金	18,800
		その他利益剰余金	643,769
		（うち当期純利益）	(45,678)
資産合計	1,743,523	負債・純資産合計	1,743,523

第15期決算公告

令和８年６月４日
東京都千代田区平河町一丁目１番１号平河町コート８階
ペガジャパン株式会社
代表取締役　エフスタシオス・コウニニス

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,339,460	流動負債	1,777,286
固定資産	522,767	固定負債	122,600
		株主資本	962,340
		資本金	11,900
		資本剰余金	11,500
		資本準備金	11,500
		利益剰余金	938,940
		その他利益剰余金	938,940
		（うち当期純利益）	(152,061)
資産合計	2,862,227	負債・純資産合計	2,862,227

第 21 期 決 算 公 告

令和８年６月４日
東京都渋谷区桜丘町26番１号
GMO VenturePartners株式会社
代表取締役　杉山　一康

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,233,161	流動負債	212,925
固定資産	546,975	固定負債	12,042
		株主資本	1,517,685
		資本金	220,000
		資本剰余金	195,000
		資本準備金	195,000
		利益剰余金	1,102,685
		利益準備金	761
		その他利益剰余金	1,101,924
		（うち当期純利益）	（186,195）
		評価・換算差額等	37,482
		有価証券評価差額金	37,482
資産合計	1,780,137	負債・純資産合計	1,780,137

第 74 期 決 算 公 告

2026年６月４日
東京都中央区銀座六丁目９番６号
ダイアナ株式会社
代表取締役　髙橋　郁夫

貸借対照表の要旨　（2026年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,156,590	流動負債	4,152,478
固定資産	11,059,731	固定負債	7,058,292
繰延資産	83,299	負債合計	11,210,770
		株主資本	4,088,850
		資本金	360,000
		資本剰余金	19,140
		資本準備金	19,140
		利益剰余金	3,709,710
		利益準備金	100,000
		その他利益剰余金	3,609,710
		（うち当期純損失）	（329,473）
		純資産合計	4,088,850
合計	15,299,621	合計	15,299,621

第 61 期 決 算 公 告

令和８年６月４日
長野県千曲市大字粟佐1622番地
株式会社第一流通サービス
代表取締役　菅井　勝典

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	58,492	流動負債	32,147
固定資産	160,771	固定負債	44,500
有形固定資産	160,693	負債合計	76,647
無形固定資産	0	株主資本	142,616
投資その他の資産	78	資本金	10,000
		利益剰余金	132,616
		利益準備金	390
		その他利益剰余金	132,226
		（うち当期純利益）	（6,403）
		純資産合計	142,616
資産合計	219,263	負債・純資産合計	219,263

第 24 期 決 算 公 告

令和８年６月４日
東京都千代田区神田岩本町１番14号
ボックスチャーター株式会社
代表取締役社長　柴﨑　安利

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,515,322	流動負債	1,237,506
固定資産	449,693	（賞与引当金）	（9,287）
		固定負債	35,463
		（退職給付引当金）	（29,644）
		株主資本	2,692,046
		資本金	230,000
		資本剰余金	3,411
		その他資本剰余金	3,411
		利益剰余金	2,458,635
		利益準備金	57,500
		その他利益剰余金	2,401,135
		（うち当期純利益）	（375,267）
資産合計	3,965,015	負債・純資産合計	3,965,015

第 21 期 決 算 公 告

令和８年５月 26 日
福岡県久留米市篠山町一丁目12番３パークノヴァ501号
久光エージェンシー株式会社
代表取締役　西山　幹雄

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,734,856	流動負債	1,449,569
固定資産	462,560	固定負債	23,238
		株主資本	677,795
		資本金	25,000
		利益剰余金	652,795
		利益準備金	6,250
		その他利益剰余金	646,545
		（うち当期純利益）	（116,954）
		評価・換算差額等	46,813
		その他有価証券評価差額金	46,813
資産合計	2,197,416	負債・純資産合計	2,197,416

第 71 期 決 算 公 告

令和８年５月 13 日
愛知県一宮市高田字池尻１番地
株式会社コナミアミューズメント
代表取締役社長　沖田　勝典

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,108	流動負債	2,914
固定資産	1,740	（賞与引当金）	（209）
		（その他引当金）	（0）
		固定負債	975
		株主資本	10,788
		資本金	100
		資本剰余金	2,300
		その他資本剰余金	2,300
		利益剰余金	8,388
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	8,363
		（うち当期純利益）	（995）
		評価・換算差額等	170
資産合計	14,848	負債・純資産合計	14,848

第 21 期 決 算 公 告

令和８年６月４日
長野県上伊那郡箕輪町大字中曽根522番地２
株式会社ＮＴＮ上伊那製作所
代表取締役　谷本　勇

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,379	流動負債	1,722
固定資産	1,821	固定負債	666
有形固定資産	1,378	負債合計	2,389
無形固定資産	7	株主資本	1,811
投資その他の資産	435	資本金	725
		資本剰余金	725
		資本準備金	725
		利益剰余金	361
		その他利益剰余金	361
		純資産合計	1,811
資産合計	4,200	負債・純資産合計	4,200

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	6,082
売上原価	5,680
売上総利益	401
販売費及び一般管理費	126
営業利益	275
営業外収益	22
営業外費用	23
経常利益	273
税引前当期純利益	273
法人税、住民税及び事業税	52
当期純利益	220

第 19 期決算公告　令和８年６月３日

徳島県徳島市北田宮１丁目８番74号
四国日本酸素株式会社
代表取締役社長　兵頭　修巳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	3,123
	固定資産	1,408
	合計	4,531
負純債資産及のび部	流動負債	1,271
	固定負債	57
	株主資本	3,202
	資本金	100
	利益剰余金	3,258
	利益準備金	26
	その他利益剰余金	3,232
	（うち当期純利益）	（189）
	自己株式	△155
	合計	4,531

第 11 期 決 算 公 告

令和８年６月４日

鹿児島市武一丁目27番25号

ＨＫＳビクトリージャパン株式会社

代表取締役　西元　秀行

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	295,654
	固定資産	268,138
	合計	563,792
負純資産の債及び部	流動負債	134,327
	固定負債	251,081
	株主資本	178,383
	資本金	4,000
	利益剰余金	174,383
	その他利益剰余金	174,383
	（うち当期純利益）	(53,099)
	合計	563,792

第 85 期 決 算 公 告

2026年６月４日

広島市西区商工センター五丁目１番１号

株 式 会 社 セ イ エ ル

代表取締役社長　河野　修蔵

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	74,580	流動負債	45,426
固定資産	7,758	賞与引当金	360
		固定負債	64
		株主資本	36,851
		資本金	95
		資本剰余金	15,511
		その他資本剰余金	15,511
		利益剰余金	21,243
		利益準備金	23
		その他利益剰余金	21,219
		評価・換算差額等	△ 2
		有価証券評価差額金	△ 2
資産合計	82,339	負債・純資産合計	82,339

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	175,854
売上原価	166,178
売上総利益	9,676
販売費及び一般管理費	6,410
営業利益	3,265
営業外損益	274
経常利益	3,540
特別損益	50
税引前当期純利益	3,590
法人税、住民税及び事業税	1,245
法人税等調整額	75
当期純利益	2,269

第87期決算公告

令和８年６月４日

埼玉県加須市大桑二丁目21番１号

株式会社ワク井商会

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	205,934
	固定資産	7,353
	資産合計	213,287
負純資産の債及び部	流動負債	272,841
	賞与引当金	1,599
	固定負債	531
	株主資本	△60,085
	資本金	100,000
	資本剰余金	85,360
	資本準備金	85,360
	利益剰余金	△245,445
	利益準備金	13,000
	その他利益剰余金	△258,445
	（うち当期純利益）	(4,204)
	負債・純資産合計	213,287

第38期決算公告

令和８年６月４日

北海道北斗市七重浜八丁目９番２号

株式会社協同本田

代表取締役　佐藤　聡

貸借対照表の要旨（令和８年２月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,254
	固定資産	34,461
	合計	52,715
負純資産の債及び部	流動負債	23,137
	固定負債	17,754
	株主資本	11,823
	資本金	13,000
	利益剰余金	△1,176
	その他利益剰余金	△1,176
	（うち当期純利益）	(776)
	合計	52,715

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月十五日であり、株主総会の決議は、令和八年四月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月四日

北海道北斗市七重浜八丁目九番二号

株式会社協同本田

代表取締役　佐藤　聡

第57期決算公告

令和８年５月25日

秋田県由利本荘市大浦字上谷地114番地の２

株式会社秋田新電元

代表取締役社長　遠藤　恭介

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,992,390
	固定資産	4,219,314
	資産合計	9,211,704
負債及び純資産の部	流動負債	5,538,352
	賞与引当金	227,625
	その他	5,310,727
	固定負債	3,323,814
	退職給付引当金	3,143,635
	役員退職慰労引当金	0
	その他	180,179
	負債合計	8,862,166
	株主資本	349,538
	資本金	490,000
	利益剰余金	△140,462
	利益準備金	5,200
	その他利益剰余金	△145,662
	（うち当期純損失）	(8,720)
	純資産合計	349,538
	負債・純資産合計	9,211,704

第１期決算公告

令和８年６月４日

東京都世田谷区上用賀六丁目10番３号

株式会社ＴＭＩ研究所

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	5,948,297
	固定資産	6,023,010
	資産合計	11,971,307
負純資産の債及び部	流動負債	115,900
	株主資本	11,935,797
	資本金	9,000,000
	資本剰余金	3,000,000
	資本準備金	3,000,000
	利益剰余金	△64,203
	その他利益剰余金	△64,203
	（うち当期純損失）	(64,203)
	評価・換算差額等	△80,390
	その他有価証券評価差額金	△80,390
	負債・純資産合計	11,971,307

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し七百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月四日

東京都世田谷区上用賀六丁目一〇番三号

株式会社ＴＭＩ研究所

代表取締役　松井　哲也

第１期決算公告

令和８年６月４日

東京都国分寺市西元町二丁目８番２号

ＭＨＫ株式会社

代表取締役　磯貝　雅之

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,589
	固定資産	162,943
	繰延資産	328
	合計	169,861
負純資産の債及び部	流動負債	3,623
	固定負債	164,300
	株主資本	1,938
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 1,061
	その他利益剰余金	△ 1,061
	（うち当期純損失）	(1,061)
	合計	169,861

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年六月三十日とする株式会社磯貝との株式交換（以下「本株式交換」という。）により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額について、本株式交換による増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月四日

東京都国分寺市西元町二丁目八番二号

ＭＨＫ株式会社

代表取締役　磯貝　雅之

第 68 期 決 算 公 告

令和８年６月４日

名古屋市南区元塩町六丁目１番地

株式会社平松製作所

代表取締役　平松　孝章

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	340,563
	固定資産	480,732
	合計	821,295
負債及び純資産の部	流動負債	129,514
	固定負債	672,158
	株主資本	19,622
	資本金	48,000
	利益剰余金	△28,377
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	△40,377
	（うち当期純利益）	(39,688)
	合計	821,295

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千八百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月四日

名古屋市南区元塩町六丁目一番地

株式会社平松製作所

代表取締役　平松　孝章

第 20 期 決 算 公 告

令和８年６月４日

福岡県直方市大字上境289番地１

株式会社あれった

代表取締役　輪田　慧

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,927,557
	固定資産	127,322,947
	資産合計	138,250,504
負債及び純資産の部	流動負債	1,303,235
	固定負債	142,254,760
	株主資本	△5,307,491
	資本金	21,500,000
	利益剰余金	△26,807,491
	その他利益剰余金	△26,807,491
	（うち当期純損失）	(1,602,879)
	負債・純資産合計	138,250,504

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千百五十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月四日

福岡県直方市大字上境二八九番地一

株式会社あれった

代表取締役　輪田　慧

第 17 期 決 算 公 告

2026年６月４日

東京都港区赤坂二丁目10番５号

デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内

神戸エクセレンス特定目的会社

取締役　ガン・チー・テイク

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	9,302	流動負債	187
固定資産	9,302	固定負債	7,042
有形固定資産	9,302	負債合計	7,229
その他の資産	1,614	純資産の部	
流動資産	1,581	社員資本	3,687
固定資産	0	特定資本金	500
繰延資産	32	優先資本金	2,942
		剰余金	244
		当期未処分利益	244
		純資産合計	3,687
資産合計	10,916	負債・純資産合計	10,916

損益計算書の要旨

（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,347
営業費用	1,104
営業利益	242
営業外収益	3
営業外費用	0
経常利益	245
税引前当期純利益	245
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	244
当期未処分利益	244

第 31 期 決 算 公 告

令和８年６月４日

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１号

株式会社メガスポーツ

代表取締役　三浦　隆司

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	17,695	流動負債	47,262
固定資産	3,414	賞与引当金	99
		役員賞与引当金	3
		固定負債	1,479
		株主資本	△27,632
		資本金	100
		利益剰余金	△27,732
		利益準備金	30
		その他利益剰余金	△27,762
資産合計	21,110	負債・純資産合計	21,110

損益計算書の要旨

（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	47,545
売上原価	31,765
売上総利益	15,780
その他の営業収入	373
営業総利益	16,154
販売費及び一般管理費	18,672
営業損失	2,518
営業外損益	△718
経常損失	3,236
特別損益	△3,230
税引前当期純損失	6,467
法人税、住民税及び事業税	16
法人税等調整額	△460
当期純損失	6,022

第 38 期 決 算 公 告

2026年６月１日

長野県諏訪市大字湖南6585番地２

ヨシトミ・マーシン株式会社

代表取締役　佐藤　浩二

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	484,869
	固定資産	232,789
	有形固定資産	216,145
	無形固定資産	7,287
	投資その他の資産	9,357
	資産合計	717,658
負債及び純資産の部	流動負債	122,745
	賞与引当金	12,300
	その他	110,445
	固定負債	45,391
	役員退職慰労引当金	2,940
	その他	42,451
	負債合計	168,136
	株主資本	548,938
	資本金	78,000
	利益剰余金	470,938
	利益準備金	19,500
	その他利益剰余金	451,438
	（うち当期純利益）	(58,819)
	評価・換算差額等	583
	その他有価証券評価差額金	583
	純資産合計	549,522
	負債・純資産合計	717,658

第 101 期 決 算 公 告

令和８年６月４日

長野県千曲市大字粟佐1622番地

長野第一物流株式会社

代表取締役　菅井　勝典

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,111,057
	固定資産	1,046,143
	有形固定資産	936,456
	無形固定資産	8,609
	投資その他の資産	101,077
	資産合計	2,157,201
負債及び純資産の部	流動負債	1,018,301
	固定負債	205,309
	（うち役員退職慰労引当金）	(5,815)
	負債合計	1,223,611
	株主資本	920,470
	資本金	50,000
	利益剰余金	870,470
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	857,970
	（うち当期純利益）	(26,897)
	評価・換算差額等	13,119
	純資産合計	933,590
	負債・純資産合計	2,157,201

令和６年度決算公告

令和８年６月４日
東京都新宿区西新宿一丁目４番７号
株式会社スプレッド・セイコー
代表取締役　齋藤　光子

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	62,429
	固定資産	991,680
	合計	1,054,109
負債及び純資産の部	流動負債	962,937
	株主資本	91,172
	資本金	1,680
	資本剰余金	1,680
	資本準備金	1,680
	利益剰余金	87,812
	その他利益剰余金	87,812
	（うち当期純利益）	(25,932)
	合計	1,054,109

令和６年度決算公告

令和８年６月４日
東京都港区南青山五丁目６番２号
青山菊正ビル４Ｆ
株式会社菊正
代表取締役　齋藤　**靜**廣

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,275,712
	固定資産	892,637
	合計	3,168,350
負債及び純資産の部	流動負債	688,600
	固定負債	179,177
	株主資本	2,300,572
	資本金	3,000
	利益剰余金	2,297,572
	利益準備金	15,500
	その他利益剰余金	2,282,072
	（うち当期純利益）	(1,086,969)
	合計	3,168,350

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月四日
東京都港区南青山五丁目六番二号
青山菊正ビル四Ｆ
（甲）株式会社菊正
代表取締役　齋藤　**靜**廣
東京都新宿区西新宿一丁目四番七号
（乙）株式会社スプレッド・セイコー
代表取締役　齋藤　光子

第44期決算公告　令和８年６月４日

横浜市港南区日野中央一丁目12番３号
株式会社常盤石材
代表取締役　小林　忠雄

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	79,052
	固定資産	95,385
	資産合計	174,437
負債及び純資産の部	流動負債	3,874
	負債合計	3,874
	株主資本	170,562
	資本金	10,000
	利益剰余金	160,562
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	158,062
	（うち当期純利益）	(5,338)
	純資産合計	170,562
	負債・純資産合計	174,437

第59期決算公告　令和８年６月４日

横浜市港南区日野中央一丁目12番３号
株式会社小林石材店
代表取締役　小林　忠雄

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	228,031
	固定資産	310,167
	資産合計	538,198
負債及び純資産の部	流動負債	15,109
	負債合計	15,109
	株主資本	523,089
	資本金	3,000
	利益剰余金	520,089
	利益準備金	2,700
	その他利益剰余金	517,389
	（うち当期純利益）	(2,701)
	純資産合計	523,089
	負債・純資産合計	538,198

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）左記のとおりです。

令和八年六月四日
横浜市港南区日野中央一丁目一二番三号
（甲）株式会社小林石材店
代表取締役　小林　忠雄
横浜市港南区日野中央一丁目一二番三号
（乙）株式会社常盤石材
代表取締役　小林　忠雄

第６期決算公告　令和８年６月４日

京都市南区上鳥羽勧進橋町10番地
ライオンズマンション上鳥羽205号
株式会社エムテック
代表取締役　南谷　容宏

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	78,175
	固定資産	—
	合計	78,175
負債及び純資産の部	流動負債	70,110
	固定負債	—
	株主資本	8,064
	資本金	9,000
	利益剰余金	△935
	その他利益剰余金	△935
	（うち当期純損失）	(147)
	合計	78,175

第30期決算公告　令和８年６月４日

京都市南区上鳥羽勧進橋町10番地
ライオンズマンション上鳥羽205号
株式会社フォース
代表取締役　南谷　清美

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	145,780
	固定資産	648,533
	合計	794,314
負債及び純資産の部	流動負債	132,303
	固定負債	572,354
	株主資本	89,656
	資本金	45,000
	利益剰余金	44,656
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	33,406
	（うち当期純利益）	(1,204)
	合計	794,314

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月四日
京都市南区上鳥羽勧進橋町一〇番地
ライオンズマンション上鳥羽二〇五号
（甲）株式会社フォース
代表取締役　南谷　清美
京都市南区上鳥羽勧進橋町一〇番地
ライオンズマンション上鳥羽二〇五号
（乙）株式会社エムテック
代表取締役　南谷　容宏

第12期決算公告　令和８年６月４日

沖縄県国頭郡本部町字山川643番地３
農業生産法人株式会社沖縄美ら島ファーム
代表取締役　渡名喜朝之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	47,418
	固定資産	33,997
	合計	81,415
負債及び純資産の部	流動負債	31,699
	固定負債	102,948
	株主資本	△53,231
	資本金	8,000
	利益剰余金	△61,231
	繰越利益剰余金	△61,231
	（うち当期純利益）	(1,368)
	合計	81,415

第９期決算公告　令和８年６月４日

沖縄県国頭郡本部町字山川643番地３
株式会社沖縄美ら島フードサービス
代表取締役　渡名喜朝之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	82,165
	固定資産	1,073
	合計	83,238
負債及び純資産の部	流動負債	48,429
	固定負債	19,675
	株主資本	15,134
	資本金	10,000
	利益剰余金	5,134
	繰越利益剰余金	5,134
	（うち当期純利益）	(14,232)
	合計	83,238

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）左記のとおりです。

令和八年六月四日
沖縄県国頭郡本部町字山川六四三番地三
（甲）株式会社沖縄美ら島フードサービス
代表取締役　渡名喜朝之
沖縄県国頭郡本部町字山川六四三番地三
（乙）農業生産法人株式会社沖縄美ら島ファーム
代表取締役　渡名喜朝之

第 26 期 決 算 公 告

2026年６月４日

長崎県西彼杵郡長与町高田郷3737－１

四季工房株式会社

代表取締役社長　松浦　文彦

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	349	流動負債	197
固定資産	144	（賞与引当金）	(0)
		固定負債	86
		（退職給付引当金）	(48)
		株主資本	210
		資本金	20
		利益剰余金	191
		利益準備金	4
		その他利益剰余金	186
		（うち当期純利益）	(10)
		自己株式	△1
資産合計	493	負債・純資産合計	493

第 3 期 決 算 公 告

令和８年５月26日

福岡県久留米市篠山町一丁目12番３パークノヴァ501号

秋田レガシー株式会社

代表取締役　三浦　崇暢

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,452	流動負債	126,322
固定資産	770,430	株主資本	639,431
		資本金	10,000
		資本剰余金	622,645
		その他資本剰余金	622,645
		利益剰余金	6,786
		その他利益剰余金	6,786
		（うち当期純損失）	(992)
		評価・換算差額等	18,129
		その他有価証券評価差額金	18,129
資産合計	783,882	負債・純資産合計	783,882

第 8 期 決 算 公 告

令和８年５月15日　　新潟県見附市新幸町２番４号

株式会社ＦＡＭＳ

代表取締役社長　森田　卓寿

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	652,102	流動負債	129,807
固定資産	705,161	賞与引当金	21,185
		固定負債	28,147
		役員退職慰労引当金	13,450
		株主資本	1,199,309
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,958,638
		その他資本剰余金	1,958,638
		利益剰余金	△859,329
		その他利益剰余金	△859,329
		（うち当期純損失）	(45,688)
資産合計	1,357,264	負債・純資産合計	1,357,264

第 8 期 決 算 公 告

令和８年６月４日　　東京都江東区豊洲六丁目４番34号

株式会社Ｎｅｗ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎｓ

代表取締役　中尾　渓人

貸借対照表の要旨　（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,879,861	流動負債	383,184
固定資産	508,592	賞与引当金	15,015
		ポイント引当金	462
		クーポン引当金	860
		固定負債	985,447
		株主資本	△222,864
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,704,185
		資本準備金	2,704,185
		利益剰余金	△3,027,050
		その他利益剰余金	△3,027,050
		（うち当期純損失）	(951,766)
		新株予約権	1,242,686
資産合計	2,388,453	負債・純資産合計	2,388,453

第 111 期 決 算 公 告

2026年６月４日　　愛知県刈谷市一里山町金山100番地

トヨタ車体株式会社

代表取締役　松尾　勝博

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	339,966	流動負債	328,310
固定資産	315,420	製品保証引当金	11,587
		役員賞与引当金	113
		その他	316,610
		固定負債	50,431
		退職給付引当金	33,257
		その他	17,173
		負債合計	378,742
		株主資本	276,643
		資本金	10,371
		資本剰余金	15,590
		資本準備金	13,764
		その他資本剰余金	1,825
		利益剰余金	250,681
		利益準備金	2,217
		その他利益剰余金	248,463
		純資産合計	276,643
資産合計	655,386	負債・純資産合計	655,386

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	2,646,691	経常利益	127,501
売上原価	2,495,381	税引前当期純利益	127,501
売上総利益	151,309	法人税、住民税及び事業税	24,078
販売費及び一般管理費	26,620	法人税等調整額	3,271
営業利益	124,689	当期純利益	100,151
営業外収益	13,686		
営業外費用	10,875		

第 139 期 決 算 公 告

2026年６月４日　　広島市中区胡町６番26号

株式会社福屋

代表取締役　大下　洋嗣

貸借対照表の要旨　（2026年２月28日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**7,796**	**流動負債**	**20,915**
固定資産	**28,593**	賞与引当金	95
有形固定資産	21,289	**固定負債**	**7,137**
無形固定資産	983	退職給付引当金	971
投資その他の資産	6,319	役員退職慰労引当金	467
		負債合計	**28,052**
		株主資本	**1,231**
		資本金	460
		資本剰余金	222
		資本準備金	222
		利益剰余金	1,360
		利益準備金	107
		その他利益剰余金	1,253
		自己株式	△ 811
		評価・換算差額等	**7,106**
		その他有価証券評価差額金	1,174
		土地再評価差額金	5,931
		純資産合計	**8,337**
資産合計	**36,389**	**負債・純資産合計**	**36,389**

損益計算書の要旨　（自　2025年３月１日　至　2026年２月28日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	14,434	経常利益	762
売上原価	5,489	特別損失	582
売上総利益	8,944	税引前当期純利益	180
販売費及び一般管理費	8,312	法人税、住民税及び事業税	3
営業利益	632	法人税等調整額	3
営業外収益	342	当期純利益	173
営業外費用	213		